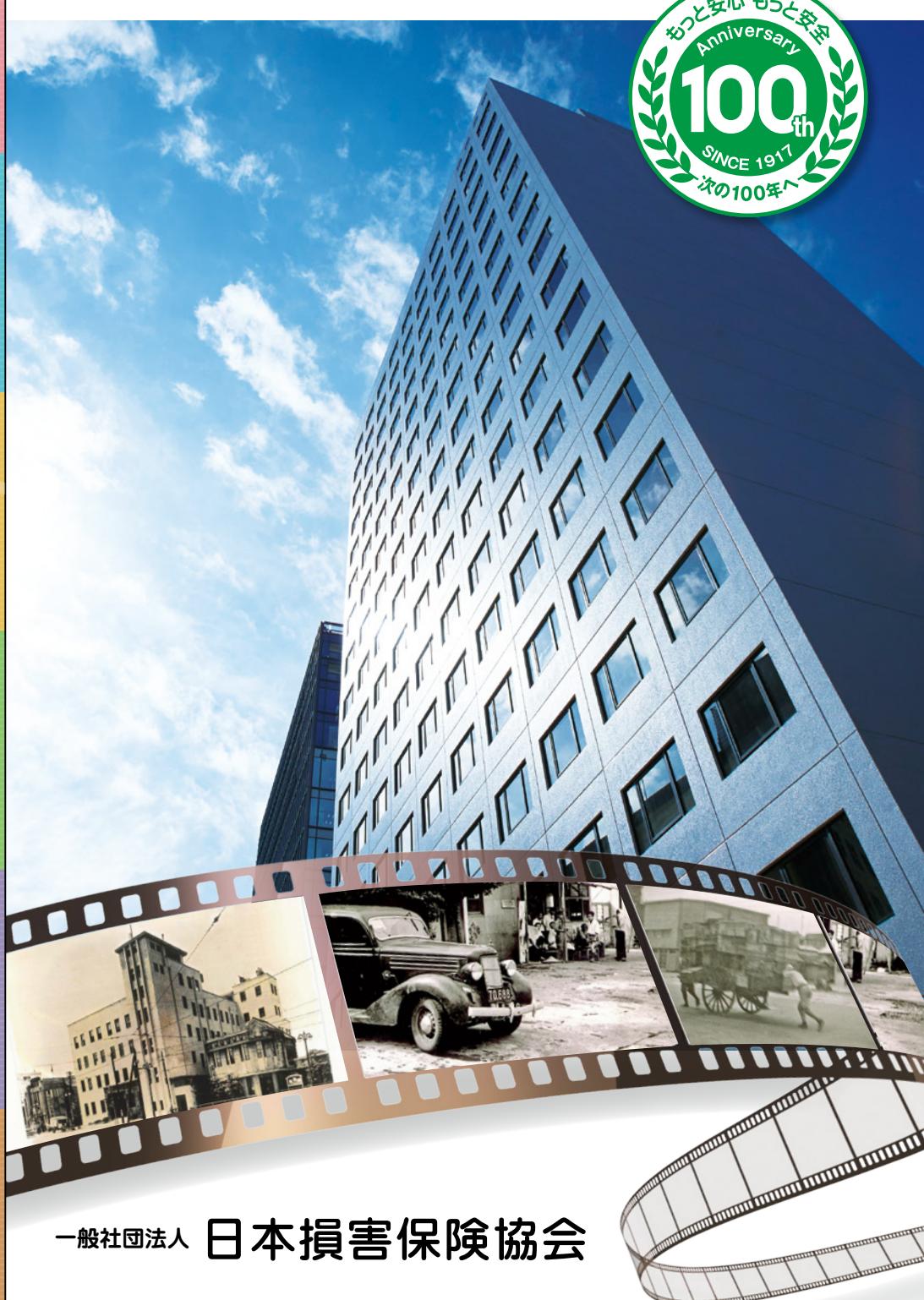


ファクトブック 2017

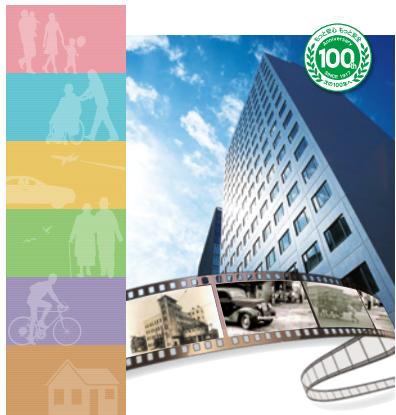
FACT BOOK

# 日本の損害保険



一般社団法人 日本損害保険協会





ファクトブック 2017

# 日本の損害保険

一般社団法人 日本損害保険協会

# 目次

## はじめに

日本損害保険協会とは	4
行動規範	7
第7次中期基本計画の概要	8

## 損害保険の概況

### 主要指標

損害保険会社の数	10
保険料	10
保険金	11
損害率・事業費率	11
総資産・運用資産	12
経常利益・当期純利益	12
代理店実在数・募集従事者数	13

### 多様な損害保険

くらしの安心を支える保険	14
事業活動の安心を支える保険	15
くるまの保険	16
すまいの保険	18
からだの保険・その他の保険	22

## 損保協会の活動

### I 損害保険の普及啓発・理解促進

1. 普及啓発・理解促進	24
2. 地震保険広報活動	25
3. 自賠責保険広報活動	26
4. 報道機関対応	26
5. 対話・交流	26

### II 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決

6. 相談・苦情・紛争解決対応	27
-----------------	----

### III 損害保険業の業務品質の向上

7. 消費者の声の活用	30
8. コンプライアンス・プログラム	31
9. ガイドライン等	32

### IV 損害保険業の基盤整備

10. 情報交換制度	34
11. 要望・提言	35
12. 国際関係業務	37
13. 自賠責保険運用益拠出事業	40

### V 事故、災害および犯罪の防止・軽減

14. 不正請求対策	41
15. 交通安全対策	42
16. 防災・防犯対策	44
17. 自動車盗難防止対策	47
18. 環境問題対策	48
19. 地域特性に応じた各支部の取組み	50

### VI 損害保険業に関する試験・認定、研修等

20. 募集人に対する試験・教育等	54
21. 損害調査関係の試験・研修	56
22. 医研センター研修・医療研究助成	57



## 資料・データ

日本国内で損害保険業を営む会社	58	火災保険関係	
主な損害保険の関連団体	59	主な風水害	79
個人情報保護の取組み	60	主な風水害等による保険金支払例	79
契約者保護のしくみ	60	主な風水害等による年度別保険金支払額	79
損害保険に関する主な法律	62	地震保険関係	
金融経済教育の取組み	66	主な地震災害	80
<b>主要指標関係</b>		地震保険による保険金支払例	81
元受正味保険料	68	地震保険制度の変遷	82
正味収入保険料	69	地震保険世帯加入率	84
正味収入保険料の保険種目別構成比	69	地震保険 都道府県別世帯加入率の推移	84
元受正味保険金	70	地震保険付帯率	85
正味支払保険金	70	地震保険 都道府県別付帯率の推移	85
総資産・運用資産	71	地震保険保有契約件数	86
総資産の内訳	71	地震保険 都道府県別保有契約件数の推移	86
<b>代理店関係</b>		<b>国際関係</b>	
代理店実在数の推移	72	主要国の損害保険料比較	87
損害保険の募集従事者数の推移	73	会員会社の海外進出状況	87
<b>自動車保険関係等</b>		会員会社の海外との再保険取引	89
交通事故の発生件数	74	海外連結損害保険子会社の 地域別正味収入保険料	89
自動車保険加入率	74	<b>自由化以降20年間の損害保険業界の動向</b>	90
自動車保険 都道府県別加入率	75	損害保険のあゆみ	92
高額判決例	76	2016年4月以降の主な出来事	96
自動車盗難の認知件数と支払保険金	77	平成28年熊本地震への対応	97
自動車盗難 都道府県別認知件数	77	損保協会の所在地	98
自転車の事故件数	78		
自転車での加害事故例	78		

# 日本損害保険協会(略称：損保協会)とは

損保協会は、損害保険会社を会員とする事業者団体です。

1917年に前身の組織である大日本聯合火災保険協会が設立されてから数えて、2017年5月29日で100周年の節目を迎えました。

損害保険は、皆さまの平穏な生活や安定した事業活動のお手伝いをするという社会的役割を担っています。

損保協会では、この社会的役割を着実に果たすために、消費者の皆さまとのコミュニケーションを推進し、皆さまからいただいたご意見に基づき業務品質の向上を図っています。また、身のまわりにあるリスクの軽減に向けて、防災・防犯対策、交通安全対策等にも力を入れて取り組んでいます。



昭和26年当時の損保会館  
（現・日本損害保険協会本部）

## 設立

- 1917年5月 大日本聯合火災保険協会設立(損保協会の起源)
- 1946年1月 日本損害保険協会設立
- 1948年5月 社団法人の認可を取得
- 2012年4月 一般社団法人に移行

## 目的

わが国における損害保険業の健全な発展および信頼性の向上を図ることにより安心かつ安全な社会の形成に寄与することを目的としています。

## 事業内容

1. 損害保険の普及啓発・理解促進に資する事業
2. 損害保険契約者等からの相談対応、苦情・紛争の解決に資する事業
3. 損害保険業の業務品質の向上に資する事業
4. 損害保険業の基盤整備に資する事業
5. 事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する事業
6. 損害保険業に関する研修、試験および認定等の事業

## 創立100周年にかかる各種取組み

損保協会では、2017年5月に創立100周年を迎えたことを記念した各種取組みを実施しました。

### ○100周年記念ロゴマークの作成



100周年の節目にあたり、キャッチコピーとして「もっと安心 もっと安全」を掲げ、100年の着実な歩みと安心・安全の担保を図案化しました。

全体形状の円は感謝と和を、上向きの月桂樹は次の100年へのさらなる安心・安全と発展・飛躍をイメージしています。

### ○「日本損害保険協会百年史」の刊行

創立100周年を記念し、「日本損害保険協会百年史」を刊行しました。

この百年史では、創立70年の際に編纂した70年史以降の30年間に焦点を当て、損害保険業界や損保協会に大きな影響を与えた重要なテーマを中心に編纂しています。

なお、70年史については、資料編として要旨をまとめました。



## ○「日本損害保険協会のご案内」の作成

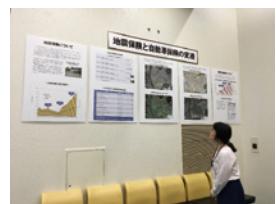
例年作成している損保協会の事業内容等を取りまとめたリーフレット「日本損害保険協会のご案内」について、100年の歴史を周知できる内容を加えて改訂しました。

本リーフレットでは損保協会の100年の主なあゆみを年表形式で掲載するとともに、年表と紐づけて、主な事業ごとに、これまでの沿革を含めて紹介しています。



## ○100年のあゆみのパネル展示

100年のあゆみをまとめたパネルを制作し、損保会館2階大会議室ホワイエで展示了しました。



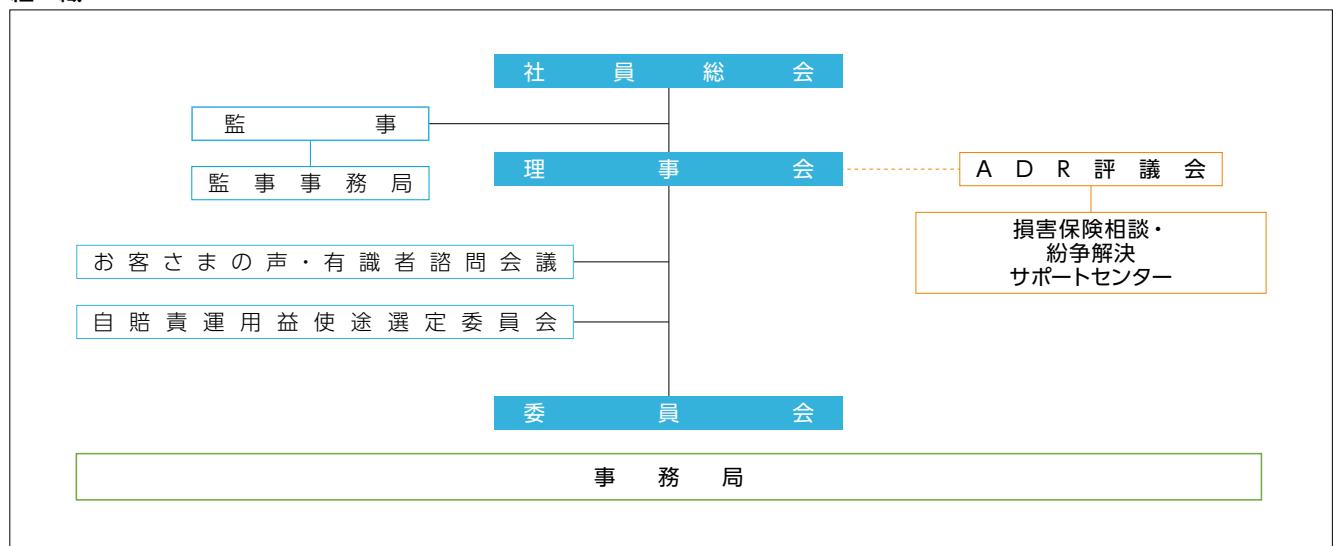
## ○神田祭への参加

2017年5月14日の神田祭に損保協会役職員が参加し、揃いの法被を着用して、地域と一緒に祭を盛り上げました。

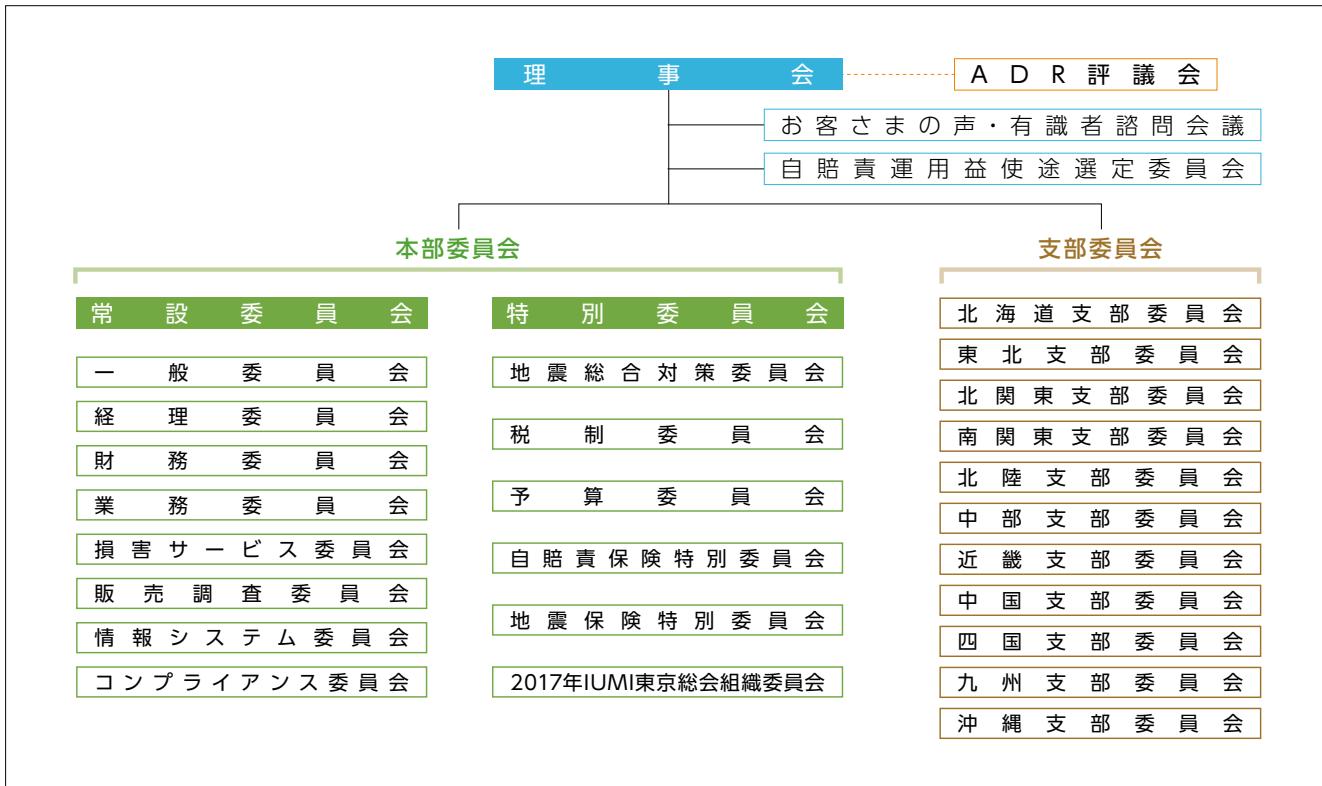


## 機構一覧(2017年7月1日)

### 組織



## 委員会機構



## 事務局機構



# 行動規範

1991年10月、損害業界が社会・国民からの信頼に応えていくことを目的として、「行動規範」を制定しました。企業は持続可能な社会の発展に向けて、主体的に行動することが求められています。損害協会では、損害業界の社会的存在意義をより高めていくことを目的に、2005年3月に行動規範を抜本的に改定しました。

## 日本損害保険協会 行動規範（抜粋）

制定 1991年10月17日  
改定 2005年 3月17日  
2012年 4月 1日

安全で安心できる社会の創造と、経済および国民生活の安定と向上に向けた相互扶助制度を円滑に運営することが、損害保険事業の社会的使命として求められている。

また企業および団体は、広く社会にとって有用な存在でなければならない。

そのため日本損害保険協会は、安全・安心で持続可能な社会の発展に貢献するとともに、損害保険事業の健全な発展を図るため、その事業活動にあたり、次の基本原則および行動指針を定める。会員各社は、この定めを尊重し、個々の経営方針のもと、経営トップ自らが先頭に立って、自主的にこれらを実践していくこととする。

### 1 基本原則

会員各社は、事業の経営にあたって、次の原則を遵守するとともに、役員および従業員の業務遂行についても、この原則が遵守されるように努めることとする。

#### 人間尊重の原則

事業に関わる全ての関係者に対し、人間尊重を行動の基本精神とする誠意ある行動をとる。

#### 法令等遵守（コンプライアンス）の原則

法令・ルールについては、その制定された目的も充分に理解してそれを誠実に遵守し、社会の期待に応える。

#### 積極的な社会参画の原則

わかりやすく親しみのある損害保険を目指すとともに、損害保険事業の社会的存在意義を更に高めるため、関係者とのコミュニケーションを実践しながら、社会に対し有益な働きかけを積極的・主体的に行う。

### 2 行動指針

- |                         |                       |
|-------------------------|-----------------------|
| 1. 商品・サービス提供に関する指針      | 7. 安全な社会の創造に関する指針     |
| 2. お客さまへの対応に関する指針       | 8. 社会貢献に関する指針         |
| 3. 個人情報等の取扱いに関する指針      | 9. 資産の運用に関する指針        |
| 4. 関係者とのコミュニケーションに関する指針 | 10. 内部統制システムの強化に関する指針 |
| 5. 雇用および職場環境に関する指針      | 11. 国際的な事業活動に関する指針    |
| 6. 地球環境に関する指針           | 12. 危機対応に関する指針        |

### 3 行動指針の実現

日本損害保険協会は、前記行動指針の実践に向けて、必要に応じて、具体的な行動基準やマニュアル等を整備・作成する。

（注）「環境保全に関する行動計画」および「環境問題に関する目標」についてはP.48に、記載しています。

## 第7次中期基本計画の概要

損保協会では、第7次中期基本計画（2015～2017年度）を策定し、当面の3か年で優先的に取り組む課題を、以下のとおり「重点課題」と位置づけ、その解決に向けて取組みを推進しています。

### ▶ 重点課題

#### 新たな環境変化に対応することによる「安心・安全な社会づくり」への貢献

##### ● 超高齢社会への取組み

- ・高齢者事故の発生実態や事故特性等に基づく、より効果的な防止策の提案や啓発の実施等、高齢者の事故防止・減少に資する取組みを推進します。
- ・超高齢社会に見合った新たなルール等の整備、保険募集・保険金支払に関する態勢整備等の取組みを推進します。

##### ● グローバル化への取組み

- ・国際保険監督規制を中心に国際的な規制の動向を注視するとともに、保険監督規制以外の国際的議論の動向についても注視し、国内法制度への影響等を踏まえた要望・提言を行う等、市場・事業環境の整備に資する取組みを推進します。また、アジア諸国の金融インフラ整備支援や通商課題への対応等、損保市場の健全な発展と会員会社の海外事業基盤の整備に資する取組みを推進します。
- ・訪日外国人への案内・情報提供のあり方や態勢整備等についての各種課題の整理、およびその取組みを推進します。

##### ● 新たなリスクへの取組み

- ・賠償責任や被害者救済等、新技術の実用化が損保業界に与える影響に関する研究・整理を通じて、各社共通となる事業基盤の整備に資する取組みを推進します。

#### 災害・犯罪の防止または軽減による「安心・安全な社会づくり」への貢献

##### ● 自然災害への取組み

- ・自然災害の発生実態や地域特性等に基づく、より効果的な防止策の提案等、自然災害における防災・減災に資する取組みを推進します。
- ・自然災害に係るリスクマネジメントの高度化による損保業界の健全性の維持・向上に向けた取組みを推進します。
- ・多様化する自然災害に応じた啓発や防災教育の実施等、消費者を取り巻くリスクに関する情報を共有し意思疎通を図るリスクコミュニケーションに資する取組みを推進します。
- ・地震保険の理解促進・普及促進の取組みを推進するとともに、東日本大震災で明らかになった課題も踏まえ、迅速・適正な保険金支払いを確保するための態勢整備を推進します。

##### ● 保険犯罪への取組み

- ・不正請求防止に係るシステムインフラの整備や消費者への啓発活動等、実効性の高い不正請求対策を実施します。

#### 消費者の保険の利用環境を整備することによる「安心・安全な社会づくり」への貢献

##### ● 新たな募集態勢の構築に向けた取組み

- ・改正保険業法により導入された情報提供義務・意向把握義務・代理店の体制整備義務への対応等、募集品質の維持・向上に資する取組みを推進します。なお、代理店の体制整備については、代理店の管理・指導を後押しする制度・仕組みの構築を含め効果的・効率的な対応を講じます。
- ・損害保険募集人一般試験や損害保険大学課程等、募集人教育の改善・安定化に資する取組みを推進します。

##### ● 消費者からの相談・苦情・紛争解決への取組み

- ・業界全体で業務品質向上に資する取組みを推進するとともに、そんぽADRセンターの一層の態勢強化等を推進します。

##### ● 消費者教育の取組み

- ・損害保険への理解を促進することにより、損害保険の裾野拡大やトラブル減少に取り組むとともに、これを踏まえた保険規制のあり方を提言します。
- ・交通安全・防災・防犯等の安全に関する意識啓発や、保険加入判断にも役立ちうる安全に関する教育を推進することにより、事故の減少ひいては社会的損失の低減に向けて実効性の高い取組みを推進します。

## ▶ 主な進捗状況（2017年8月末時点）

### ● 超高齢社会への取組み

- ・高齢者ドライバーの事故特性・運転特性に基づく事故防止・軽減につながるツール（高齢者向け交通事故防止啓発チラシ、DVD）の開発・配布を実施。
- ・高齢者を取り巻くリスク等について啓発する講演会を実施。
- ・高齢者交通事故防止啓発取組みとして、各地で高齢者への反射材配布・貼付を実施。
- ・外部研究機関と連携し、高齢者の事故特性や運転特性・歩行特性の分析・実証実験を開始。事故データを活用した分析結果について、研究報告書として公表。



「知っ得！ガイド」「高齢者向け交通事故防止啓発チラシ」

### ● グローバル化への取組み

- ・国際会議での働きかけや市中協議への対応等を通じ、保険監督者国際機構（IAIS）等が策定する国際基準に本邦業界の意見を反映。
- ・日本国際保険学校（ISJ）の実施、海外からの調査団受入れ、募集人試験・教育制度構築支援等を通じ、アジア各国・地域の損保市場の健全な発展に貢献。
- ・ASEAN保険会議へのオブザーブ参加、アジア損害保険エグゼクティブフォーラムの開催等によるアジア各国・地域の損保市場との関係強化。
- ・外国人居住者向けに英語・中国語・韓国語・日本語の情報提供WEBサイトを作成・公開。



外国人居住者向けWEBサイト

### ● 新たなリスクへの取組み

- ・有識者研究会を立ち上げ、自動運転車の事故による賠償責任のあり方について研究し、報告書を作成。

### ● 自然災害への取組み

- ・防災・減災に資する消費者向けの啓発取組みを全国6地区で実施。
- ・地震リスクへの認識を高め、地震保険への加入の必要性を訴求するため、2015年度は、付帯率が低い地域を中心に重点注力地域11道府県を設定し、地震フォーラムを開催。2016年度は、制度創設50周年記念フォーラムや損害保険代理店向けセミナー（全国30箇所）を開催。
- ・大規模地震においても迅速・適正な損害処理を実施するため、損害査定の簡素化に向けた検討・ツール等の整備を実施。
- ・各年代層に応じた防災教育副教材（中学生・高校生向け）を作成。
- ・自治体と連携し、地震保険の普及に関する施策（講演会・イベント出展等）を31都道府県で実施。

### ● 保険犯罪への取組み

- ・不正請求防止のための啓発活動を推進、警察等関係機関との連携を強化。

### ● 新たな募集態勢の構築に向けた取組み

- ・2016年5月施行の改正保険業法への対応として、募集コンプライアンスガイド等を改定し、代理店・募集人の自己点検チェックリストを作成。また、同ガイド等について、法改正後の各社の取組み状況や昨今の保険募集を取り巻く環境等を踏まえ、改定。

### ● 消費者からの相談・苦情・紛争解決への取組み

- ・そんぽADRセンターにおいて、年間研修プログラムを策定し、相談員等に対する研修を実施。また、お客さま満足度向上プログラムを策定・実施。

### ● 消費者教育の取組み

- ・大学連続講座・単発講座、高校生および一般消費者向け講演会等に講師を派遣。
- ・各年代層に応じたリスク教育副教材（中学生・高校生向け）を作成。

## 損害保険会社の数

国内損害保険会社<sup>\*1</sup>が30社（日本法人として損害保険業免許を受けている外資系国内会社<sup>\*2</sup>を含む）、外国損害保険会社<sup>\*3</sup>が22社、あわせて52の損害保険会社があります。（2017年7月1日現在）

また、損害保険会社で働く従業員（役員、一般社員、外務員および嘱託を含む）は、92,731人となっています（2017年4月1日現在。損保協会会員会社ベース）。

参照 P.58

資料・データ 日本国内で損害保険業を営む会社

52社が事業活動を行う。

国内損害保険会社 **30** 社

合計 **52** 社

外国損害保険会社 **22** 社

	国内損害保険会社	外国損害保険会社
元受および再保険業	28	12
再保険専業	2	6
船主責任保険専業	-	4
合計	<b>30</b>	<b>22</b>

\*1 国内損害保険会社 日本法人として損害保険免許を受けている会社。

\*2 外資系国内会社 外国資本が50%以上の国内損害保険会社。

\*3 外国損害保険会社 支店または代理店形態等で日本に進出している海外の損害保険会社。

## 保険料

元受正味保険料は0.6%減、正味収入保険料も1.4%減。

元受正味保険料

**9兆 101 億円**

正味収入保険料

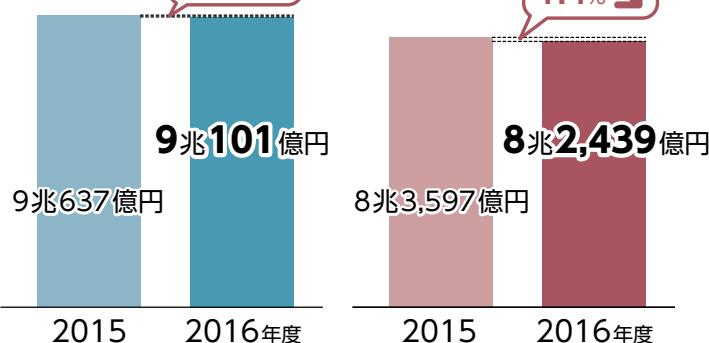
**8兆 2,439 億円**

●元受正味保険料

●正味収入保険料

0.6% ↓

1.4% ↓



参照 P.68、69

資料・データ 主要指標関係

\*4 元受正味保険料 お客さま（保険契約者）との直接の保険契約に係る収入を表す。

「元受正味保険料」＝「元受保険料」－「諸返戻金（満期返戻金を除く）」

\*5 正味収入保険料 元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。

「正味収入保険料」＝「元受正味保険料」＋「受再正味保険料」－「出再正味保険料」－「収入積立保険料」

## 保険金

正味支払保険金は4.3%増。

正味支払保険金<sup>\*6</sup>は、2016年4月に発生した熊本地震に係る地震保険の支払いなどにより、前年度に比べ全種目合計で4.3%増の4兆7,675億円となっています(損保協会会員会社ベース)。

### 正味支払保険金

**4兆 7,675 億円**

● 正味支払保険金

4.3% ↑

4兆5,689億円

2015

2016年度

参照 P.70

資料・データ 主要指標関係

\*6 正味支払保険金 支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。

「正味支払保険金」 = 「元受正味保険金」 + 「受再正味保険金」 - 「回収再保険金」

## 損害率・事業費率

損害率は3.5ポイント増、事業費率は増減なし。

### 損害率

**63.4%**

### 事業費率

**32.1%**

● 損害率

59.9%

63.4%  
3.5ポイント ↑

● 事業費率

32.1%

32.1%  
増減なし →

2015

2016年度

\*7 損害率 保険料に対して保険金等がどのくらい支払われたかを示す指標。数値が高いほど保険料に占める保険金の支払割合が高いことを示す。

「損害率」 = (「正味支払保険金」 + 「損害調査費」) ÷ 「正味収入保険料」

\*8 事業費率 保険料に対して保険募集や保険の維持管理のための費用をどの程度支出したかを示す指標。数値が低いほど経営効率が良いことを示す。

## 総資産・運用資産

総資産は2.3%増、運用資産も2.7%増。

総資産<sup>\*9</sup>は、保有する株式や外国証券の増加などから、前年度に比べ2.3%増の31兆5,579億円、運用資産<sup>\*10</sup>は2.7%増の28兆9,609億円となっています（損保協会会員会社ベース）。

参照 P.71

資料・データ 主要指標関係

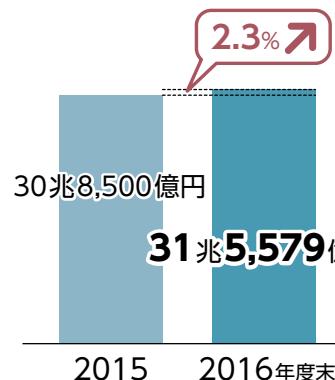
## 総資産

**31兆5,579億円**

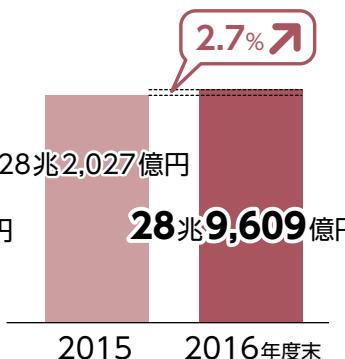
## 運用資産

**28兆9,609億円**

## ●総資産



## ●運用資産



\*9 総資産 運用資産およびその他資産（代理店貸、再保険貸など）の合計。

\*10 運用資産 預貯金、コール・ローン、買入金銭債権、金銭の信託、有価証券、貸付金、土地・建物などの合計。

## 経常利益・当期純利益

経常利益は484億円の増益、当期純利益も455億円の増益。

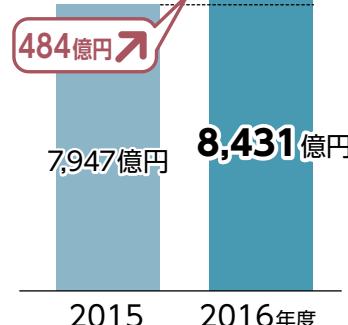
## 経常利益

**8,431億円**

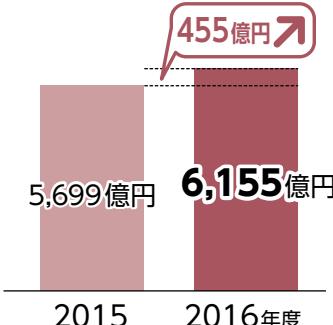
## 当期純利益

**6,155億円**

## ●経常利益



## ●当期純利益



\*11 経常利益 損害保険会社が保険引受や資産運用などによって経常的に得られる収益から、保険引受や資産運用などの経常的に掛かる費用を引いた利益のこと。

\*12 当期純利益 経常利益に特別利益を加え、特別損失、法人税および住民税等を控除して得られた利益のこと。

## 代理店実在数・募集従事者数

代理店実在数は3.0%減、募集従事者数は0.2%増。

全国にある損害保険代理店\*13は約20万店で約206万人が損害保険の募集に従事しています。(国内会社・外国会社合計)

また、2016年度に代理店が取り扱った保険料の割合は全体の91.6%となっています。

参照 P.72、73

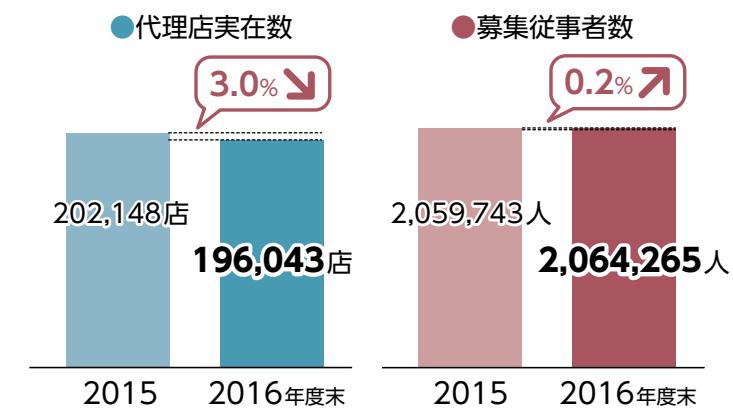
資料・データ 代理店関係

### 代理店実在数

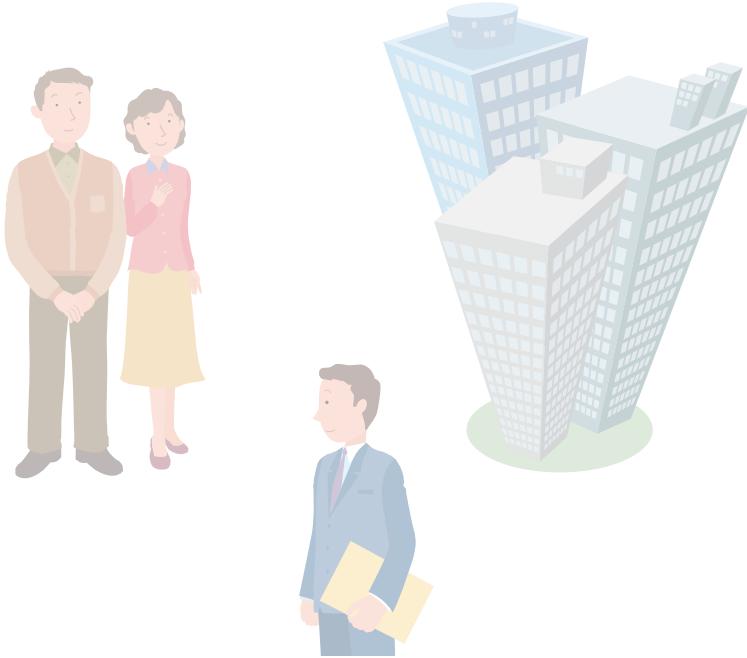
**19万6,043店**

### 募集従事者数

**206万4,265人**



\* 13 損害保険代理店 損害保険会社の委託を受けて、損害保険に関する説明や損害保険契約の締結などを行っている。



# 多様な損害保険

損害保険はわたしたちの生活を取り巻くさまざまな危険(リスク)によって生ずるであろう万が一の損害に対する経済的な備えです。

## くらしの安心を支える保険



### くるま



自動車事故等での損害に備える保険です。

法律で加入が義務付けられている「自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)」と任意の自動車保険の2種類に分類されます。

- 自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)

- 自動車保険

- |          |           |
|----------|-----------|
| ■ 対人賠償保険 | ■ 搭乗者傷害保険 |
| ■ 対物賠償保険 | ■ 車両保険    |
| ■ 人身傷害保険 |           |

など

### すまい



建物や家財の損害に備える保険です。

総合型の保険では、盗難や水災などによる損害も補償されます。

「地震保険」は、火災保険とセットでの加入となります。

- 火災保険

- 地震保険

- 積立型(貯蓄型)の保険\*

など

### からだ 老後の生活



ケガや病気、老後の生活に備える保険です。

- 傷害保険

- 医療保険

- 所得補償保険

- がん保険

- 介護(費用)保険

- 年金払積立傷害保険\*

- 積立型(貯蓄型)の保険\*

など

### くらし レジャー



スポーツやレジャー中のケガ・用品の損害、他人への賠償責任などに備える保険です。

また、ペットの病気やケガに備える保険もあります。

- 海外旅行保険

- 国内旅行傷害保険

- ゴルファー保険

- 個人賠償責任保険

- ペット保険

など

#### \* 積立型(貯蓄型)の保険とは…

- ・保険期間(契約期間)が例えば3年から6年程度と長期であり、保険本来の補償機能と、満期時には満期返戻金が支払われるという貯蓄機能を併せ持った保険です。
- ・特に高齢社会における年金ニーズに対しては、積立型(貯蓄型)の保険の仕組みを用いた個人年金商品(年金払積立傷害保険)や確定拠出年金に対応した積立傷害保険などもあります(個人年金商品の保険期間は、最長60年程度)。

## 事業活動の安心を支える保険



### 自動車



- 自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）
- 自動車保険

など

### 建物 財物



- 火災保険
- 風水害保険
- 動産総合保険
- コンピュータ総合保険
- 盗難保険
- 機械保険
- ガラス保険

など

### 売上利益



- 企業費用・利益総合保険
- 店舗休業保険
- 興行中止保険
- 生産物回収費用保険

など

### 輸送



- 運送保険
- 貨物海上保険
- 船舶保険
- 航空保険
- 船客傷害賠償責任保険

など

### 損害賠償



- 施設賠償責任保険
- PL保険（生産物賠償責任保険）
- 自動車管理者賠償責任保険
- D&O保険（会社役員賠償責任保険）
- 個人情報漏えい保険

など

### その他



- 労働災害総合保険
- 建設工事保険
- 組立保険
- 土木工事保険
- 公共工事履行ボンド
- 信用保険
- 原子力保険

など

## くるまの保険

参照 P.74~78

資料・データ 自動車保険関係等

## ▶自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）

- 自賠責保険は、交通事故の被害者保護を目的としている保険であり、自動車損害賠償保障法（自賠法）に基づき、原動機付自転車（原付バイク）を含む全ての自動車に契約することが義務付けられています。なお、法律に基づいた保険であるため、補償内容・保険料については、自賠責保険を扱う保険会社間で差異はありません。

## &lt;保険料例&gt;

2017年9月現在（2017年4月1日以降始期契約、単位：円）

車種	契約期間							
	12か月	13か月	24か月	25か月	36か月	37か月	48か月	60か月
自家用乗用自動車 (例)白の3・5・7ナンバー	15,520	16,380	25,830	26,680	35,950	36,780	-	-
小型二輪自動車 (例)250cc超のバイク	8,290	8,560	11,520	11,780	14,690	14,950	-	-
検査対象軽自動車 (例)三輪・四輪の軽自動車	15,130	15,960	25,070	25,880	34,820	35,610	-	-
検査対象外軽自動車 (例)250cc以下のバイク	8,650	-	12,220	-	15,720	-	19,140	22,510
原動機付自転車 (例)スクーター(125cc以下)	7,500	-	9,950	-	12,340	-	14,690	16,990

(注)いすれも本土に適用する保険料。

- 自賠責保険は、他人を死傷させた場合の損害賠償（対人賠償）のみを補償する保険であり、ご自身のケガや他人のモノなどに対する損害賠償（対物賠償）は補償されません。また、右のとおり、被害者1名について支払保険金に限度額が設けられています。対人賠償のうち自賠責保険の支払限度額を超える部分、対物賠償、ご自身のケガや車両損害について備えるためには、任意の自動車保険に加入する必要があります。

## &lt;支払われる保険金の限度額&gt;

損害の内容		被害者1名あたりの限度額
ケガによる損害		120万円
後遺障害による損害 <small>（注）</small>	神経系統の機能または精神・胸腹部臓器に著しい障害を残し、介護を要する場合（第1級）	4,000万円
	随時介護を要する場合（第2級）	3,000万円
	上記以外の後遺障害	（第1級）3,000万円～（第14級）75万円
死亡による損害		3,000万円

(注)後遺障害による損害は、障害の程度により第1級～第14級の等級が認定されます。支払保険金の限度額は等級別に定められています。

## △満期年月にご注意ください△

自動車検査登録制度（車検制度）の対象となっている自動車や250ccを超えるバイクは、車検のときに自賠責保険を契約していることが求められますが、車検制度の対象ではない250cc以下のバイク（原付バイクなど）は、自賠責保険の契約期間が切れていないかご注意ください。自賠責保険を契約すると、保険の満期年月を示すステッカー（保険標章）も交付されますので、ナンバープレートの左上部などに貼り付け、いつでも確認できるようにすることができます。



(注)この例では、平成30年9月が満期年月です。契約の更新を忘れないように注意が必要です。

## 自動車保険

- 自動車保険は、自動車事故によるさまざまな損害を補償する保険で、他人の身体や財物に与えた損害を補償する保険、運転者や同乗者が被った身体の傷害を補償する保険、自分の自動車が被った損害を補償する保険などがあります。
- 自動車保険は、法律で加入することが義務付けられている自動車損害賠償責任保険（自賠責保険）と区別する意味で、契約者が任意で契約するため「任意の自動車保険」と呼ばれることがあります。
- 各保険会社では、さまざまなタイプの自動車保険を開発・販売しています。例えば、自家用自動車を対象とする自動車保険では、「対人賠償保険」「対物賠償保険」「人身傷害保険」「搭乗者傷害保険」「無保険車傷害保険」「自損事故保険」「車両保険」のうち、いくつかの保険を組み合わせて販売しています。
- 自動車事故による損害の種類と自動車の保険は、次のような関係になっています。

	身体の損害（死傷）	財物の損害
相手への賠償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相手を死傷させた</li> <li>・自賠責保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●相手の財物を壊した</li> <li>・対物賠償保険</li> </ul>
自分等への補償	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分や搭乗中の者が死傷した</li> <li>・人身傷害保険</li> <li>・搭乗者傷害保険</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自分の車が壊れた</li> <li>・車両保険</li> </ul>
<b>損害の種類と 対応する自動車の保険</b>		

### 相手への賠償

- 【対人賠償保険】自動車事故により、他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、自賠責保険の支払限度額を超える損害が補償されます。
- 【対物賠償保険】自動車事故により、他人の自動車や建物など他人の財物に損害を与える、法律上の損害賠償責任を負った場合の損害が補償されます。

### 自分等への補償

- 【人身傷害保険】自動車事故により、自動車に乗車中の者が死傷した場合に、過失割合に関わらず損害額が補償されます。補償範囲を、契約時に特定した自動車に乗車中の場合に限定した商品のほか、他の自動車に乗車中や歩行中の場合も補償の対象としている商品があります。
- 【搭乗者傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【無保険車傷害保険】自動車事故により、契約時に特定した自動車に乗車中の者が死亡または後遺障害を被った場合であって、加害者からの十分な損害賠償が受けられないときに、その損害額が補償されます。
- 【自損事故保険】電柱に自ら衝突するような単独事故などによって運転者自身が死傷した場合に保険金が支払われます。ただし、定額での支払いとなります。
- 【車両保険】事故によって、契約時に特定した自動車が損害を受けた場合に保険金が支払われます。

## すまいの保険

参照 P.79~86

資料・データ 火災保険関係・地震保険関係

## 火災保険

- 火災保険は、火災だけでなく、風水災などの自然災害によって「建物」や「家財」などに生じた損害を補償する保険です。
- 火災保険の主な補償内容は以下のとおりです。また、損害に対する補償に加えて、その損害に伴う諸費用に対して保険金が支払われるものがあります。保険会社によって補償内容は異なっていますので、詳細については損害保険会社または代理店に確認することが必要です。
- また、泥棒に入られて家財が盗まれたり、自動車が建物に飛び込んできて建物が壊された場合など、日常の思いがけない事故による損害を補償する商品もあります。

## 【損害保険金をお支払いする主な場合】

- ・火災・落雷・破裂または爆発
- ・風災・雹(ひょう)・災・雪災\*
- ・水濡れ
- ・騒擾(じょう)および集団行動等に伴う暴力行為もしくは破壊行為
- ・盜難\*
- ・水災\*
- ・日常の不測・突発的な事故による破損・汚損\*

## 【主な費用保険金】

- ・損害防止費用
- ・災害時の臨時費用\*
- ・残存物の取り片づけ費用\*
- ・失火見舞費用\*
- ・地震火災費用\*

\*一定の制限付で補償される場合があります。

## ●住宅修理に関するトラブルにご注意●

住宅修理（リフォーム）に関し「保険が使える」と言って勧誘する業者と利用者とのトラブルが発生しています。「解約しようとすると高額な料金を請求された」「うその理由により保険金を請求するように言われた」といった事例が見受けられます。

このような勧誘については、住宅の修理を業者と契約する前に、ご契約している損害保険会社または代理店へご相談ください。

## 地震保険

- 地震保険は、被災者の生活の安定に寄与することを目的とする保険です。「地震・噴火またはこれらによる津波」(以下「地震等」)を原因とする火災・損壊・埋没・流失によって建物や家財に損害を被った場合に、生活を再建するための資金を保険金としてお支払いします。
- 「地震等」による建物の火災や損壊などは、その発生予測が困難なことなどから、火災保険では補償されません。これらの損害に備えるには、政府と損害保険会社が「地震保険に関する法律」に基づいて共同で運営している地震保険を契約する必要があります。この地震保険は、補償内容・保険料について保険会社間で差異はありません。
- 地震保険の補償の対象となる損害は、「地震等」を直接または間接の原因とするものであり、具体例としては次のような損害が該当します。
  1. 地震による倒壊、破損
  2. 地震によって生じた火災による焼損
  3. 地震によって河川の堤防やダムが決壊し、洪水となったため生じた流失、埋没
  4. 噴火に伴う溶岩流、噴石、火山灰や爆風によって生じた倒壊、埋没
  5. 地震や噴火の結果生じた土砂災害による流失、埋没
  6. 津波によって生じた流失、倒壊
- 地震保険は単独では契約できず、必ず火災保険に付帯(セット)して契約する必要があります。また、現在契約している火災保険に地震保険を付帯していない場合には、火災保険の保険期間の中途でも地震保険を付帯することができます。
- 地震保険の契約金額は、火災保険の契約金額に対して、30%~50%の範囲内で設定します。ただし、建物は5,000万円、家財は1,000万円が限度額となります。
- 保険金は、迅速にお支払いするために損害の程度に応じて、契約金額の一定割合が支払われます。その内容は以下のとおりですが、損害が「一部損」に至らないときには、保険金は支払われません。

	火災保険の契約金額に対する割合	限度額
建物 <sup>※1</sup>	30%~50%	5,000万円
家財 <sup>※2</sup>		1,000万円

※1 住居のみに使用される建物および併用住宅

※2 30万円を超える貴金属・宝石などは含まれません

損害の程度		保険金	状態(建物については次のいずれかの場合)
全 損		契約金額の100%	1. 基礎・柱・壁・屋根など <sup>※1</sup> の損害額が 建物の時価の50%以上 <sup>※2</sup> の場合 2. 燃失・流失した床面積が 建物の延床面積の70%以上の場合
2016年12月31日まで	半損	契約金額の50%	1. 基礎・柱・壁・屋根など <sup>※1</sup> の損害額が 建物の時価の20%以上50%未満 <sup>※2</sup> の場合 2. 燃失・流失した床面積が 建物の延床面積の20%以上70%未満の場合
2017年1月1日以降	大半損	契約金額の60%	1. 基礎・柱・壁・屋根など <sup>※1</sup> の損害額が 建物の時価の40%以上50%未満 <sup>※2</sup> の場合 2. 燃失・流失した床面積が 建物の延床面積の50%以上70%未満の場合
	小半損	契約金額の30%	1. 基礎・柱・壁・屋根など <sup>※1</sup> の損害額が 建物の時価の20%以上40%未満 <sup>※2</sup> の場合 2. 燃失・流失した床面積が 建物の延床面積の20%以上50%未満の場合
一部損		契約金額の5%	1. 基礎・柱・壁・屋根など <sup>※1</sup> の損害額が 建物の時価の3%以上20%未満 <sup>※2</sup> の場合 2. 建物が床上浸水または地盤面から45cmを超える浸水を受け損害が生じた場合で、その建物について生じた損害が、全損・半損(大半損・小半損)または一部損に至らないとき

※1 基礎・柱・壁・屋根などの主要構造部に着目して損害を調査します。地震保険でいう「主要構造部」とは、建築基準法施行令第1条第3号に掲げる構造耐力上主要な部分をいいます。

※2 津波によって建物(「木造建物」「共同住宅を除く鉄骨造建物(鉄骨系プレハブ造建物等の戸建住宅)」)に浸水損害が生じた場合は浸水の深さ、地盤の液状化によって建物(上記と同じ)に損害が生じた場合は傾斜の角度または沈下の深さで「全損」、「半損」(2017年1月1日以降始期契約は、「大半損」、「小半損」)、「一部損」を認定します。詳しくは、お近くの損害保険会社までお問い合わせください。

## すまいの保険

- 地震保険料は、建物の構造および所在地により異なります。建物の構造は、地震の揺れによる損壊や火災による焼損などの危険を勘案し、イ構造\*と口構造\*の2つに区分されています。

## &lt;1年間の保険料（契約金額100万円あたり）&gt;

2017年9月現在（保険期間の始期が2017年1月1日以降の契約）

都道府県	構造区分	イ構造*	口構造*
岩手県・秋田県・山形県・栃木県・群馬県・富山県・石川県・福井県・長野県・滋賀県・鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・鹿児島県	680円	1,140円	
福島県	740円	1,490円	
北海道・青森県・新潟県・岐阜県・京都府・兵庫県・奈良県	810円	1,530円	
宮城県・山梨県・香川県・大分県・宮崎県・沖縄県	950円	1,840円	
愛媛県	1,200円	2,380円	
大阪府	1,320円	2,380円	
徳島県・高知県	1,350円	3,190円	
茨城県	1,350円	2,790円	
埼玉県	1,560円	2,790円	
愛知県・三重県・和歌山県	1,710円	2,890円	
千葉県・東京都・神奈川県・静岡県	2,250円	3,630円	

※セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。

(イ構造…主として鉄骨・コンクリート造の建物 口構造…主として木造の建物)

## &lt;割引制度&gt;

建物の免震・耐震性能に応じた割引制度があります。

## ○免震建築物割引：50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく免震建築物である場合

## ○耐震等級割引：10～50%

「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく耐震等級を有している場合

## ○耐震診断割引：10%

地方公共団体等による耐震診断または耐震改修の結果、改正建築基準法（1981年6月1日施行）における耐震基準を満たす場合

## ○建築年割引：10%

1981年6月1日以降に新築された建物である場合

(注1) 上記の割引は重複して適用を受けることはできません。

(注2) 割引の適用を受けるには、建物が割引の条件を満たしていることを確認できる資料を提出いただく必要があります。



- 地震保険の保険料は損害保険料率算出機構という中立機関が算定した保険料率をもとに算出されています。具体的には、政府の地震調査研究推進本部による「確率論的地震動予測地図」を活用し、保険料を算定しています。

- 地震保険は、「地震保険に関する法律（地震保険法）」に基づき、政府と損害保険会社が共同で運営する公共性の高い保険です。

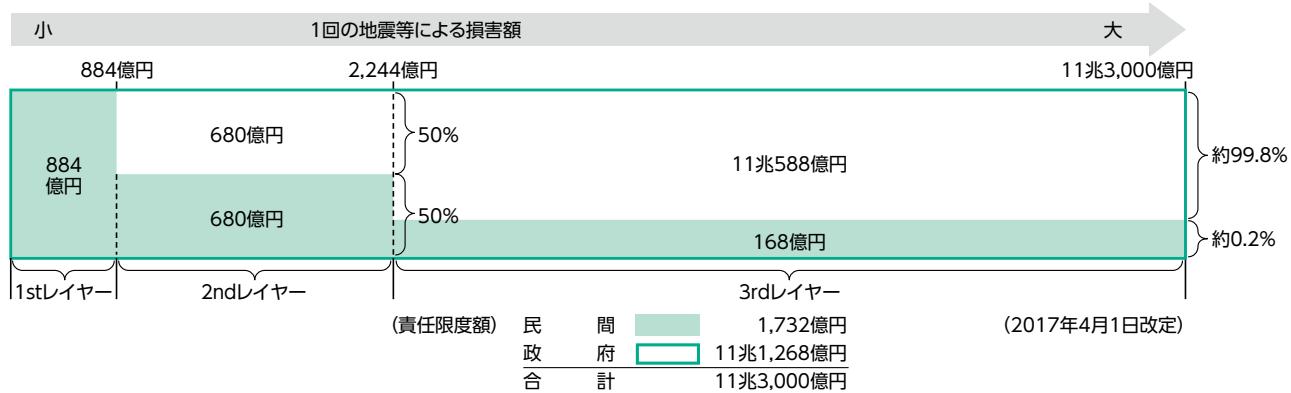
ひとたび大規模な地震が発生すると、巨大な損害が発生するおそれがあることから、地震保険は巨額の保険金の支払いに備えて政府が再保険を引き受けるしくみとなっています。

損害保険会社は利潤をいただかず、保険料は、将来発生する地震による保険金支払いに備えて積み立てられています。

国の防災基本計画には、災害復旧・復興への備えとして地震保険制度の充実と普及向上を図ることが盛り込まれています。



### 【政府と民間の地震再保険のしくみ】



(注)大規模地震対策特別措置法に基づく警戒宣言が発令された場合には、東海地震に係る地震防災対策強化地域内にある建物・家財について、新たに地震保険を契約することはできません。

また、すでにご契約いただいている地震保険の契約金額を増額することもできませんので、ご注意ください。

- 地震保険法により、1回の地震等による保険金の総支払限度額は関東大震災クラスの大震災が発生しても保険金の支払いに支障がないように最大11.3兆円（2017年9月現在）に設定されており、下図のとおり、大規模な地震では、政府が大きな負担をするしくみとなっています。

- 地震保険契約者には、税制上の優遇措置があります。「地震保険料控除」というもので、所得税、個人住民税の計算をする際に、所得金額からその年に支払った地震保険料のうち一定の金額を控除することができ、税金が軽減されます。

控除ができる金額は以下のとおり、所得税で地震保険料の全額（5万円限度）、個人住民税で地震保険料の2分の1（2.5万円限度）となっています。

控除対象額	
所得税	地震保険料の全額（最高5万円）
個人住民税	地震保険料の1/2（最高2.5万円）

## からだの保険・その他の保険

## ▶ 傷害保険

- 傷害保険は、被保険者が「急激・偶然・外来の事故」によりケガをした結果、入院・通院したり死亡したりした場合などに保険金が支払われる保険です。主として交通事故によるケガの補償に限定したタイプの保険もあります。また、被保険者の範囲を「本人のみ」「家族向け」「夫婦のみ」などパターン別に用意して販売されています。
- 傷害保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要 件
死亡保険金	ケガにより、死亡したとき
後遺障害保険金	ケガにより、後遺障害が生じたとき
入院保険金	ケガにより、入院したとき
手術保険金	ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
通院保険金	ケガにより、通院したとき

## ▶ 医療保険

- 医療保険は、被保険者がケガをしたり病気になった結果、入院・通院した場合などに保険金が支払われる保険です。
- 医療保険で支払われる主な保険金は、次のとおりです。

保険金の種類	要 件
入院 関係	傷害入院保険金 ケガにより、入院*したとき
	疾病入院保険金 病気で入院*したとき
手術 関係	傷害手術保険金 ケガの治療のため、所定の手術をしたとき
	疾病手術保険金 病気の治療のため、所定の手術をしたとき
その他	傷害通院保険金 ケガの治療のため、通院したとき
	疾病通院保険金 病気の治療のため、通院したとき
	葬祭費用保険金 被保険者が死亡した場合で、その親族が葬儀費用を負担したとき
	先進医療費用保険金 ケガや病気で入院し、その治療のため先進医療を受けて技術料を負担したとき

\*医療保険における「入院」…

「入院」とは、医師による治療が必要な場合において、自宅などの治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。このため、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療処置を伴わない人間ドック検査などによる入院については、医療保険では補償されません。

## ▶ 海外旅行保険

- 海外旅行保険は、被保険者が海外旅行を目的として住居を出発してから帰着するまでの間（以下「旅行行程中」）に被る可能性のある各種の危険（リスク）を補償する保険です。各種の危険（リスク）を総合的に補償する商品のほか、必要な補償だけを選んで契約する、いわゆる「バラ売り」の商品も用意されています。
- 海外旅行保険の主な補償内容は次のとおりです（総合的に補償するタイプの場合）。

傷害治療費用	旅行行程中でのケガの治療費用を補償
疾病治療費用	旅行行程中での病気の治療費用を補償
傷害死亡	旅行行程中でのケガで死亡した場合に補償
傷害後遺障害	旅行行程中でのケガによって後遺障害を負った場合に補償
疾病死亡	旅行行程中での病気で死亡した場合に補償
賠償責任	旅行行程中に誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊して法律上の賠償責任を負った場合の損害を補償
携行品損害	旅行行程中に「被保険者が所有かつ携行する身の回り品」が盗難にあつたり壊れた場合の損害を補償
救援者費用	海外旅行先でケガや病気で入院して家族が現地に駆けつけた場合の費用を補償
航空機寄託手荷物遅延費用	手荷物の到着が遅れて身の回り品を購入した場合の費用を補償
航空機遅延費用	航空機が遅れて宿泊代・食事代などを別途自己負担した場合の費用を補償
偶然事故対応費用	旅行行程中の予期せぬ偶然な事故で被保険者が負担を余儀なくされた費用（交通費、宿泊代、食事代、通信費など）を補償

（参考）「被保険者」…

保険の補償を受ける人、または保険の対象になる人をいいます。保険契約者と同一の人であることもあります、別人であることもあります。

## ▶ 個人賠償責任保険

- 日常生活で誤って他人にケガをさせたり他人の物を壊したりして、損害賠償金や弁護士費用などを負担した場合の損害を補償する保険です。本人とその家族（同居の親族、別居の未婚の子）が補償対象となります。
- 火災保険や傷害保険、自動車保険などの特約として契約する場合が一般的です。

1. 自転車で走行中に歩行者とぶつかりケガを負わせた。	4. 子供が駐車場に停めてあった他人の車をキズつけた。
2. 買い物中に陳列商品を落とし破損させた。	5. ベランダの鉢植えが落下して歩行者の頭にあたり死亡させた。
3. 飼い犬が他人を噛んでケガをさせた。	

### 自転車事故への備え

近年、数千万円以上にのぼる高額な損害賠償を命じる判決が相次いでいることから、自転車事故に対する社会的な関心も高まっています。最近では条例によって自転車事故による損害賠償に備える保険の加入を義務付けたり、努力義務としたりする動きも広がっていますが、賠償責任を負ってしまうことに備えるためには「個人賠償責任保険」が必要になります。また、事故による自身のケガに備えるには「傷害保険」が必要になります。自転車を利用する際には、このようなリスクを認識して、必要に応じて保険への加入を検討することも重要です。

#### <自転車事故に備える保険>

保険の種類	対象		事故の相手	自分
	生命・からだ	財産		
個人賠償責任保険	○	○	×	
傷害保険	×	×	○	

## 1 普及啓発・理解促進

消費者の皆さんに損害保険を理解いただくための取組みとして、損保協会ホームページや講師派遣活動などを通じて、損害保険に関する各種情報を発信しています。

### 消費者向け専用サイト「そんぽのホント」

消費者の皆さんに損害保険を正しく、そして楽しく理解いただくために、損害保険のしくみや種類、契約についての注意事項などを学べる消費者向け専用ウェブサイト「そんぽのホント」を作成しています。損害保険のしくみや基礎知識について体系的に学べるコンテンツのほか、クイズコーナーでは自身の知識を点検することができます。

さらに学校の現場でご利用いただける教材を紹介する「スクールナビ」のコーナーなども設けています。



### 講師派遣活動

消費者の皆さんと、直接コミュニケーションができる機会として、各種講演会を開催しています。

一般消費者向けには、「身近な損害保険の種類やしくみ」、「自然災害に備える損害保険」などをテーマとして実施しています。

消費生活相談員向けには、一般消費者からの損害保険に関する相談等に対応するにあたっての相談対応マニュアル「そんぽ相談ガイド」を使用した勉強会を実施しています。

大学生向けには、連続講座（単位講座）や単発講座などの実学講座を実施しています。連続講座については、14大学で実施しています。

高校生向けには、損保協会から講師を派遣しています。

中学生・高校生向けには、教師が自ら授業を行える副教材（リスク教育副教材）を提供しています。



そんぽ相談ガイド

### 2016年度講師派遣実績

- ・一般消費者等向け : 109回
- ・消費生活相談員向け : 54回
- ・大学生向け : 321回
- ・高校生向け（PTA・教師含む） : 116回

### 2017年度連続講座実施校

北海道大学、東北大学、福島大学、埼玉大学、上智大学、一橋大学、日本大学、金沢大学、名古屋大学、大阪大学、広島大学、香川大学、九州大学、琉球大学

## 2 地震保険広報活動

地震保険の理解促進および加入促進を図るため、テレビ・新聞・ラジオ・インターネット等の広告、損保協会関係者によるテレビ番組出演等、マスメディアを通じた「地震保険広報活動」を1995年から実施しています。



**地震保険制度創設50周年**  
 年にあたる2016年度は、地震保険の歴史を振り返り、一層の普及促進に向けた取組みの足掛かりとするため、9月5日に「地震保険制度創設50周年記念フォーラム」を開催しました（損害保険業界関係者および一般消費者383人が参加）。

### 開会

#### ①開会挨拶

北沢 利文（一般社団法人 日本損害保険協会 会長）

#### ②来賓挨拶

木原 稔 氏（財務副大臣）

#### ③地震保険制度創設50周年によせて（メッセージ）

蒲島 郁夫 氏（熊本県知事）

### 第1部 基調講演「地震保険制度50年の歩み」

#### ①地震保険の歴史と今後の課題

太田 充 氏（財務省大臣官房総括審議官）

#### ②地震災害への対応

遠藤 俊英 氏（金融庁監督局長）

### 第2部 パネルディスカッション 「これからの地震保険を考える」

#### 【モデレーター】

佐藤 主光 氏（一橋大学 国際公共政策大学院 経済学研究科 教授）

#### 【パネリスト】

河田 恵昭 氏（関西大学 社会安全研究センター長（特別任命教授）  
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター長）

清水 香 氏（株式会社 生活設計塾クルー 取締役）

榎原 昌宏 氏（株式会社 谷地保険事務所 代表取締役）

鈴木 育（一般社団法人 日本損害保険協会 常務理事）

### ディスカッション（抜粋）

#### 「消費者に、地震リスクを正しく評価し備えの必要性を実感してもらう方法」

- ・日本で判明しているだけでも約2,000の活断層があり、いつでもどこでも誰でも地震に遭うおそれがある。
- ・最悪の事態に「そのとき我が家はどうなるのか」をお金の側面からリアルに考える必要がある。
- ・木造住宅密集地域では、地震による火災リスクも認識する必要がある。
- ・地震が発生すれば、一度に多くの方が被災し、一人あたりの損害額も大きい。交通事故や火災と同じくらい地震は恐ろしいと伝えていく必要がある。

#### 「損保会社や損保代理店に期待する役割」

- ・災害対策を無視したライフプランはもはや成り立たない。お客さまに地震保険を説明すればするほど、その反響の大きさを実感。
- ・多くの契約者からの地震保険料が多くの被災者のために役立っていることを発信していくべき。
- ・お客さまと直接接する代理店の役割は大きい。そのためにも、地震リスクをよく理解し、伝えていく努力が必要。



#### 【まとめ】

- 地震は日本のどこでも起こりうるものと認識し、自分事として備えることが重要。
- 被災後の生活再建にあたり、公助には限界があり、自助が基本となる。地震保険は生活の安定を維持するための自助の有効な手段。
- 地震リスクや地震保険の必要性を伝える扱い手が必要であり、損保会社や代理店が果たす役割は大きい。

### 決意表明

#### ①決意表明

岡部 繁樹 氏（一般社団法人 日本損害保険代理業協会 会長）  
北沢 利文（一般社団法人 日本損害保険協会 会長）

#### ②2016年度地震保険広報キャラクター

高良 健吾さんからのメッセージ

#### ③閉会挨拶

杉町 真  
(日本地震再保険株式会社 取締役社長)



(注)登壇者の所属・役職は、開催当時のものです。

### ③ 自賠責保険広報活動

自賠責保険制度の理解促進および保険加入漏れ防止のため、新聞・ラジオ・インターネット等の広告、全国のガソリンスタンドにおけるポスター広告の掲出等、マスメディアを通じた「自賠責保険広報活動」を1966年から実施しています。



自賠責保険広報ポスター

### ④ 報道機関対応

損害保険業界に対する理解促進を図るため、報道機関を通じて、損害保険業界の事業活動や要望・提言等に関する情報を広く社会一般に発信しています。

#### ▶ 記者会見

金融記者クラブにおいて協会長定例記者会見を開催しています。(年5回)



協会長定例記者会見

#### ▶ 報道機関との懇談会

東京本部および各地域において報道機関との懇談会を開催しています。

#### ▶ 情報提供

損害保険業界の事業活動、要望・提言等について、ニュースリリース等により情報提供を行っています。

### ⑤ 対話・交流

#### そんぽ消費者安心懇話会 (消費者行政機関等との懇談会)

全国の消費者行政機関等との懇話会を開催し、損害保険業界・各社の施策、取組みについての情報提供を行っているほか、損害保険業界に関する意見・要望等を頂戴し、業務改善に役立てています。

#### 消費者団体との対話・交流

消費者のオピニオンリーダーが所属する各消費者団体等との対話・交流を通じた意見・情報交換を実施しています。

## 6 相談・苦情・紛争解決対応

### そんぽADRセンター（損害保険相談・紛争解決サポートセンター）

お客さま対応窓口である「そんぽADRセンター」を全国10か所に設置して、損害保険に関する一般的な相談・苦情に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、お客さまと保険会社との間のトラブルに対し、中立・公正な立場から苦情解決手続および紛争解決手続を行っています（手続費用無料）。

#### 相談対応

お客さまから損害保険に関する相談・問合せがあったときは、その内容に応じ、説明や助言を行います。

また、そんぽADRセンターの所在地以外の地域では、月1回程度、そんぽADRセンターの相談員による出張相談を実施（予約制・無料）しています。\*

\*詳しくはP.98に記載の最寄りのそんぽADRセンターまでお問い合わせください。

#### 苦情対応

お客さまから保険会社に対する苦情の申出があつたときは、その内容に応じ、必要な助言を行います。

#### 苦情解決手続

苦情対応に加え、お客さまの要望に基づき、苦情に係る事情を調査するとともに保険会社に対して苦情の内容を通知し、迅速な対応を求める苦情解決手続を行います。

#### お客さまからの苦情の早期解決のための取組み

- ・お客さま、保険会社へ適時適切なアドバイスを行っています。
- ・専用のデータベースを活用し、保険会社に対応を求めた苦情事案の進捗状況を適切に把握・管理しています。
- ・苦情の申出から一定期間を経過しても解決しない事案であって、紛争解決手続の利用対象となる場合には、お客さまに紛争解決手続の利用をご案内しています。

#### 紛争解決手続

お客さまから紛争解決の申立てを受けたときは、紛争解決手続を実施する専門の委員（紛争解決委員）を選任し、中立・公正な立場からトラブルの解決支援（和解案の提示等）を行っています。\*

また、紛争解決手続は、適切な手続を確保するため非公開としています。

※和解成立の見込みがない場合等には和解案が提示されずに手続終了となることがあります。

さらに、紛争解決委員は、事案の性質等を踏まえ相当であると認めるときは、保険会社に受諾義務が課される特別調停案を作成し、理由を付して提示することができます。

(注1) 保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争事案のほか、自動車事故等による法律上の損害賠償（対人・対物）に関する被害者と加害者側保険会社間の紛争事案も対象としています。

(注2) 保険契約者または被保険者と契約先保険会社間の紛争事案について、紛争解決委員による意見聴取が実施される場合に、テレビ会議システムを利用して、お客さまの最寄りのそんぽADRセンターで手続を実施できる環境を用意しています（上記、被害者からの申立を除きます）。

#### ADRとは

裁判外紛争解決手続（Alternative Dispute Resolution）の略称で、訴訟に代わる、あっせん・調停・仲裁などの当事者の合意に基づく紛争の解決方法であり、一般的に、事案の性質や当事者の事情等に応じた迅速・簡便・柔軟な互譲による解決が可能な手段です。

#### 指定紛争解決機関とは

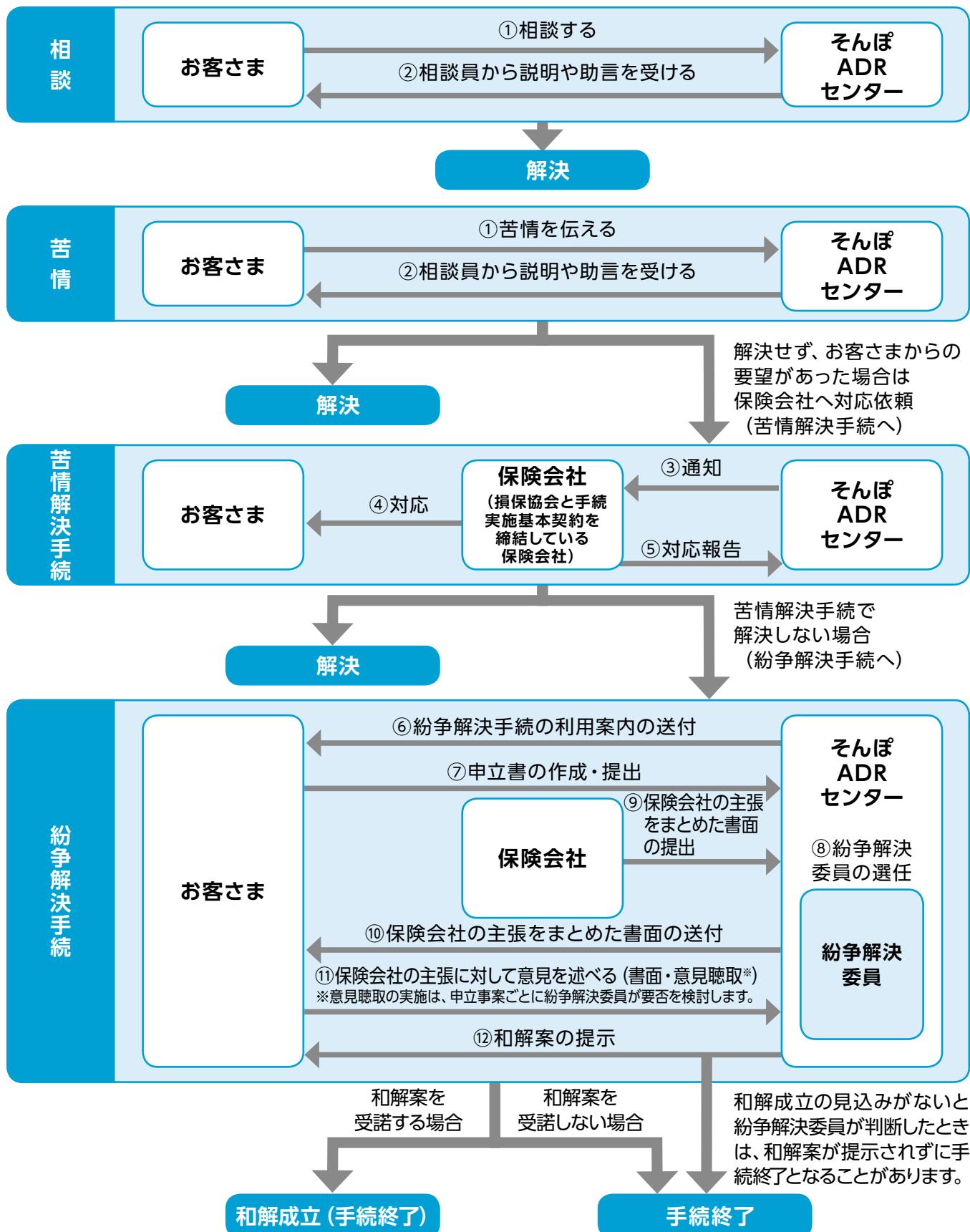
2009年6月24日に公布された「金融商品取引法等の一部を改正する法律」に基づき創設された、金融分野における裁判外紛争解決機関です。銀行・保険・証券等の業態ごとに、一定の要件を満たした場合に主務大臣から指定紛争解決機関の指定を受けることができます。

金融機関は、自らが属する業態の指定紛争解決機関との間で、①苦情および紛争解決手続の応諾義務、②事情説明・資料提出義務、③提示された特別調停案の受諾義務、などの内容を含む契約（手続実施基本契約）を締結します。これにより、指定紛争解決機関が実施する苦情解決手続や紛争解決手続の実効性が確保されています。

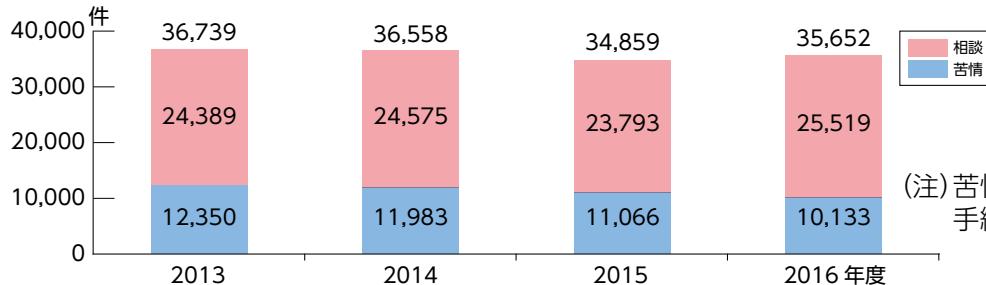
なお、指定紛争解決機関による紛争解決手続には、一定の条件で時効の中止および裁判所が訴訟手続を中止することができるという法的効果が設けられています。

## 6 相談・苦情・紛争解決対応

### 手続の流れ



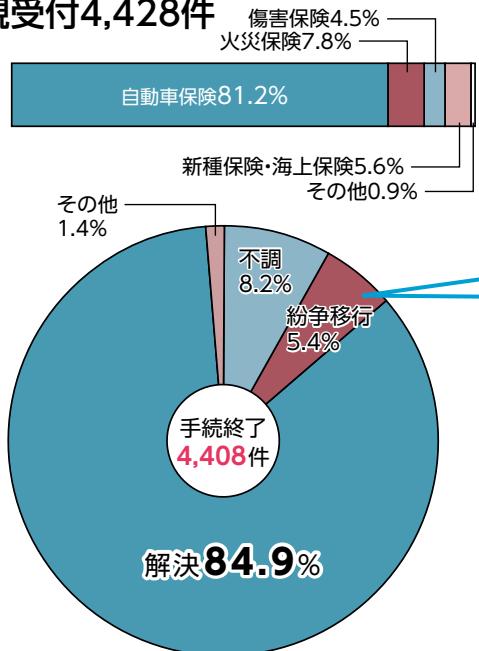
## 損保協会における相談・苦情受付総件数の推移



(注) 苦情件数には、苦情解決手続件数を含みます。

## 苦情解決手続 (2016年度)

## 新規受付4,428件

手続終了  
4,408件

解決 84.9%

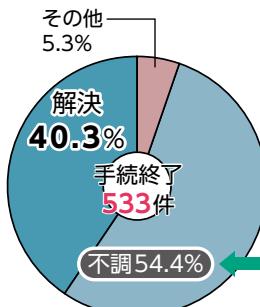
## 手續終了までの期間(分類別割合)

1か月未満 25.6%	3か月未満 37.0%	6か月未満 16.7%	6か月以上 20.7%
----------------	----------------	----------------	----------------

## 紛争解決手続 (2016年度)

## 新規受付503件

(注) 苦情解決手続を経ていない申立ても含まれます。

新種保険・海上保険  
6.2%  
その他 0.6%

## ポイント!

紛争解決手続は、互譲の精神に基づく解決方法です。  
不調として終了する例としては、車両の盗難・いたずら被害や火災(放火)など、事故発生の有無に係る紛争などが挙げられます。

## 手續終了までの期間(分類別割合)

3か月未満 19.5%	6か月未満 51.0%	6か月以上 28.6%
1か月未満 0.9%		

## 苦情・紛争対応機能の一層の充実策

## お客さまの満足度向上のための取組み

- 相談員の応対力向上のための研修を継続して行っています。
- 紛争解決手続については、全終了事案の利用者を対象にアンケートを実施し、利便性向上を図っています。

## 周知活動、各種関係機関との連携等

- パンフレットやポスター等を作成するなどして、そんぽADRセンターの周知に努めています。
- 消費者行政機関や他の相談機関との連携を通じて、そんぽADRセンターの利用促進を図っています。



## 苦情・紛争受付事案の分析・活用

## 苦情情報のフィードバック

保険会社ごとに傾向分析を行うなどして、業務改善に役立つ情報として各社にフィードバックしています。

## 「そんぽADRセンター統計号」の発行

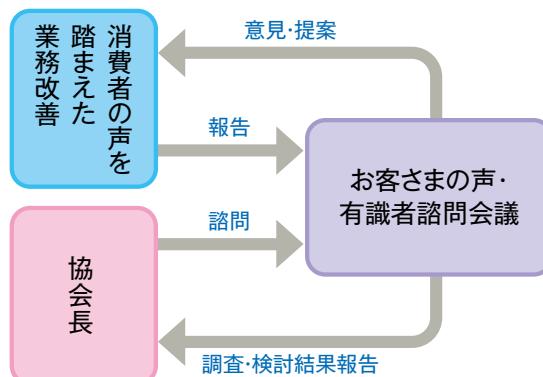
そんぽADRセンターに寄せられた苦情や紛争の統計および概要を、「そんぽADRセンター統計号」としてホームページで公表するとともに、保険会社に提供しています。

## 7 消費者の声の活用

### 「お客さまの声・有識者諮問会議」

損保協会では、消費者の皆さまの声を真摯にお聞きし、業界全体の業務運営に反映させるための仕組みとして、2006年9月に「消費者の声」諮問会議を設置し、さまざまなルートから寄せられる消費者の声を踏まえて、業界として取り組むべき具体的な課題等について論議してきました。

本諮問会議を、2012年7月に「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組し、従来の取組みに加え、協会長の諮問に応じて、損害保険制度の改善に関する事項や損害保険の健全な発展のために必要な事項を調査・検討しています。



#### お客さまの声・有識者諮問会議メンバー

<2017年6月1日現在>

古笛 恵子	: 弁護士
洲崎 博史	: 京都大学大学院法学研究科 教授
高橋 潤	: 一般社団法人 共同通信社 論説委員
丹野 美絵子	: 元独立行政法人 国民生活センター 理事
宮本 和夫	: 元警察大学校長
八代 尚宏	: 昭和女子大学 グローバルビジネス学部ビジネスデザイン学科 特命教授

\*敬称略、五十音順



お客さまの声・有識者諮問会議

## 8 コンプライアンス・プログラム

### ▶ 活動のチェック

コンプライアンス委員会を設置し、損保協会の委員会活動、その他事業者団体としての活動を適正性の観点からチェックしています。必要に応じて、公正取引委員会、弁護士等外部専門家の意見を聴取し、コンプライアンスの徹底を図っています。

#### 主なチェック内容

- ・委員会下部組織（部会等）設置への同意
- ・委員会議事録の点検
- ・各委員会、事務局からの相談への対応 等

### ▶ コンプライアンス・セミナー

会員会社向けに、時宜に応じたテーマで、学識者、消費者代表、行政担当官等によるセミナーを開催しています。

#### 過去の主なセミナーテーマ

- ・金融行政から見た損保業界の課題
- ・近時の立法動向を踏まえた保険会社のコンプライアンス
- ・損害保険会社に求められるコンプライアンス  
－新しい募集ルールを中心に－
- ・保険会社における反社会的勢力への対応 等



コンプライアンス・セミナー

### ▶ 好取組み事例の意見交換

業界全体のコンプライアンスの推進を目的として、会員会社における好取組み事例の意見交換を実施しています。

#### 過去の主な意見交換テーマ

- ・コンプライアンス・セミナーを受けての各社の課題認識
- ・個人情報漏えい対策
- ・サイバー攻撃対策
- ・代理店・社員のコンプライアンス教育・研修
- ・反社会的勢力との取引遮断に向けた取組み 等

### ▶ その他

上記のほか、コンプライアンスに関する各種ガイドラインの作成・見直し、コンプライアンスに関する各種情報や法令改正に関する情報の提供などの活動を通じ、コンプライアンスの推進に取り組んでいます。

## 9 ガイドライン等

会員各社の業務品質の向上に資するため各種ガイドラインを策定しています。会員各社では、これらのガイドラインに基づき、お客さまにとってわかりやすい保険商品の実現を目指しており、また、適切な募集態勢、保険金支払態勢を構築するなど、業務品質の向上を図っています。

これまでに策定したガイドラインは次のとおりです。

### 保険契約募集や保険金支払に関するもの

#### 第三分野商品（疾病または介護を支払事由とする商品）に関するガイドライン

適正な保険募集および保険金支払確保の観点から、第三分野商品固有の留意すべき事項等をまとめています。

#### 高齢者に対する保険募集のガイドライン

高齢者に対する保険募集のきめ細やかな対応を推進する観点で、お客さまの理解力・判断力や、商品特性に応じた対応など、保険会社が取組みを検討するうえでの考え方をまとめています。

#### 補償重複の対応に関するガイドライン

お客さまのニーズに基づかない補償重複（複数の保険契約による補償の一部または全部の重複）の発生防止や解消を図るための体制整備について、基本的な考え方や標準的対応をまとめています。

#### 損害保険の保険金支払に関するガイドライン

適時・適切な保険金支払を行う観点から、会員各社における保険金支払態勢および保険金のお支払いにあたっての留意事項等をまとめています。

#### 診断書様式作成にあたってのガイドライン

会員各社が診断書様式の作成を行うにあたっての基本的な考え方、標準的な診断書様式に採用する項目および留意点をまとめています。

### 傷害保険等のモラルリスク防止に係るガイドライン

実効性のあるモラルリスク（保険金の不正取得の危険）防止を図ることを目的として、傷害保険等における契約締結時および保険事故発生時の留意事項をまとめています。

### 会員各社の取組みの例

#### ●事故受付時の案内

事故受付時にお支払いする可能性がある保険金を書面等によりお客さまにご案内しています。この書面等をご活用いただくことにより、お客さまご自身が受け取る可能性のある保険金をご確認いただくことが可能となっています。

#### ●第三者によるチェック体制の整備

##### （支払審査会の設置等）

医師、弁護士、消費者代表の社外有識者を委員とした審査会を設置し、保険金のお支払いについて医学的・法的判断を要する事案を中心に、定期的にチェックしています。

## 募集文書等に関するもの

### 契約概要・注意喚起情報（重要事項）に関する ガイドライン

保険商品の販売・勧誘時に特に説明すべき重要な事項である「契約概要」および「注意喚起情報」に関し、特にわかりやすさ向上の観点から、記載すべき項目と留意点をまとめたうえで、標準例を作成しています。

### 募集文書等の表示に係るガイドライン

お客さまに保険商品を正しくご理解いただけ  
るよう、募集ツールや広告を作成する際の基本的  
な考え方や留意事項をまとめています。

## 保険約款や保険用語に関するもの

### 保険約款のわかりやすさ向上ガイドライン

会員各社がわかりやすい保険約款を作成するための指針として、難解な文章等を是正する方策や、表記等の不統一を排除するうえで望ましい事項等をまとめています。

### 保険約款および募集文書等の用語に関する ガイドライン

お客さまが保険約款および募集文書等の内容を正確に理解できるようにすることを目的として、保険約款および募集文書等に使用する用語を「原則として使用を控える用語」、「使用にあたって何らかの説明が必要な用語」等に分類してまとめています。

## 会員各社の取組みの例

### ●わかりやすい重要事項説明書の作成

重要な事項をお客さまに説明する際に使  
用する「重要事項説明書」について、表や箇  
条書きの活用、平易な表現の使用、文字数の  
一定の制限等を行い、わかりやすさの向上と  
簡素化に取り組んでいます。

### ●保険証券、パンフレット、チラシ等の工夫

お客さまにご覧いただく保険証券、パンフ  
レット、チラシ等についても、文字や冊子を  
大きくする、イラストや図を挿入する、配置・  
配色等を改善する等の工夫を行っています。  
また、お客さまに不利な情報や誤解しやすい  
情報を正確に伝えるためのツール等を作成し  
ています。

## 会員各社の取組みの例

### ●商品数の削減、各種特約の整理・統合

#### (商品のシンプル化) 等

お客さまのニーズを分析し、商品数の削減  
や各種特約の整理・統合（商品のシンプル  
化）等を進めています。また、専門用語につい  
て解説を加えるなど、わかりやすさに配慮し  
た取組みを行っています。

## 10 情報交換制度

損害保険会社(外国損害保険会社および損害保険契約者保護機構を含む)および共済事業を営む協同組合・連合会では、損害保険(共済)に係る契約内容、事故状況、保険金(給付金)の請求内容等に関する個人情報について、共同利用する制度を実施しています。

### 自動車保険契約・事故確認制度

#### ・1~5等級・割増料率適用対象契約情報交換制度

契約者から、前年度に契約のない新たな自動車保険契約を締結したいとの申出があった場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約の有無等について損害保険会社等の間で確認する制度です。

#### ・無事故・事故確認制度

自動車保険を契約する損害保険会社等を変更した場合、適切な等級の継承確認のために、前年度の契約における保険事故の有無等について、損害保険会社等との間で確認する制度です。

#### ・任意・自賠一括仮払決済システム

任意自動車保険の損害保険会社等が、他の損害保険会社等に契約されている自賠責保険を含め、一括して保険金を支払う場合、当該損害保険会社等の間で確認し、立替払いした自賠責保険金の決済を行うための制度です。

#### ・自動車事故情報交換システム

自動車保険の車両事故または対物事故において、適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

#### ・人保険事故等情報交換システム

※1

自動車保険や傷害保険の人に係る保険等、携行品に係る保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、受け付けた事故について、損害保険会社等の間で事故受付の有無を確認する制度です。

#### ・中断特則に関する保険契約確認制度

契約車の廃車、譲渡、リース業者への返還もしくは車検切れまたは契約者の海外渡航等に伴い、自動車保険の契約を一時的に中断した場合、中断後の新たな契約に、中断前の契約の等級を適用する際に、中断前の契約内容を確認するための制度です。

#### ・複数所有新規に関する保険契約確認制度

新たに加入する2台目以降の車の自動車保険契約に対し、所定の割引を適用するために、1台目の車の契約の有無・等級等について、1台目の車の契約の損害保険会社等に確認する制度です。

#### ・重複契約に関する保険契約確認制度

1台の車に対し、複数の損害保険会社等と契約していないかどうかについて確認し、適正な保険契約を締結してもらうための制度です。

#### ・既存障害照会制度

自賠責保険・自動車保険の保険金の支払いにあたり、適正な損害認定を行い、法令に基づき適切な損害額を算出するため、被害者の方の過去の後遺障害の程度を損害保険会社等の間で確認する制度です。

#### ・不正請求等防止制度

※2

保険金の請求ならびに支払いに係る不正請求等(不正請求または不正の疑いのある事案)について、必要がある場合、損害保険会社等の間で情報交換を行うことにより、適正な保険金支払いを目的とする制度です。

#### ・保険金不正請求通報制度

※3

保険金不正請求行為の事実またはそのおそれが認められる事実の内容について通報された情報を損害保険会社等の間で共有する制度です。

#### ・保険金請求歴情報交換制度

※4

自動車保険、自賠責保険、傷害保険の人に係る保険等および携行品に係る保険等における不正請求を排除し、公平・公正な損害額算定および適正な保険金支払いを実現するため、保険事故の被害者(受傷者)に関する過去の保険金請求の有無等の情報を損害保険会社等の間で確認・共有する制度です。

### 火災保険、傷害保険等契約・事故確認制度

#### ・傷害保険契約等の契約内容登録制度

保険犯罪の発生を未然に防止するため、死亡・後遺障害保険金、入院・通院保険金等を支払う保険契約(傷害保険契約等)の内容を損保協会に登録し、損害保険会社が重複保険契約の有無を確認する制度です。

#### ・人保険事故等情報交換システム

※1と同様

#### ・火災・新種保険における重複契約・事故歴照会制度

火災保険、賠償責任保険等において、不正請求を排除し適正に保険金を支払うために、損害保険会社等が受け付けた事故について、損害保険会社等の間で重複契約・事故受付の有無を確認する制度です。

#### ・不正請求等防止制度

※2と同様

#### ・保険金不正請求通報制度

※3と同様

#### ・保険金請求歴情報交換制度

※4と同様

## 11 要望・提言

### ▶ 法制・行政課題対応

損害保険業に関する法律の制定および改正に係る各種対応を行っています。具体的には、法律の制定および改正の検討過程において、損害保険業の健全な発展の実現の観点から、金融審議会等の政府の各種審議会における意見表明、要望・提言活動、パブリックコメントへの意見提出等を行っているほか、各種の情報提供や説明会・講演会の開催等を行っています。

例えば、保険法制定時の検討では、法制審議会保険法部会において保険契約に係る基本ルールのより良い発展の観点から数次にわたる意見表明を行ったほか、迅速かつ円滑な移行を実現すべく、各種説明会の開催や実務対応の留意点等の取りまとめ等を行いました。

#### 近年の主な法制課題

- 保険業法等の各種法令改正についての検討
- 金融審議会関連事項
  - ・保険商品・サービスの提供等の在り方についての検討
- 法制審議会関連事項
  - ・民法(債権関係)の見直しについての検討(約款規制、中間利息控除等)
- 消費者関連法制についての検討
  - ・消費者契約法の見直しについての検討(約款規制、契約締結過程の情報提供義務等)
  - ・景品表示法の見直しについての検討(課徴金制度の導入等)
- パーソナルデータの利活用についての検討
- 銀行等による保険販売の見直しについての検討
- 金融ADR制度についての検討

### ▶ 税制改正要望

損害保険業界は、自然災害をはじめとした社会を取り巻く様々なリスクに対して、迅速かつ確実に保険金をお支払するという社会的使命を負っています。

損保協会では、損害保険の一層の普及および損害保険業の健全な発展を通じて、安心かつ豊かでゆとりのある社会を実現するため、毎年、税制改正の要望活動を行っています。

平成30年度税制改正要望では、外国子会社合算税

制の改定に当たり、金融機関特例の明確化や損害保険ビジネスの特性を踏まえた手当てが行われるための「国際課税ルールの改定における対応」など、次の9項目を要望しています。

#### 平成30年度(2018年度)税制改正要望項目

##### 1.国際課税ルールの改定における対応

###### 重点要望項目

- ・国際課税ルールの改定においては、損害保険ビジネスの実態を踏まえた手当てを行うこと
  - (1) 外国子会社合算税制において、平成29年度税制改正で新たに規定された「外国金融子会社等」の取扱いについて、損害保険ビジネスの実態を踏まえ、所要の手当てを行うこと
  - (2) その他の国際課税ルールの見直しが行われる場合には、損害保険ビジネスの特性を踏まえ、正当な経済活動を阻害することがないよう、十分に留意すること

##### 2.火災保険等に係る異常危険準備金制度の充実

- ・洗替保証率を現行の30%から40%に引き上げること(本則積立率となる残高率も同様に引き上げ)

##### 3.損害保険に係る消費税制上の課題解決に向けて

- ・税率の引上げに伴って拡大する、損害保険に係る消費税制上の課題(「税の累積」「税の中立性の阻害」)を解消する抜本的な対策を検討すること

##### 4.確定拠出年金に係る税制上の措置

- ・確定拠出年金制度について、個人型年金および企業型年金の積立金を対象とした特別法人税を撤廃すること

##### 5.地震保険料控除制度の充実

- ・地震保険の更なる普及のため、保険料控除制度の充実策について検討すること

##### 6.完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収の廃止

- ・完全支配関係のある会社への配当金に対する源泉徴収を廃止すること

##### 7.受取配当等の二重課税の排除

- ・受取配当等益金不算入制度について、「二重課税の排除」の観点から議論を行うこと

##### 8.損害保険業に係る法人事業税の現行課税方式の継続

- ・既に収入金額を課税標準(100%外形標準課税)としている損害保険業に係る法人事業税について、現行課税方式を継続すること

##### 9.消費税上の内外判定基準について

- ・消費税上の内外判定基準については、金融機関の実態を踏まえた制度とすること
  - (1) 外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定基準について、明確化すること
  - (2) リバースチャージ方式について、対象取引の拡大等が検討される際には、金融機関の実務負担等に十分に留意すること

## ▶ 規制改革要望

損保協会では、国民の生活の安定や向上、さらには質の高いサービスの提供の妨げとなっている規制や意義の薄れた規制の改革を推進することにより、自由で効率的な経済活動が可能となるよう、規制改革要望を取りまとめ、2016年11月に政府（内閣府）に提出しました。具体的な規制改革要望の内容は、損保協会ホームページに掲載しています。

なお、これまでの規制改革要望の取組みを通じて、損保協会から要望していた事項について、過去5年間で次の関係法令等の改正が行われています。

- ・**保険契約移転単位の見直し**  
(平成24(2012)年3月保険業法改正)
- ・**保険会社による資産別運用比率規制の撤廃**  
(平成24(2012)年4月保険業法施行規則改正)
- ・**共同行為の認可申請における記載事項の簡素化**  
(平成24(2012)年4月保険業法施行規則改正)
- ・**届出事項の簡素化(代表者の住所変更)**  
(平成24(2012)年4月保険業法施行規則改正)
- ・**少額短期保険主要株主承認申請に係る取締役等の住民票の抄本提出の廃止**  
(平成26(2014)年2月少額短期保険業者向け監督指針改正)
- ・**海外M&Aにおける子会社の業務範囲規制に係る特例の適用対象の追加**  
(平成26(2014)年5月保険業法改正)
- ・**保険契約の解約返戻金がないことを記載した書面の交付義務緩和**  
(平成27(2015)年5月保険業法施行規則改正)
- ・**確定拠出年金の中企業退職金共済制度からの制度移行の容認**  
(平成28(2016)年4月中小企業退職金共済法改正)
- ・**確定拠出年金の加入対象者の拡大(第3号被保険者、公務員)**  
(平成28(2016)年5月確定拠出年金法改正)
- ・**確定拠出年金の運用商品の除外要件の緩和**  
(平成28(2016)年5月確定拠出年金法改正)

## ▶ パブリックコメントを通じた要望活動

パブリックコメントを通じて各省庁の施策ならびに法令の制定および改正等に係る意見・要望を提出することにより、損害保険業の健全な発展、より良い法規制の実現に取り組んでいます。

具体的には、保険業法改正等に係る金融庁への意見・要望の提出、民法改正に係る法務省への意見・要望の提出、消費者行政に係る消費者庁への意見・要望の提出のほか、内閣府・国土交通省・厚生労働省・文部科学省・農林水産省・公正取引委員会等にも意見・要望の提出を行っています。また、海外保険監督当局や国際会計基準審議会（IASB）が実施する国際的なパブリックコメントへの対応に加え、保険監督者国際機構（IAIS）等の国際機関による意見照会への対応を通じて、意見表明を行っています。

参照 P.37

## ▶ 確定拠出年金制度に関する要望

確定拠出年金制度は、将来受け取る年金の給付額が、拠出された掛金の運用成績によって決まる年金制度であり、公的年金を補完する従来の確定給付型年金に加えての新たな選択肢として、2001年10月から導入されました。

損保協会では、制度のさらなる発展のため、次の7項目の要望をとりまとめ、2017年6月に厚生労働省に提出しました。

### 確定拠出年金制度に関する要望事項

#### 重点要望項目

##### 1.個人型確定拠出年金における資格喪失年齢の引上げ

自助努力による老後の所得確保を促進および企業型との不公平感を排除する観点から、個人型においても資格喪失年齢を65歳まで引き上げ可能とすることを要望。また、資格喪失年齢を引き上げた場合でも、60歳～70歳までの任意の時期に受給できるまとすることを要望。

#### その他の要望項目

##### 2.特別法人税の撤廃

制度の健全な発展・普及により老後の所得確保を促進する観点から、事業主掛金・個人型加入者掛金およびその運用益を対象とした特別法人税を撤廃するよう要望。

##### 3.柔軟な拠出限度額の設定および拠出限度額の引上げ

制度の更なる利便性向上のため、退職金水準が比較的高い企業においても、確定拠出年金のみで退職金制度の設計が可能となるよう、給与等に比例する等、柔軟な拠出限度額の設定を可能とすることを要望。また、公的年金を補完する役割として、勤労者の老後の所得確保に係る自助努力を促進するために、拠出限度額の更なる引き上げを要望。

##### 4.通算加入者等期間による受給開始年齢変動の見直し

公的年金制度の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、通算加入者等期間による受給開始年齢変動を見直すことを要望。

##### 5.マッチング拠出における事業主掛金上限の撤廃

公的年金制度の補完および自助努力による老後の所得確保を促進する観点から、マッチング拠出における企業型加入者掛金について、事業主掛金を限度額とする規定を撤廃することを要望。

##### 6.年金規約変更時の事務の簡素化

事業主の負担軽減のため、事業主に起因しない変更理由の場合における年金規約変更について、運営管理機関の届出による変更（不可の場合は地方厚生（支）局長の職権による変更）を可能とすることを要望。

##### 7.「業務報告書」の簡素化

事業主の事務負担を軽減する観点から、事業主の押印を不要とすることを要望。

## 12 国際関係業務

保険事業のグローバル化や損害保険各社の海外事業展開が進む中、各種の要望・提言活動により国際的な規制の調和や通商障壁の除去、開放的で競争的な保険市場の促進等に努めています。また、海外の保険協会等との交流、保険技術協力、情報発信等を通して、要望・提言活動の実現性を高めるとともに、アジアを中心とした海外損保市場の健全な発展にも寄与しています。

### ▶ 要望・提言

保険監督者国際機構 (IAIS) や経済協力開発機構 (OECD) 等の各種会合への出席や意見照会への対応を通じ、日本の損保業界の要望・意見を表明するとともに、国際的なパブリックコメントにも積極的に対応しています。また、世界貿易機関 (WTO) のサービス貿易自由化交渉や日米等の二国間・地域レベルでの通商課題等に関し、日本の損保業界の要望実現に向けて、海外の保険協会等とも緊密な連携を図り、積極的な働きかけを行っています。

### ▶ 國際會議

#### 東アジア保険会議 (EAIC)

東アジア保険会議 (EAIC) は、1962年に東京で発足したアジア最大の生損保合同の国際保険会議で、アジア保険市場における「国際協力の促進と発展」を図ることを目的としています。会議の参加者数は毎回1,000人を超えて、取り上げられるテーマも、東アジア固有のものだけでなく、グローバルな観点のものが増えていきます。損保協会では、同会議のプログラム策定からスピーカー派遣に至るまで、積極的に参画しています。

#### 国際海上保険連合 (IUMI)

1874年にドイツのベルリンで発足した最も長い歴史を有する海上保険の国際会議です。毎年9月に各国の海上保険の専門家が参加する総会を開催し、現代的な課題を議論しており、損保協会からも代表を派遣しています。

なお、2017年度の総会は、9月17日から東京で開催されました。

参照 P.39

### ▶ 海外保険協会との交流

欧米やアジアの主要な保険協会との間で、相互訪問のほか、保険市場の現状・課題や国際保険監督基準策定、サービス貿易自由化等の課題について意見・情報交換を行い、協力関係の強化に努めています。2012年には国際保険協会連盟 (GFIA) が設立され、当協会もGFIAの活動を通じて情報交換、共同意見発出、保険協会間の交流を行っています。また、これまでに以下の11の保険協会と協力覚書を締結し、人的交流や意見・情報交換を通じて相互の損害保険市場の発展に貢献することとしています。

- (1) フランス保険協会 (1997年10月)
- (2) 英国保険協会 (2001年4月)
- (3) ドイツ保険協会 (2001年5月)
- (4) 中国保険行業協会 (2003年5月)
- (5) 米国保険協会 (2003年6月)
- (6) 韓国損保協会(2003年11月)
- (7) インド損保協会 (2007年3月)
- (8) ベトナム保険協会 (2009年9月)
- (9) インドネシア損保協会 (2010年1月)
- (10) モンゴル保険協会 (2010年12月)
- (11) マレーシア損保協会 (2011年1月)

ASEAN諸国の保険協会がメンバーとなっている ASEAN保険会議にもオブザーブ参加し、交流を促進しています。



ASEAN保険会議  
(2016年11月)

## 12 国際関係業務

### ▶ 保険技術協力

東アジア諸地域に対する保険技術協力・交流プログラムとして、1972年から毎年、日本国際保険学校（ISJ）を開催しています。ISJには、各地域の損害保険会社、保険監督官庁等の職員を日本に招いて講義やワークショップを行う一般コース・上級コースと、日本から講師を派遣して各地域のニーズに応じたテーマで講義を行う海外セミナーがあります。このほか、損保協会では、OECDのセミナーへの講師派遣やグローバル金融連携センター（GLOPAC）研究員の受入れを含む金融庁のキャパシティ・ビルディング（能力開発）への協力、募集人試験・教育制度整備支援等を通じ、アジアを中心とした各損害保険市場への保険技術協力を推進しています。

#### <参考>

- ・一般コースおよび上級コースの卒業生：2,006人（累計）
  - ・海外セミナーの参加者：4,923人（累計）
- (注) 2017年6月現在



ISJ海外セミナー (2016年9月、ヤンゴン)



ISJ上級コース (2017年5月)

### ▶ 情報発信

英文ファクトブックや英文ホームページ (<http://www.sonpo.or.jp/en/>) による情報発信に加え、海外メディアへの寄稿や各種情報提供、海外来訪者・照会への対応等により、日本の損害保険市場の正しい理解の促進と海外の市場の健全な発展への貢献に努めています。



(左) 英文ファクトブック2015-2016  
(右) 協会活動・英語版

### 国際保険協会連盟 (Global Federation of Insurance Associations:GFIA)

国際保険協会連盟 (GFIA) は、意見発出・情報交換活動の強化および国際的な監督規制の議論における業界のプレゼンスの向上を目的として、各国の保険協会の集まりである国際保険協会ネットワーク (INIA) を改組して2012年10月に発足した、法人格を有する機関です。

2017年6月現在、損保協会を含む計41の保険協会が加盟しています。

## ▶ 国際海上保険連合(IUMI)東京総会の開催

2017年9月17日から20日にグランドニッコー東京台場(東京都港区)をメイン会場として、国際海上保険連合(IUMI : International Union of Marine Insurance)東京総会が開催されました。

IUMI総会は、毎年9月に加盟国・地域で開催されており、日本での開催は、1975年、1985年、1995年、2006年に次いで5回目となります。損保協会は、東京総会のホスト協会として、ドイツ・ハンブルグのIUMI本部と連携して準備を進めてきました。

IUMI総会は、世界各国から、損害保険会社、再保険会社の海上保険専門家を中心に約600人が参加する海上保険分野では最大のイベントと言えます。

今回の東京総会の共通テーマは、"Disruptive Times - Opportunity or Threat for Marine Insurers?"(大変革の時代—海上保険者にとって好機か危機か?)です。会期中は、貨物、船舶、法律・責任、エネルギー・オフショア、損害防止、統計といった専門分野ごとにワークショップが開催され、損害保険会社、法律家、海事産業関係者などの専門家から共通テーマに関連したプレゼンテーションが行われたほか、活発な意見交換が行われました。また、世界の海上保険関係者が一堂に会する1年に1回の機会であり、関係者間の交流やビジネスの面でも貴重な機会となっています。



アジア損害保険エグゼクティブフォーラム(2017年5月)

[公式HP] <http://www.iumi2017.com/>

## 13 自賠責保険運用益拠出事業

損害保険各社の自賠責保険事業から生じた運用益を自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援等に活用しています。損保協会では、損害保険各社の運用益を取りまとめ、1971年から交通事故被害者への支援事業を行っています。

### 自賠責保険の運用益を活用した事業

自動車損害賠償保障法では、保険料の収入から保険金のお支払いまでの間の滞留資金から生じた収益(運用益)については、ノーロス・ノープロフィットの原則に基づき、その全額を準備金として積み立てることが義務付けられています。この運用益を将来の自賠責保険の収支改善にあてるほか、自動車事故防止対策、自動車事故被害者支援、救急医療体制の整備等に活用することとしています。

### 自動車事故防止対策

- ・自転車シミュレータの寄贈
- ・飲酒運転防止のための啓発事業支援
- ・高齢者交通事故の原因とその施策に係る研究支援
- ・高齢運転者の事故予防に向けた運転能力評価と早期介入に関する研究支援



自転車シミュレータ

### 自動車事故被害者支援

- ・交通事故無料法律相談の事業支援
- ・交通遺児育成基金の援助事業の補助
- ・リハビリテーション講習会開催費の補助
- ・交通事故被害者への情報提供・研修会開催費用の補助
- ・eラーニングを活用した交通事故被害者生活支援教育と中核的人材の育成支援



リハビリテーション講習会

### 救急医療体制の整備

- ・高規格救急自動車の寄贈（累計266台）
- ・救急医療機器の購入費補助
- ・ドクターヘリ体制整備補助
- ・救急外傷看護の研修会開催費用の補助

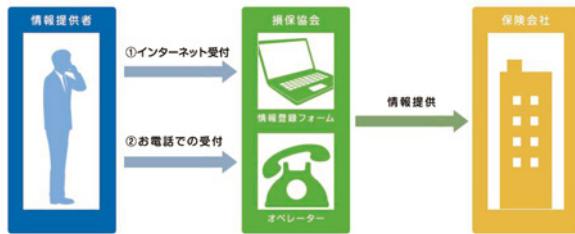
高規格  
救急自動車ドクターヘリ  
講習会救急外傷看  
護の研修会

## 14 不正請求対策

### 保険金不正請求対策室

2013年1月に「保険金不正請求対策室」を設置し、通報窓口（保険金不正請求ホットライン）に寄せられた情報を不正請求対策に役立てています。

#### 保険金不正請求ホットライン



##### ①インターネット受付

<https://www.fuseiseikyu-hl.jp/form/>

受付時間：24時間、365日

情報登録フォームに情報を入力し送信してください。

##### ②電話受付

専用フリーダイヤル：0120-271-824

（不正は通報）

受付時間：月～金（祝日・当協会の休業日を除く）

午前9時～12時、午後1時～5時

### 警察庁および地域の警察との連携

地域の警察と損害保険各社で構成する「損害保険防犯対策協議会」を全国に設置し、損害保険を悪用した犯罪の排除に必要な情報交換、警察への捜査協力等を行っています。

また、警察からの捜査照会等に対応するため、定期的に連絡会を開催し、保険犯罪防止に関する意見交換を行っています。



一般社団法人 日本損害保険協会 後援 警察庁

警察庁の後援を得て作成したポスター



不正請求ホットラインの広報チラシ

### 保険金不正請求防止事案担当者表彰制度

2014年3月から、警察と連携を図り保険金不正請求防止に貢献した損害保険会社の担当者を、業界として表彰しています。

### 保険犯罪防止セミナーの開催

弁護士や調査会社等を講師に招き、不正請求の排除を目的としたセミナーを開催しています。

## 15 交通安全対策

### ▶ 交通事故の削減に向けた啓発活動

損保協会は、交通事故の削減により、被害者とともに加害者も減少する社会の形成に向けて様々な事故防止の取組みを推進しています。

#### 全国交通事故多発交差点マップの公開

交差点は、人や車が多く集中するため、交通事故が起きやすい場所です。交差点での事故削減を目的として、危険な交差点の特徴や事故の原因・予防策等を知ってもらうために、全国地方新聞社連合会および都道府県警察の協力のもと、損保協会ホームページ上に「全国交通事故多発交差点マップ」を公開し、毎年秋に更新しています。全国47都道府県の人身事故(発生)件数ワースト5交差点を掲載しており、企業の交通安全研修等、各方面で活用いただいているます。



全国交通事故多発交差点マップ



#### 自転車事故の防止活動

自転車事故の実態や安全な乗り方と事故への備えをまとめた「知っていますか？自転車の事故」と、事故にあわないための乗り方を学ぶ「小学生のための自転車安全教室」を作成して、自転車事故防止の啓発を行っています。また、「小学生のための自転車安全教室」をどの学年でも交通安全教育用副教材として活用いただけるように、「教師用学習指導案」を作成しています。

なお、公益財団法人消費者教育支援センター\*が実施している「消費者教育教材資料表彰」において「知っていますか？自転車の事故」は、2015年5月に最優秀賞を、また「小学生のための自転車安全教室」

は2016年5月に優秀賞をそれぞれ受賞するなど、多方面から評価を得ています。

\*教育に関する調査研究および各種事業を実施することにより、消費者教育の総合的かつ効果的な推進を支援することを目的として、1990年に文部省と経済企画庁(いずれも当時)が連携して設立した公益財団法人。



知っていますか？  
自転車の事故

小学生のための  
自転車安全教室

教師用  
学習指導案

#### 高齢者の交通事故防止活動

交通事故件数全体における、高齢ドライバーや高齢歩行者が当事者となる交通事故の割合が増加しています。高齢者の交通事故を防ぐために、チラシを活用して、高齢者への安全運転、歩行中の事故防止の呼びかけを行っています。また、映像コンテンツとして、動画「みんなで実践！交通事故防止！」を損保協会ホームページ上で公開しているほか、反射材による事故防止の取組みを推進しています。



高齢者向け交通事故防止啓発チラシ



高齢者の交通事故防止  
映像コンテンツ



反射材による  
交通事故防止取組み

## 後部座席シートベルト着用推進チラシの作成

シートベルト着用の有効性を解説し、着用率を上げるために後部座席シートベルト着用推進チラシを作成しています。

本チラシは、2008年6月の義務化後も後部座席でのシートベルト着用率が一般道路で30%台にとどまっており、前席の着用率と比べても大幅に低い状況となっていることを踏まえ、全ての座席でのシートベルト着用を啓発するものです。



後部座席シートベルト着用推進チラシ

## 飲酒運転防止の取組み

### 飲酒運転防止マニュアルの作成

企業の経営者、安全運転管理者等が飲酒運転防止の社員教育や研修を行う際の手引きとして、「飲酒運転防止マニュアル」を作成しています。飲酒運転事故件数や法規制を反映して改訂し、累計で95.1万部（2017年5月現在）発行しています。

#### [掲載内容例]

- ・飲酒運転事故の現状
- ・飲酒運転に対する法規制
- ・危険運転致死傷罪が適用された飲酒運転事故の例
- ・アルコールの与える影響
- ・新しい視点で予防対策を
- ・飲酒運転防止対策の事例
- ・飲酒（運転）問題に取り組む団体 等
- ・飲酒運転事故に対する自動車保険の補償範囲 等



飲酒運転防止マニュアル

### 飲酒運転させないTOKYOキャンペーン 推進委員会への参画

東京都の推進委員会に参画し、情報の提供、イベントへの出展・協力等を行っています。



## 16 防災・防犯対策

### ▶ 防災教育の推進

#### 「ぼうさい探検隊」の実施

「ぼうさい探検隊」は、子どもたちが楽しみながら、まちを探検し、まちにある防災、防犯、交通安全の施設・設備を発見して、マップにまとめる実践的安全教育プログラムです。マップ作成後は、発表を通してまちの安全・安心を振り返ります。子どもたちの防災意識が高まるだけでなく、コミュニティの強化にもつながります。

この「ぼうさい探検隊」は、内閣府のホームページ「災害被害を軽減する国民運動のページ」でも紹介されています。



##### ① まちなかを探検

防災、防犯や交通安全に関するさまざまな施設や設備をチェックします。



##### ② マップを作成

集めた情報や写真を使って、オリジナルのマップを作成します。



##### ③ 探検の成果を発表

グループごとに発表し合い、あらためて探検を振り返り、防災・防犯・交通安全への意識を高めています。

#### 〈マップコンクールの開催〉

「ぼうさい探検隊」で作成したマップを対象に、マップコンクールを開催しています。

第13回となる2016年度は、全国47都道府県の小学校や子ども会・児童館・消防少年団等から、19,158人の児童が参加し、2,871作品の応募がありました。応募作品の中から入賞9作品と審査員特別賞8作品および佳作100作品を選定し、2017年1月に表彰式を行いました。



第13回小学生のぼうさい探検隊  
マップコンクール入賞作品

#### 〈活動支援ツールの提供〉

「ぼうさい探検隊」の活動支援ツールとして、小学校や団体の指導者向けに、実施する際のヒントやアドバイスをまとめた「実施マニュアル」や、実施時に役立つ文房具等をまとめた「実施キット」等を提供しています。



実施マニュアル



実施キット

#### 「ぼうさい探検隊」リーダー養成講座の開催

大学やNPO団体等と連携し、全国で「ぼうさい探検隊」リーダー養成講座を開催しています。

#### 「ぼうさいダック」の普及

幼児向けに、安心・安全の「最初の一歩」を学んでもらうため、遊びながら災害から身を守るポーズが学べる防災教育カードゲーム「ぼうさいダック」を作成しています。



## eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！ハザードマップ」の提供

多くの自治体で作成し、地域住民に提供されているハザードマップの活用を促進し、防災・減災への意識を高めることを目的として、eラーニングコンテンツ「動画で学ぼう！ハザードマップ」を損保協会ホームページで公開しています。

このeラーニングコンテンツは、ハザードマップの活用方法等を動画で学習し、その内容をクイズ形式で確認する内容になっています。このほか、講習用レジュメや災害時用チェックリスト等も掲載しています。



## 「防災教育カリキュラムのご提案」の提供

左記の「ぼうさい探検隊」「ぼうさいダック」に加え、上記の「eラーニングコンテンツ」「防災教育副教材」の内容をとりまとめ、年齢層や学習段階に応じて、教育現場で幅広く活用いただく際の手引きとして、「防災教育支援ツール」を作成しています。

## 防火標語、ポスター制作

家庭や職場・地域における防火意識の高揚を図り、社会の安心・安全に貢献するため、総務省消防庁と共に防火標語の募集を行っています。入選作品は「全国統一防火標語」として、防火ポスター（総務省消防庁後援）に使用され、全国の消防署をはじめとする公共機関等に掲示されるほか、全国各地の防火意識の啓発・PR等に使用されます。



防火ポスター

### 過去5年間の全国統一防火標語・ポスター モデル

年度	全国統一防火標語	ポスター モデル
2013年度	消すまでは 心の警報 ONのまま	刈谷 友衣子（かりや ゆいこ）さん
2014年度	もういいかい 火を消すまでは まだだよ	優希 美青（ゆうき みお）さん
2015年度	無防備な 心に火災が かくれんぼ	松岡 茉優（まつおか まゆ）さん
2016年度	消しましよう その火その時 その場所で	平 祐奈（たいら ゆうな）さん
2017年度	火の用心 ことばを形に 習慣に	清原 果耶（きよはら かや）さん

## 軽消防自動車の寄贈

地域の消防力の強化に貢献するため、1952年度から消防自動車を寄贈しています。これまでに消防自動車2,895台、小型動力ポンプ517台を寄贈しました。



軽消防自動車

## 自然災害の防災・減災に資する消費者への啓発

自然災害の発生実態や地域特性に基づき、各地域において防災・減災に資する消費者向けの啓発取組みを推進しています。各地の自治体等と連携して、一般市民向けに防災に関するセミナーやシンポジウムを開催し、防災・減災に関する意識高揚を図っています。



<2016年度の取組み>

実施場所	取組み概要	参加人数
東京都	首都直下地震をテーマとしたシンポジウム等（「第1回防災推進国民大会」への参画）	計220人
	首都圏大規模水害をテーマとした講演会	146人
石川県	発生から10年となる能登半島地震をテーマとした市民フォーラム	70人
愛知県	親子で学ぶ 防災・減災ピクニック	37人(16組)
和歌山県	避難所運営リーダー養成講座	60人
広島県	地震等の大規模災害をテーマとした講演会・トークセッション	400人

## 16 防災・防犯対策

### 第1回防災推進国民大会に参画

2016年8月27日および28日に内閣府等が主催する「第1回防災推進国民大会」(各団体・機関等が一堂に会し、防災に関するシンポジウムや展示等を行う総合イベント)に参画し、首都直下地震をテーマとしたシンポジウム等を東京大学本郷キャンパスで実施しました。

#### ●シンポジウム「20XX年首都圏直下地震 その時、私たちの生活は」(開催日:8月27日(土))

コーディネーターに日本テレビ報道局の谷原和憲氏、パネリストに明治大学大学院政治経済学研究科特任教授の中林一樹氏、東京大学大学院情報学環／地震研究所准教授の三宅弘恵氏、東京大学大学院工学系研究科准教授の廣井悠氏を迎え、「揺れを知る」「被害を知る」「生き抜くために」をテーマにパネルディスカッションを実施しました。

##### ・「揺れを知る」

三宅氏から、「首都直下地震は発生場所が不明であり、様々な発生場所での想定がなされている」「揺れに加え、津波や火災も併せた複合災害発生の可能性も認識しておく必要がある」等の解説がありました。

##### ・「被害を知る」

中林氏から、「最も大きな被害が想定されている都心南部地震では環状7号線付近の木造家屋密集地等で被害が特に大きくなる」「家屋が倒壊すると火災が多発する。よって被害軽減のためにはまず耐震化や家具固定等が重要である」等の解説がありました。

##### ・「生き抜くために」

廣井氏から、首都直下地震が発生した場合の火災避難・帰宅困難等について「首都直下地震では大量の帰宅困難者(車両・歩行者)による「渋滞」の発生が想定される」「「渋滞」の解消には、企業による従業員の滞留や車両による送迎を控えることが有効である」等の解説がありました。

最後に、谷原氏から「本シンポジウムで学んだ内容を自分用にカスタマイズし、首都直下地震について考え、備えるきっかけとしてほしい」とのまとめがありました。

#### ●ワークショップ「首都直下地震を想定した避難所巡回上演習」(開催日:8月28日(日))

コーディネーターに一般社団法人 減災・復興支援機構理事長の木村拓郎氏および専務理事の宮下加奈氏を迎えて、演習を実施しました。

最初に木村氏から避難所の実例や首都直下地震の避難者数、避難所の悪環境による災害関連死などの解説がありました。

続いて、宮下氏を講師として、6つの班に分かれて  
 1. 学校施設(避難所スペース)の使い方、2. 入所時の注意事項、3. トイレの使い方、4. 高齢者や災害時要援護者への配慮などの課題について演習を実施し、講評がありました。

#### ●損害保険業界の防災・減災に関する取組みの展示 (開催日:8月27日(土)・28日(日))

「各社の防災・減災の取組み」「防災・減災に資する一般市民向けの取組み」「ぼうさい探検隊」「ぼうさいダック」「地震保険」に関するパネル展示や冊子等の配布を行いました。



パネルディスカッションの様子



ワークショップの様子

(注)登壇者の所属・役職は開催当時のものです。

## ▶ 防犯に係る啓発活動

### 「子どもを犯罪・事故から守る手引き」の作成

地域で子どもが犯罪や交通事故等の不慮の事故に巻き込まれないよう、大人と子どもが一緒に対策を考えることで、防犯への意識を高めていくことを目的として、「子どもを犯罪・事故から守る手引き」を作成しています。



子どもを犯罪・事故から守る手引き

## 17 自動車盗難防止対策

### トーナン 10月7日(盗難防止の日)の取組み

2003年から10月7日を「盗難防止の日」と定め、各地で自動車盗難防止にかかる啓発活動を実施しています。



盗難防止の日の街頭活動（東京駅）

### 自動車ユーザーへの啓発活動

自動車盗難、車上ねらいから愛車を守るために、警察や防犯団体などと連携して、自動車ユーザーへの啓発活動を行っています。



駐車場での啓発看板



鹿島アントラーズのロゴ入り自動車盗難防止啓発うちわ

### 官民合同プロジェクトチームへの参画

官民合同プロジェクトチームに民間側の事務局として参画し、自動車盗難の防止に取り組んでいます。官民合同プロジェクトチームの主な取組みは次のとおりです。

#### <イモビライザ（盗難防止装置）の普及促進>

イモビライザの装着可能車種が、37車種（2001年12月）から181車種（2015年12月末時点）に拡大しました。

#### <カーナビ盗難対策>

車上ねらいの被害品でカーナビの割合が多いことから、ユーザーに盗難防止対策としてセキュリティコード機能（暗証番号）が搭載されたカーナビを推奨しています。

また、取り外しのできるタイプのカーナビは自宅に持ち帰ることを呼びかけています。

#### <盗難自動車の不正輸出防止対策>

輸出申告者に輸出抹消仮登録証明書の提出を求め、また税関ではコンテナ貨物に関しては大型X線検査装置によるチェックの実施等、盗難車の発見に努めています。

#### 自動車盗難等の防止に関する官民合同プロジェクトチーム

4省庁、19民間団体で構成されるプロジェクトチームで、2001年9月に設置されました。損保協会は民間側事務局として本プロジェクトチームに参画しています。

## 18 環境問題対策

### ▶ 環境保全に関する行動計画

「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」を策定し、環境問題に取り組んでいます。

#### 行動計画の主な項目

1. 損害保険業を通じた取組み
2. 社外への情報発信
3. 地球温暖化対策
4. 循環型経済社会の構築
5. 社内教育・啓発
6. 環境マネジメントシステムの構築と環境監査
7. 他の企業や組織等との協働
8. 環境関連法規等の遵守

### ▶ 環境問題に関する目標

経団連が産業界の自主的な取組みとして策定した「低炭素社会実行計画」および「循環型社会形成自主行動計画」の趣旨を踏まえ、損保協会および会員各社は、地球温暖化の大きな原因である「CO<sub>2</sub>の排出削減」および循環型社会形成に向けた「廃棄物の削減」に関する目標を定め、取り組んでいます。

#### CO<sub>2</sub>の排出削減に関する目標 (低炭素社会実行計画の取組み)

##### <数値目標>

1. 国内の企業活動における2020年の削減目標
  - ・2020年度の床面積あたりの電力使用量を、2009年度比で年平均1%削減する(2009年度比10.5%削減)。
2. 国内の企業活動における2030年の削減目標
  - ・2030年度の床面積あたりの電力使用量を、2009年度比で2020年度まで年平均1%、2021年度以降年平均0.5%削減する(2009年度比14.8%削減)。

##### <数値目標以外>

3. 主体間連携の強化
  - ・低炭素社会への取組みを後押しするような商品やサービスを積極的に開発して提供する。
  - ・約款や証券のWeb化、募集時のタブレット端末等使用を積極的に推進する。 等
4. 国際貢献の推進
  - ・進出している海外の国や地域において、保険商品や金融サービスを通じた地球環境の保全に役立つ取組み等を推進する。
5. 革新的技術の開発
  - ・保険商品や金融サービスを軸にした研究開発を行い、気候変動リスクに対応した商品やサービス等を社会に広く提供する。

#### 廃棄物の削減に関する目標(循環型社会形成 自主行動計画の取組み)

##### <各保険会社の取組み>

1. 社内の廃棄物処理体制を確立し、事業所から排出される事業系一般廃棄物の最終処分量の削減を推進させるとともに、収集業者等との連携によって、分別回収を徹底し、リサイクル率の向上に努める。
2. 事務用品や什器備品の購入に際しては、環境配慮製品の利用率の向上に努める。
3. OA用紙の使用に際しては、両面コピーや2in1コピー、タブレット端末等使用の積極的な活用によって、それぞれが定める削減率等の目標に向けて使用量を抑制する。

##### <自動車保険を通じた社会への働きかけ>

自動車リサイクル部品の活用を推進する。

## ▶ エコ安全ドライブの推進

環境にやさしく、安全運転にも効果がある「エコ安全ドライブ」の普及啓発活動を2004年度から行っています。

エコドライブ普及連絡会(警察庁、経済産業省、国土交通省、環境省)が定めた「エコドライブ10のすすめ」のうち、交通安全に関係の深い3項目を、特に「エコ安全ドライブ3か条」として、二酸化炭素の削減による環境保全と交通事故の少ない社会を実現するために、損保業界全体で推進しています。

具体的な取組みとしては、当該3か条を紹介した動画(DVD)とチラシを作成し、全国の都道府県警察などへの提供を行っています。



### エコ安全ドライブ3か条

3つのポイントを実践することで環境保全と交通安全の両方に効果をもたらします。

1. ふんわりアクセル『eスタート』
2. 車間距離にゆとりをもって、加速・減速の少ない運転
3. 減速時は早めにアクセルを離そう

## ▶ 自動車リサイクル部品活用の推進

限りある資源を有効利用することにより、産業廃棄物を削減し、地球温暖化の原因となっているCO<sub>2</sub>の排出量を抑制することを目的として、自動車の修理時におけるリサイクル部品の活用を推進しています。

具体的には、経済産業省・国土交通省・環境省の後援のもと、自動車関連団体と共同でリサイクル部品活用推進キャンペーンを実施し、チラシ・ポスターを作成のうえ、全国で啓発を行っています。



2016年度リサイクル部品活用推進チラシ

## ▶ 損保協会の取組み

損保協会は、「損害保険業界の環境保全に関する行動計画」に基づき、環境取組みの仕組みを構築し、

「環境方針」を定めて地球環境の保全に取り組んでいます。具体的には、両面コピーの促進や不在時の事務室消灯、冷暖房の効率的利用(夏28℃、冬20℃)、事務用品の購入では、環境配慮製品の利用率向上等を行っています。

(注)2015年度末にISO14001認証を返上し、2016年度からは損保協会としての仕組みを構築して取組みを継続しています。

## 19 地域特性に応じた各支部の取組み

損保協会各支部では、各地域の関係機関と連携のうえ、前述の事故、災害および犯罪の防止・軽減に資する各種取組みを行っています。さらに、地域の特性に応じて、次のような独自の取組みも行っています。

### 北海道支部

北海道支部では、北海道内特有の交通事故や住宅に関連した事故・トラブル等の防止について、チラシ等を用いて啓発を行っています。

#### ●自動車のスリップ事故

北海道を訪れる外国人観光客が増加していることから、北海道内のレンタカー会社や「北海道さっぽろ観光案内所」に外国人向けチラシ（英語版、中国語版および韓国語版）を配備した。



#### ●水道凍結事故およびスノーダクト凍結事故

北海道内で水道およびスノーダクトの凍結事故が多発していることを受け、事故防止に向けたチラシ等を作成した。水道凍結については北海道内の大学生協や不動産管理会社等と、スノーダクト凍結については損害保険会社および代理店と連携し、事故防止を呼びかけた。



#### ●住宅修理に関するトラブル

北海道消費者協会等が開催した「悪質商法・特殊詐欺被害撲滅キャンペーン」や北海道建築指導センター実施の住宅講座を通じ、注意喚起を行った。

#### ●その他

道庁や道警と緊密に連携し、北海道内で多発するエゾシカと自動車との衝突事故や防災啓発活動、地震保険普及啓発活動等の注意喚起を行った。

### 東北支部

東北支部では、駐車場事故や雪害によるトラブル等の防止、防災・減災の取組みを行っています。

#### ●駐車場事故

東北6県の駐車場事故をモニタリング調査して啓発

ポスターを作成のうえ、NEXCO東日本と連携しサービスエリア等に掲出して注意喚起を行った。

#### ●雪害トラブル・スリップ事故

JA共済連宮城および全労済と連名で、雪害トラブルやスリップ事故防止に関するチラシを作成し、東北全域で契約者やドライバーに注意喚起を行った。



#### ●地震保険の普及啓発

東北財務局等と連携し、青森県で地震保険の市民大学講座を開催した。



#### ●防災・減災の取組み

各県の防災・減災計画等のパブリックコメントに対して意見提出を行い、防災教育について民間団体と連携する記述が採用された。

### 北関東支部

北関東支部では、地震保険の普及促進や超高齢社会への対応のため、セミナー開催等の啓発活動に取り組んでいます。

#### ●地震保険の普及促進

・管轄5県全てで地震保険普及促進のための「地震保険セミナー」を開催した。各県における地震リスクや地震保険の必要性について講演を行い、代理店社員の意識の向上を図った。

・長野県では、2016年11月～12月に県や関係機関と連携し、「地震保険・共済加入促進キャンペーン」を行った。



#### ●超高齢社会への対応

新潟・群馬・栃木の3県で、県警本部および県・市の地域支援部門担当者等を講師に招き、損害保険会社と代理店の社員を対象とした「超高齢社会セミナー」を開催した。県警本部からは高齢者の交通事故の現状と対策を、県・市の担当者から



は認知症への理解をテーマに講演してもらい、地域において超高齢社会を支える土壤を醸成した。

### ●各種パブリックコメントへの対応

国レベルの「国土強靭化計画」・「第10次交通安全基本計画」策定を受け、各県が地域計画をまとめたり、「地域防災計画」の年度修正を公表したりしたことを踏まえて、パブリックコメントに対し提言・意見・要望等を行った。

### 南関東支部

南関東支部では、自動車盗難防止や高齢者交通事故防止の呼びかけ、防災・減災の取組みを行っています。

### ●自動車盗難防止

自動車盗難が多発している茨城県と千葉県で、各県警と連携し、カシマサッカースタジアムおよび千葉マリンスタジアムで盗難防止啓発うちわを配布し、注意喚起を行った。



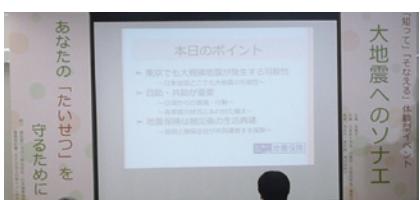
### ●高齢者交通事故防止

神奈川県横浜市および千葉県四街道市において、高齢者向けに交通事故防止チラシを配布するとともに、演劇を交えた交通安全啓発活動を行った。



### ●防災・減災の取組み

- 各種防災イベントでブース出展やワークショップを行い、地震保険の普及啓発やぼうさい探検隊・ぼうさいダックの取組みを紹介した。
- 千葉県および山梨県の損害保険代理業協会（代協）と連携し、チャリティーイベントや一般消費者向けセミナーで、地震保険の普及啓発を実施した。



### 北陸支部

北陸支部では、高齢者の交通事故防止や防災・減災の取組みを行っています。

### ●高齢者の交通安全

- 石川県で、県庁および県警と連携して高齢者交通安全ゼミナールを1年間に7回開催し、高齢者に交通安全の知識向上と注意喚起を図った。
- 石川県と富山県でスリップ事故防止チラシを作成し、高齢者の死亡が多いことを記載して、各県警や高速道路のSA・PAを通じて広く自動車ユーザーに注意喚起を行った。
- 福井県では高齢者向けのラジオ番組で高齢歩行者の交通安全に関する情報を提供した。



### ●地震保険の普及啓発

- 富山県総合防災訓練に参加し地震保険を啓発した。
- 北陸3県で地震保険普及促進のため代理店向け地震保険セミナーを開催した。
- 石川県で能登半島地震発生10年の市民フォーラムを開催した。



### 中部支部

中部支部では、南海トラフ巨大地震を念頭においた防災・減災の取組みや、交通事故および自動車盗難の防止に向けた取組みを行っています。

### ●南海トラフ巨大地震への備え

家族や地域の防災力を高めるため、愛知県内の防災・減災の拠点である名古屋大学減災館等と連携して、「親子で学ぶ 防災・減災ピクニック」を行った。



### ●交通事故防止

- 高齢者交通事故を減らすため、名古屋市東山動植物園で、愛知県警と連携して、イケメンゴリラ「シャバーニ」がプリントされた反射材を作成し、来場者に配

## 19 地域特性に応じた各支部の取組み

布した。

- ・名古屋市と自転車の適正利用に関する協定を締結し、交通ルール・マナーの向上、高齢者のヘルメット着用のほか、自転車損害賠償責任保険等の加入促進を啓発する取組みを行った。



### ●自動車盗難防止

愛知県では、県警と連携して、全国初の「自動車関連窃盗情報報奨金制度」を導入する等、各種の取組みを行い、2016年に自動車盗難認知件数全国ワースト1を返上した。



### 近畿支部

近畿支部では、近畿地区で多発している自動車関連犯罪の被害防止や防災・減災の取組み等、様々な活動を行っています。

### ●自動車盗難防止

- ・京セラドーム大阪で大阪府警と連携した防犯教室を開催し、併せて来場者にオリジナルうちわを配布した。
- ・京都府警と連携して「ももいろクローバーZ」を起用した啓発ポスター・チラシを作成した。京都市梅小路公園でお披露目イベントを開催し、大阪府警および兵庫県警にも配布した。



### ●防災・減災の取組み

- ・各種防災イベントにブースを出展し、来場者に地震保険の普及・啓発やぼうさい探検隊、ぼうさいダックの取組みを紹介した。
- ・和歌山県では、県、代協および損保協会の共催で、避難所運営リーダー養成講座を7か所で開催した。

### 中国支部

中国支部では、県警等と連携して、高齢者交通事故

防止や防災・減災の取組みを行っています。また、地元新聞社と連携する等して損害保険の理解促進を図っています。

### ●高齢者交通事故防止

- ・広島県警の協力を得て、交差点歩行シミュレータ（損保協会が寄贈）を用いた高齢者向け講習会で、歩行中や自動車運転時の交通事故防止のポイントの説明や、反射材の装着の働きかけを行った。
- ・鳥取県警や山口県の協力を得て、高齢者宅を訪問する際に、事故防止ポイントをまとめたチラシで注意喚起を図った。

### ●防災・減災

広島市と共に、自主防災組織のリーダー等の市民約400名を対象に、防災講演会を開催した。地震をはじめとした自然災害に対する備えや災害発生時に取るべき行動等をテーマとして、地域における防災力の向上を図った。



### ●損害保険の理解促進

中国新聞に毎週1回掲載されるコラムで、損害保険商品の仕組みや契約にあたっての注意事項等を解説することで損害保険の理解促進を図った。また、損保協会の交通事故防止や防災・減災の取組み等を紹介し、安心・安全な生活のための情報提供を行った。

### 四国支部

四国支部では、県警や県、代協と連携して、交通事故防止活動や南海トラフ巨大地震対策として地震保険の普及啓発に取り組んでいます。

### ●高齢者交通事故防止

四国4県の人口当たりの高齢者交通事故死者数が全国ワースト上位になっているため、県警等の協力を得て、啓発チラシを各県で作成した。特に香川県では、「反射材付き啓発チラシ」を、愛媛県では「坊ちゃんと仲間たち」をイラスト化したチラシを損害保険会社や代理店、県警、県を通じて展開した。



## ●自転車事故防止

- 香川県の自転車の交通ルール・マナーの順守を目指し、インパクトのある啓発チラシを作成して高松市の交差点で街頭啓発活動を行った。
- 徳島県自転車条例（2016年4月施行）に係るセミナーを、代協と共に催行した。

## ●地震保険の普及啓発

- 南海トラフ巨大地震対策として、四国4県の防災所管部署と連携して、各県の総合防災訓練等に代協と共に出展して、アンケートやクイズ等による地震保険の周知・啓発を行った。
- 徳島県と連携して、徳島市で「夜間防災セミナー」を開催し、自助としての備えの必要性について実例を交えて解説した。

## 九州支部

九州支部では、飲酒運転撲滅や防災・減災について、パンフレット等を通じ、啓発活動に取り組んでいます。

## ●飲酒運転防止

- 福岡県や福岡市、福岡県警、福岡の企業・団体等が連携して行っている「飲酒運転撲滅運動」に参画した。
- 西鉄福岡天神駅周辺、福岡ヤフオクドームおよび福岡市地下鉄天神駅で街頭キャンペーンを行い、啓発うちわ4,500枚を配布した。



## ●防災・減災の取組み

宮崎県や宮崎市、福岡市と連携して「防災フェア」等の展示ブースに風水害や地震保険等の相談コーナーを開設した。防災に関するパンフレットや参考資料を配布し、自然災害を補償する



損害保険の重要性を訴えて、加入を呼びかけた。

## ●不正請求防止

損害保険会社との情報交換を活性化させ、保険金詐欺等の検挙があった各県警や警察署に感謝状を贈呈する等、連携を強化した。

## 沖縄支部

沖縄支部では、飲酒運転事故率が27年連続全国ワースト1であること等を踏まえ、啓発活動に取り組んでいます。

## ●飲酒運転防止

- 地元企業からの協賛・後援を得て、「交通安全フェスティバル in うちな～」を開催し、地元お笑い芸人のコント等も交えて、アルコールの知識を持たず、二日酔い運転をしている人を対象に飲酒運転根絶を呼びかけた。
- 沖縄県の飲酒運転事故率が27年連続全国ワースト1のため、県警と連携して、ものまねタレントの魅川憲一郎さんを起用した飲酒運転根絶を呼びかけるチラシを作成した。



- 沖縄県では、自動車保険加入率も全国ワースト1と低迷しているため、加入促進チラシも作成して、併せてモノレール車内に掲出する等して県民に注意を促した。
- 県内企業の協力を得て、「STOP!! 飲酒運転」と記載した飲料をノベルティとして作成し、飲酒運転根絶県民大会への来場者に配布し、飲酒運転根絶を呼びかけた。



## ●防災・減災の取組み

台風襲来前に朝夕の通勤時間帯のラジオ放送を活用し、台風被害に備えた予防策を講じるよう県民に呼びかけた。

## 20 募集人に対する試験・教育等

損害保険商品の説明や契約の手続きなどで、お客さまの窓口となるのは主に損害保険代理店（代理店）です。

このため、損保協会では、保険募集のさらなる品質向上を図るために、代理店の募集人に対して、次の試験制度等を実施しています。

### 損害保険募集人一般試験（損保一般試験）

募集人が保険募集にあたり必要となる募集品質の確保・向上を図ることを目的に、損害保険募集人一般試験（損保一般試験）を実施しています。

損保一般試験は、基礎単位、商品単位（自動車保険、火災保険、傷害疾病保険）により構成されており、試験の合格を保険募集のための要件としています。

また、更新制を採用し、最新の業務知識や商品知識を5年ごとに検証しています。

### 損害保険大学課程（損保大学課程）

損保一般試験に合格した募集人がさらなるステップアップを目指す組みとして、損害保険大学課程（損保大学課程）を実施しています。

損保大学課程は、保険募集に関連の深い専門知識を修得するための専門コースと、実践的な知識・スキルを修得するためのコンサルティングコースにより構成されています。また、5年ごとの更新制を採用しています。

各コースの試験に合格した募集人は、コースに応じて損害保険プランナー、損害保険トータルプランナーに認定されます。

2017年7月末時点の損害保険プランナー（専門コース認定有効者）は42,458人、損保協会が認定する募集人資格の最高峰である損害保険トータルプランナー（コンサルティングコース認定有効者）は11,464人です。

なお、2017年7月末時点の各コースの認定取得者数（制度開始時からの累計人数）は、専門コースが65,184人、コンサルティングコースが12,267人です。



### 損害保険トータルプランナーがいる代理店の検索サイト



損保協会のホームページで、損害保険トータルプランナーがいる代理店を、郵便番号や住所から検索できます。

2017年7月末時点で、約3,380店の代理店の情報を登載しています。

#### ■サイトURL■

<http://sonpo-totalplanner-ag.jp/>

(注) 損保協会ホームページからアクセスできます。

## 募集人・資格情報システム

募集人の資格情報等を一元的に管理する募集人・資格情報システムを運営しています。

本システムにより、募集人自身が損保一般試験や損保大学課程等の資格の有効期限等を確認し、各種試験の受験管理等ができるようになっています。

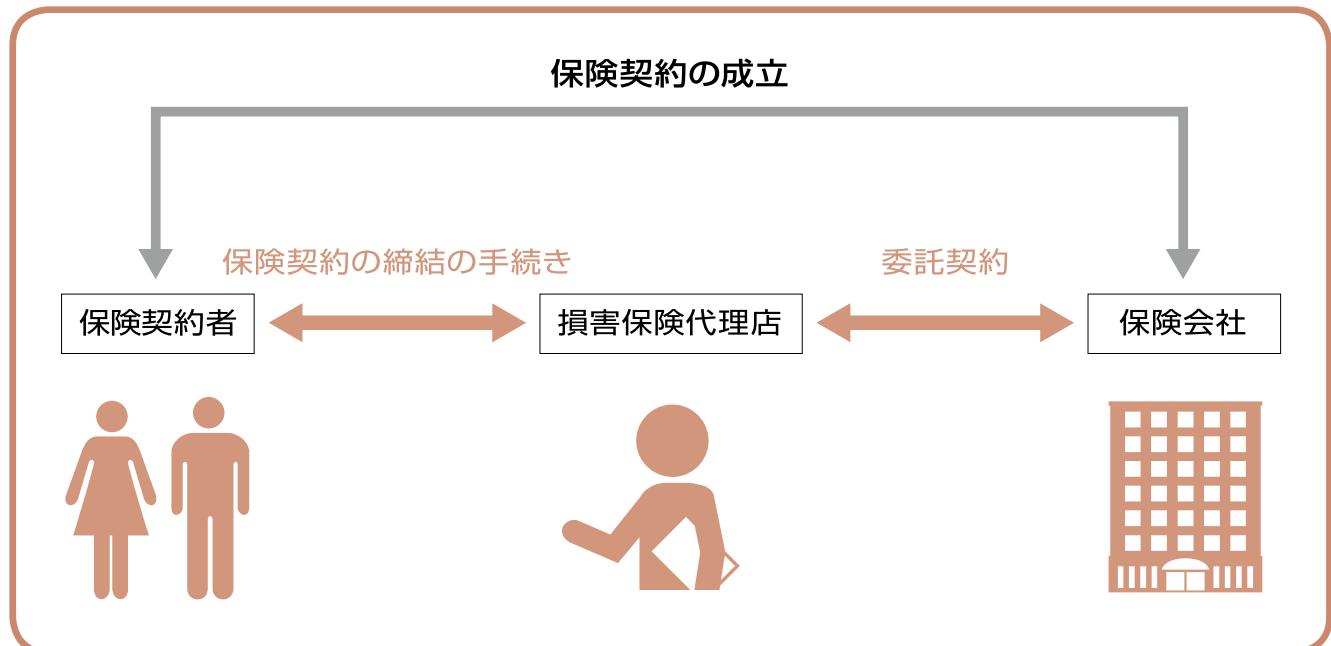
## 募集コンプライアンスガイドの策定

会員各社が募集人を指導する際のガイドブックとして、募集コンプライアンスガイドを策定しています。

このガイドでは、保険業法等に規定されている保険募集に関する事項を体系的に整理するとともに、募集実務の標準例を示すことで、保険募集の際に留意すべき事項についてわかりやすく解説しています。

2017年2月および4月には、昨今の保険募集を取り巻く環境等を踏まえ、同ガイドを改定しました。

## 参考：代理店の役割



代理店には、保険会社との委託契約により保険会社の代理人として保険契約を締結する権限が与えられています。

契約者が代理店に対して申込書により申込みを行い、代理店が承諾すれば、保険会社との間で保険契約が有効に成立したことになります。

(注) 保険会社または保険の種類によっては代理店の権限が媒介となっていることがあります。この場合には、後日保険会社が引受けを承諾したときに契約が成立します。

## 会員各社の取組みの例

### ●独自の販売資格制度の導入

第三分野商品(医療保険、がん保険等)専門の販売資格等、会員各社独自の販売資格制度を導入しています。

### ●募集に関するお客さまアンケートの実施

損害保険の募集時における募集人の商品説明等に関するお客さまアンケートを実施しています。お客さまからの回答を分析・検証し、保険募集のさらなる品質向上に向けた取組みに活用しています。

## 21 損害調査関係の試験・研修

損害保険の最大の使命は、万一の事故が起きた際に、適正な保険金を迅速に支払うことです。

損害保険各社では、適正・迅速かつ公平な保険金支払を実現するため、次のように損害調査体制を整備しています。

### 損害調査拠点と損害調査担当社員

全国各地どこで事故が発生しても直ちに対応できるよう、損害保険会社は、全国1,437か所の損害調査拠点を設け、そこに33,390人の損害調査担当社員を配置しています（2017年4月1日現在）。

また、損害調査担当社員の知識向上のため、損害保険各社では各種研修を実施するほか、損保協会においても医療研修、アジャスター研修や地震保険損害処理研修などを実施しております。

### 自動車保険のアジャスター

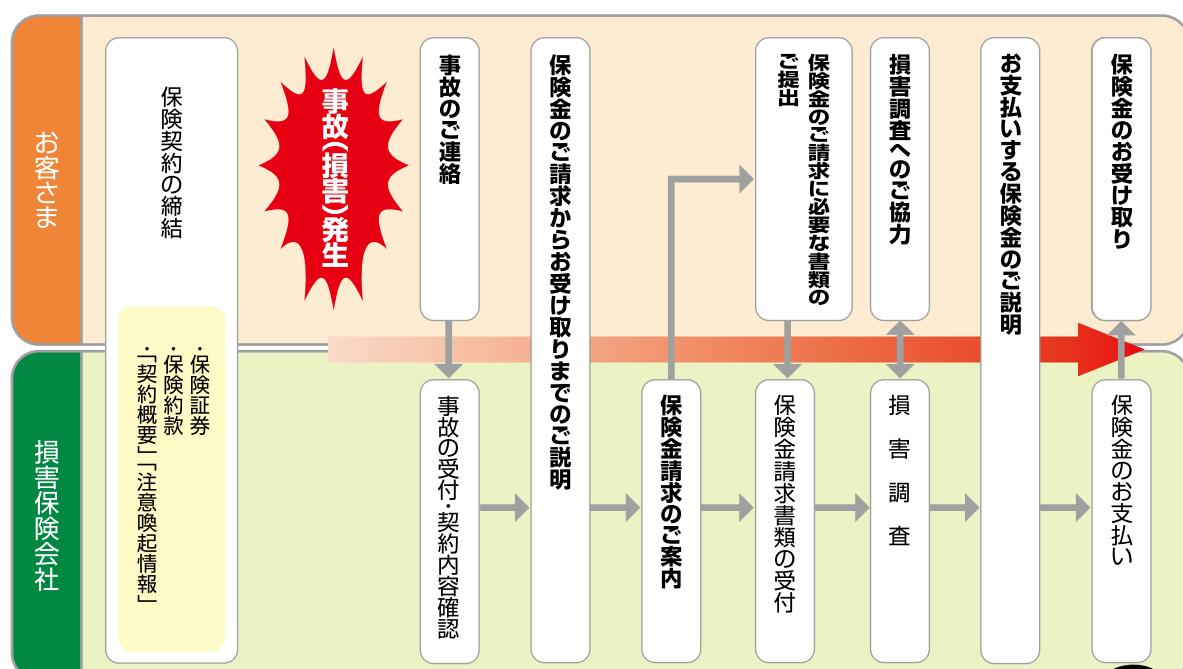
アジャスターとは、自動車の物損事故による損害額や事故の原因・状況などを調査する専門家で、8,242人（2017年7月1日現在）が損保協会に登録されています。アジャスターは各種研修を通じて調査技能の向上に努めています。

### 火災・新種保険の損害保険登録鑑定人

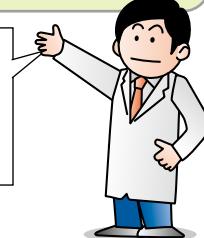
損害保険登録鑑定人とは、損害保険会社から委嘱を受け、建物・動産の保険価額の評価、損害額の算定、事故の原因・状況などを調査する専門家で、3,587人（2017年7月1日現在）が損保協会に登録されています。

### 参考：事故の連絡から保険金の受け取りまでの流れ

事故の連絡から、保険金の受け取りまでの一般的な流れです。



交通事故や盗難、火災などの事故が発生した場合には、損害保険会社への連絡の前に、ケガ人の救護などを行い、警察署や消防署などの公的機関に事故の届出等を行ってください。保険金の請求の際に事故の証明書が必要となる場合があります。（特に、交通事故における人身事故の場合には、「人身事故」として警察署に届出を行ってください。）



## 22 医研センター研修・医療研究助成

はじめに・損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及  
啓発・理解促進II 損害保険契約者等  
からの相談対応、苦情・紛争の解決III 損害保険業の  
業務品質の向上

IV 基盤整備

V 事故・災害および  
犯罪の防止・軽減

VI 試験・認定、研修等

資料・データ

### 医療研修

#### 医療費支払適正化と被害者保護への対応

1984年自賠責審議会答申で指摘された医療費支払い適正化に係る研修の強化を受けて、1985年に医研センターを設立しました。医研センターでは、損保会社の社員等に対する医療研修を通じて医療費支払いの適正化と被害者の早期社会復帰を図っています。

#### 医療知識の必要性

医師の説明を理解し、医師との基本的なコミュニケーションが可能な人材の育成を目指して、損保サービスに携わる損害保険会社等の社員を対象に最良の医学・医療知識を学ぶ機会を提供する研修を実施しています。

#### 質の高い研修内容

第一線の臨床現場で活躍中の医師を中心とした講師を迎える、通信教育、集合研修、各都市で開催する医療セミナーを通じて医療知識の向上を目指しています。



研修室における集合研修



医療セミナー研修

### 交通事故医療に関する研究助成

#### 助成の目的

自賠責保険の運用益を活用し、交通事故医療に関する研究助成を行っています。これは個々の医師等またはグループの臨床研究を助成することで、交通事故医療の進歩発展を促進し、被害者の早期社会復帰に寄与しようとするものです。

#### 公募による選考

毎年1回公募し、学識経験者で構成される選考委員会による厳正な選考のうえで助成対象者を決定しています。

#### 採用件数

1994年度から実施している本研究助成は2016年度までの採択件数は合計690件になりました。これらの研究成果は被害者の早期社会復帰に貢献するものと期待されます。

#### ●研究テーマ例

- ・骨盤外傷に関する研究
- ・脊髄損傷に対する包括的な治療法について
- ・患者・家族の心理的問題とメンタル支援に関する研究



研究助成贈呈式

## 日本国内で損害保険業を営む会社

### ▶ 国内損害保険会社(30社)

2017年7月1日現在

●印は、損保協会会員会社

#### (1) 元受および再保険業(28社)

- あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- アイペット損害保険株式会社
- アクサ損害保険株式会社
- 朝日火災海上保険株式会社
- アニコム損害保険株式会社
- アメリカンホーム医療・損害保険株式会社
- アリアンツ火災海上保険株式会社
- イーデザイン損害保険株式会社
- エイチ・エス損害保険株式会社
- SBI損害保険株式会社
- AIU損害保険株式会社
- au損害保険株式会社
- 共栄火災海上保険株式会社
- ジェイアイ傷害火災保険株式会社
- セコム損害保険株式会社
- セゾン自動車火災保険株式会社
- ソニー損害保険株式会社
- 損害保険ジャパン日本興亜株式会社
- そんぽ24損害保険株式会社
- 大同火災海上保険株式会社
- Chubb損害保険株式会社
- 東京海上日動火災保険株式会社
- 日新火災海上保険株式会社
- 日立キャピタル損害保険株式会社
- 富士火災海上保険株式会社
- 三井住友海上火災保険株式会社
- 三井ダイレクト損害保険株式会社
- 明治安田損害保険株式会社

#### (2) 再保険専業(2社)

- トーア再保険株式会社
- 日本地震再保険株式会社

### ▶ 外国損害保険会社(22社)

2017年7月1日現在

一支店または代理店形態等で日本に進出している保険会社一

#### (1) 元受および再保険業(12社)

- アシキュラチオニ・ゼネラリ・エス・ピー・エイ
- アトラディウス・クレディット・イ・カウション・エセ・アー・デ・セグロス・イ・レアセグロス
- エイチディーアイ・グローバル・エスイー
- カーディフ・アシュアランス・リスク・ディヴェール
- コンパニー・フランセーズ・ダシュラント・プール・ル・コメルス・エクステリュール
- ザ・ソサイエティー・オブ・ロイズ
- ザ・ニュー・インディア・アシュアランス・カンパニー・リミテッド
- スイス・リー・インターナショナル・エスイー
- スター・インデムニティ・アンド・ライアビリティ・カンパニー
- チューリッヒ・インシュアランス・カンパニー・リミテッド
- 現代海上火災保険株式会社
- ユーラーヘルメス・エスエー

#### (2) 再保険専業(6社)

- アールジーエー・リインシュアランス・カンパニー
- ジェネラル・リインシュアランス・エイジイ
- スイス・リインシュアランス・カンパニー・リミテッド
- スコール・グローバル・ライフ・エスイー
- トランスタランティック・リインシュアランス・カンパニー
- ミュンヘナー・リュックフェルシッヘルレンジス・ゲゼルシャフト・アクツイエンゲゼルシャフト・イン・ミュンヘン

#### (3) 船主責任保険専業(4社)

- アシュアランスフォアニアングン・ガード・イエンシティッグ
- ザ・ノース・オブ・イングランド・プロテクティング・アンド・インデムニティー・アソシエイション・リミテッド
- ザ・ブリタニヤ・スティーム・シップ・インシュアランス・アソシエーション・リミテッド
- ザ・ユナイテッド・キングドム・ミューチュアル・スティーム・シップ・アシュアランス・アソシエーション(ヨーロッパ)リミテッド

## 主な損害保険の関連団体

### 損害保険料率算出機構

「損害保険料率算出団体に関する法律」に基づく法人であり、「損害保険料率算定会」および「自動車保険料率算定会」が統合した。火災保険・傷害保険・自動車保険・介護費用保険の参考純率および自賠責保険・地震保険の基準料率の算出を行うとともに、関連事項の調査・研究を行っています。また、自賠責保険の損害調査等を行うため、全国主要都市に調査事務所を設置しています。

TEL:03-6758-1300

URL:<http://www.giroj.or.jp/>

### 損害保険契約者保護機構

損害保険会社が経営破綻した場合に、破綻損害保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護を図っています。

TEL:03-3255-1635

URL:<http://www.sonpohogo.or.jp/>

### 日本原子力保険プール

原子力保険に関する事務の共同処理および調査・研究を行っています。

TEL:03-3255-1231

### 公益財団法人 損害保険事業総合研究所

損害保険および関連分野に関する教育研修、調査研究、資料の収集、機関誌・図書の発行等を行っています。

TEL:03-3255-5511

URL:<http://www.sonposoken.or.jp/>

### 一般社団法人 外国損害保険協会

日本において損害保険業を営むための免許を取得した外国損害保険会社または外国損害保険会社グループ（事業免許取得の段階にある外国の保険会社を含む。）が加入しています。

TEL:03-5425-7963(一般のお客さま向け相談窓口)

URL:<http://www.fnlia.gr.jp/>

### 一般社団法人 日本損害保険代理業協会

損害保険代理店を会員とする団体で、代理店に対する教育・研修、代理店の制度・業務に関する調査・研究および提言、損害保険の普及に関する啓発・宣伝、社会貢献活動等を行っています。

TEL:03-3201-2745

URL:<http://www.nihondaikyo.or.jp/>

### 一般社団法人 日本保険仲立人協会

保険仲立人制度に関する教育・研修・試験、保険仲立人の登録・届出手続きの援助、および保険仲立人制度普及のための啓発・宣伝等を行っています。

TEL:03-6262-6400

URL:<http://www.jiba.jp/>

### 一般社団法人 日本少額短期保険協会

少額短期保険募集人の教育・試験、少額短期保険に関する調査・研究、および保険・補償に関する相談事業等を行っています。

TEL:03-6222-4422

URL:<http://www.shougakutanki.jp/general/>

### 一般社団法人 日本損害保険鑑定人協会

鑑定業務に関する各種研修会、調査・研究、資料・情報の収集と提供や、会員間の情報交換・交流事業等を行っています。

TEL: 03-3254-6454

URL:<http://www.kanteinin.or.jp/>

### 全国技術アジャスター協会

アジャスターの登録、試験、基礎研修等、会員に係わる基本業務の他、技術資料・情報の提供や研修会、事故車修理簡易見積りシステムの開発・メンテナンス・データ作成等を行っています。

TEL: 03-3864-8841

URL:<http://www.zengikyo.gr.jp/>

## 個人情報保護の取組み

損害保険業界に対する消費者からの信頼向上のため、2005年4月1日付で、個人情報保護法に基づく認定個人情報保護団体の認定を受け、「損害保険会社に係る個人情報保護指針」に基づき対象事業者である損害保険会社等における個人情報の適正な取り扱いの確保のための業務を行っています。

参照 P.65

資料・データ 損害保険に関する主な法律  
(個人情報の保護に関する法律)

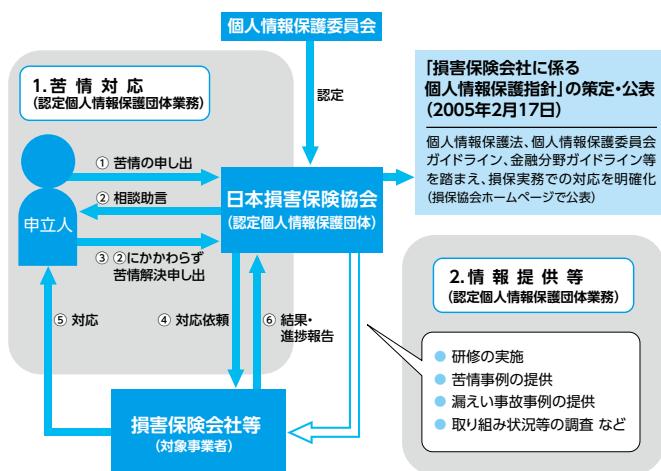
### 認定個人情報保護団体とは

個人情報保護法に基づき、対象事業者の個人情報等の適正な取り扱いの確保を目的として、個人情報保護委員会の認定を受けて以下の業務を行う団体です。

- 対象事業者の個人情報等の取り扱いに関する苦情の処理
- 対象事業者への情報提供 等

また、上記の業務のほか、業界の特性に応じた自主的なルールである「個人情報保護指針」を作成し、公表すること、あわせて対象事業者に対し、同指針を遵守させるため必要な指導、勧告その他の措置をとることが求められます。

### ▶ 損保協会が行う認定個人情報保護団体業務の概要



## 契約者保護のしくみ

### ▶ 早期是正措置

早期是正措置とは、保険契約者の保護を図るために、保険会社の支払能力の充実の状況に応じて、監督当局が必要な是正措置を保険会社に命じることにより、経営改善を促す監督措置です。

是正措置の発動基準としてはソルベンシー・マージン比率が適用されており、200%を下回った場合に、早期に経営の健全性の回復を図るために、金融庁長官によってソルベンシー・マージン比率の水準により、適時・適切な早期是正措置が講じられます。

$$\text{■ソルベンシー・マージン比率 (\%)} = \frac{\text{資本金・準備金等の支払余力}}{\text{通常の予測を超える危険} \times 1/2} \times 100$$

### 早期是正措置の主な内容

保険金等の支払能力の充実の状況に係る区分	ソルベンシー・マージン比率	措置の内容
非対象区分	200%以上	なし
第一区分	100%以上 200%未満	● 経営の健全性を確保するための改善計画の提出・実行
第二区分	0%以上 100%未満	● 保険金支払能力を充実させる計画の提出・実行 ● 配当、役員賞与の禁止または抑制 ● 営業所、事務所などの業務の縮小など
第三区分	0%未満	● 期限を付した業務停止命令(全業務または一部の業務)

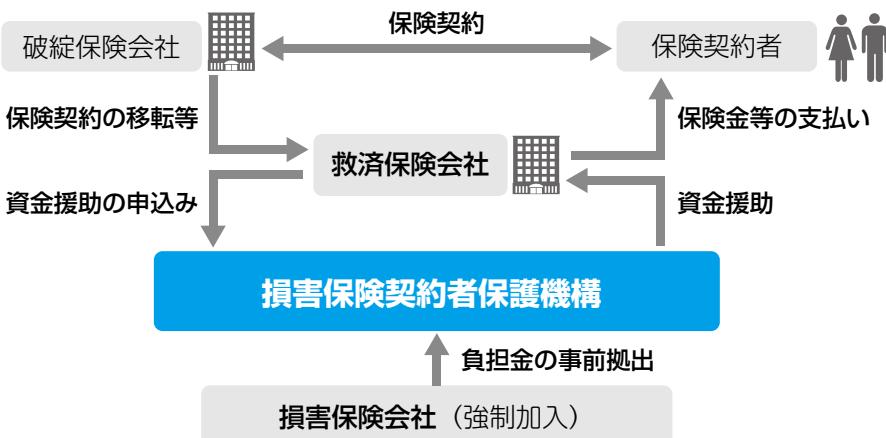
2012年3月末からリスク計測の厳格化等が行われていますが、その数値が200%以上であれば「保険金等の支払能力の充実の状況が適当である」とされています。

なお、2012年3月末からは、保険会社単体のソルベンシー・マージン比率のほか、子会社等を有する保険会社についてはグループ全体の連結ソルベンシー・マージン比率を公表しています。

## ▶ 損害保険契約者保護機構

万が一損害保険会社が破綻したときには、保険業法に基づき設立された損害保険契約者保護機構が、補償対象契約について、破綻保険会社の保険契約の移転や保険金支払いに関する資金援助を行うこと等により契約者の保護が図られます。

### 損害保険契約者保護機構のしくみ(救済保険会社が保険契約を引き継ぐ場合)



(注)救済保険会社が現れなかった場合には、損害保険契約者保護機構やその子会社が破綻保険会社の保険契約を引き継ぎ、保険契約の継続を図ります(全ての保険契約が引き継ぎの対象となります)。

### 損害保険契約者保護機構による補償の対象となる契約

- 保険契約者が、個人・小規模法人<sup>\*1</sup>・マンション管理組合<sup>\*2</sup>である場合、損害保険契約者保護機構による補償の対象となります。

- 下表中、★印の保険は、保険契約者を問わず補償の対象となります。

損害保険(下記以外)	保険金支払い	解約返戻金・満期返戻金等	
		補償割合100%	
自賠責保険、家計地震保険 *		破綻後3か月間は保険金を全額支払(補償割合100%)	補償割合80%
自動車保険 *		3か月経過後は補償割合80%	
火災保険			
その他の損害保険			
賠償責任保険、動産総合保険、海上保険、運送保険、信用保険、労働者災害補償責任保険 等			
短期傷害 <sup>*3</sup> 特定海旅 <sup>*4</sup> *			
年金払型積立傷害保険 <sup>*5</sup> *			
財産形成貯蓄傷害保険			
確定拠出年金傷害保険			
その他の疾病・傷害保険 *			
上記以外の傷害保険、所得補償保険、医療・介護(費用)保険 等			

(注1)上記保険契約の区分は、主契約(基本的に普通保険約款)の保険金支払事由に従うことになります。

\*1 「小規模法人」とは、破綻時において、常時使用する従業員又は常時勤務する職員の数が20人以下の次の法人(法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含みます)をいいます。

①日本法人

②その日本における営業所又は事務所を通じて保険契約が締結されている場合の国外法人

\*2 「マンション管理組合」とは、建物の区分所有等に関する法律第3条・第65条に規定する団体であって、主として住居としての用途に供する建物等の管理を行うためのものをいいます。

\*3・4・5 「短期傷害」とは、いわゆる傷害保険で保険期間1年以内の保険契約が該当します。「特定海旅」とは、いわゆる海外旅行傷害保険が該当します。「年金払型積立傷害保険」とは、いわゆる年金払積立傷害保険のほとんどが該当します。いずれも、契約締結時に行う告知事項に健康状態に関するものが含まれない保険契約に限られる等、対象となるための条件がありますのでご注意ください。

\*6 「高予定期率契約」に該当する場合は、補償割合が90%から追加で引下げられます。「高予定期率契約」とは、その保険料・責任準備金の算出の基礎となる予定期率が、破綻時から遡って過去5年間、基準利率(2017年7月時点では3%)を常に超えていた保険契約をいいます(保険期間が5年を超えるもの、あるいは契約内容が同条件のまま5年を超えて自動継続されているものが対象となります)。

(注2)「火災保険」及び「その他の損害保険」について、保険契約者が個人・小規模法人・マンション管理組合(以下「個人等」といいます)以外の者であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされている保険契約のうち、当該被保険者に係る部分については、左記補償の対象となります。

(注3)破綻保険会社の財産状況により左記補償割合を上回る補償が可能である場合には、当該財産状況に応じた補償割合による給付を受けることができます。

(注4)いわゆる共済や2006年4月施行の改正保険業法に基づく少額短期保険業者の受けた保険契約は、損害保険契約者保護機構の補償の対象とはなりません。

# 損害保険に関する主な法律

## 保険法（2008年）

保険契約に関して、保険契約者等と保険会社との間の権利義務等の基本的事項を定めている。

具体的には、保険契約を損害保険、傷害疾病損害保険、生命保険および傷害疾病定額保険に分類し、保険契約の成立、保険の給付時、保険契約の終了等について、以下のようなルールを定めている。

1. 保険契約の成立（保険契約の目的、告知義務、保険契約締結時の書面交付）
2. 保険契約の効力（第三者のためにする保険契約、超過保険、保険価額の減少、危険の減少）
3. 保険給付（損害の発生および拡大の防止、損害発生の通知、保険者の免責、損害額の算定、一部保険、重複保険、保険給付の履行期）
4. 保険契約の終了（保険契約者による解除、告知義務違反による解除、危険増加による解除、重大事由による解除、解除の効力） 等

### 保険法の主なポイント

2010年4月1日に施行された保険法は、従来の保険に関する商法の規定を現代社会に合った内容に変更し、単独の法律として制定されたもので、保険契約者の保護が図られている。

#### （1）保険契約に関するルールの共通化

##### ■適用対象契約

□保険法は保険契約と同等の内容を有する共済にも適用される。

##### ■傷害疾病定額保険契約の規定

□傷害疾病定額保険契約に関して規定されている。

#### （2）保険契約者（消費者）保護

##### ■片面的強行規定の規律

□片面的強行規定の規律により、保険契約者、被保険者または保険金受取人に不利な内容の約款を定めても、その約款の定めは無効となる（企業分野の保険は、適用除外）。

##### ■告知義務

□質問応答義務が定められており、保険契約者または被保険者は、重要事項のうち保険会社から告知を求められた事項を告知することが求められる。

□保険募集人による告知の妨害や不告知の教唆があった場合は、保険会社は告知義務違反による契約の解除ができない。

##### ■保険給付の履行期

□保険金の支払時期が規定され、適正な保険金支払のための調査に必要な相当の期間が経過した後は、保険会社は遅滞の責任を負う。

##### ■他人を被保険者とする契約に関する規定

□他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約について、原則として被保険者の同意が必要である（一定の場合は同意不要）。

□他人を被保険者とする傷害疾病定額保険契約について、被保険者と保険契約者や保険金受取人との間の信頼関係が破壊された場合や、被保険者が同意するにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合には、被保険者からの解除請求が認められる（被保険者離脱制度）。

#### （3）保険機能

##### ■超過保険

□保険金額（契約金額）が保険の対象である物の実際の価額（保険価額）を超える超過保険について、超過部分は取り消し可能であると規定されている。

##### ■重複保険

□同一の目的物に複数の損害保険契約が締結された重複保険契約については、独立責任額全額支払方式が規定されている。  
これにより、他の損害保険契約が締結されてい

る場合には、各保険会社は按分支払いをせず、自らが締結した保険契約に基づく保険金の全額を支払う義務を負う。

#### ■責任保険契約についての先取特権

□被保険者が倒産した場合であっても、被害者が保険金から優先的に被害の回復ができるように特別の先取特権の制度が定められている。

#### ■重大事由解除

□保険金詐欺等のモラルリスクを防止するための重大事由解除の規定がある。

これにより、故意に事故を起こしたり、保険金請求についての詐欺を行ったりするなど保険契約者等に対する保険会社の信頼を損ない、契約の存続を困難とする重大な事由がある場合には、保険会社は契約を解除できる。

#### ■保険金受取人による介入権制度

□保険契約者の債権者等による契約解除に対して、保険金受取人が契約を存続することができる（介入権）。

保険金受取人が介入権行使するためには、介入権行使について保険契約者の同意を得ること、保険会社が解除の通知を受けたときから1か月以内に解約返戻金相当額を債権者等に支払うこと等一定の要件が定められている。（傷害疾病定額保険契約）

## 保険業法（1995年）

保険業の公共性にかんがみ、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営および保険募集の公正を確保することにより、保険契約者等の保護を図ることを目的として制定された。

保険監督法の基本法に位置付けられ、保険会社に対する監督と保険募集に対する監督の両面に関し規定している。

保険会社に対する監督としては、主務官庁の免許、業務範囲、經理事項、保険商品の審査、保険会社の健全性維持のための措置、保険会社が破綻した場合の契約者保護のための措置などの規定を設けている。また、外国保険業者が日本で保険業を営む場合においても、日本の保険会社との衡平性から、これを監督する規定を設けている。

保険募集に関する監督としては、保険募集に従事する者についての登録・届出制度に関する事項、保険募集の際の禁止行為に関する事項などを定めている。

## △改正の主なポイント（2016年5月）

2013年6月に公表された金融審議会「保険商品・サービスの提供等の在り方に関するワーキング・グループ（保険WG）」の報告書を受け、保険募集ルールの見直しが行われ、2016年5月に改正保険業法が施行された。

#### ■保険募集に係る基本的ルールの創設

□「不適切な行為の禁止」に限定されていた従来の募集規制に加え、顧客ニーズの把握に始まり保険契約の締結に至る募集プロセスの各段階におけるきめ細やかな対応の実現に向け、情報提供義務や意向把握義務など、積極的な顧客対応を求める義務が導入された。

#### ■代理店などの保険募集人に対する体制整備義務の導入

□「保険会社」が監督責任を負う従来の募集人規制に加え、「保険募集人」に対しても、業務の規模・特性に応じた体制整備を義務付ける規制が新たに設けられた。

## 損害保険に関する主な法律

### ▶ 保険業法の主なポイント

#### 1

##### 事業の開始

- 内閣総理大臣が免許を付与→免許の種類は、生命保険、損害保険の2種類
- 生命保険業、損害保険業の兼営を禁止
- 会社形態に制限→株式会社または相互会社でなければならない

#### 2

##### 保険会社の 事業運営

(注)外国保険会社  
に関しても同  
様の規定あり

- 1 業務 :** 保険会社は、保険の引受け等の固有業務のほか、それに付随する業務、また、固有業務を妨げない限度において、証券業務等の法定他業を行うことができる。

**固有業務:** ①保険の引受け、②資産の運用

**付隨業務:** ①他の保険会社の業務の代理・事務の代行、②債務保証、③国債・地方債・政府保証債の引受けまたは募集の取り扱い、④金融等デリバティブ取引等

**法定他業:** ①公共債(国債、地方債等)の売買(公共債ディーリング業務)、②証券投資信託の受益証券等の販売業務等

●**業務運営に関する措置**

→保険契約の重要事項について、書面の交付等による説明を義務付け等

●**独禁法適用除外制度**

→他の保険会社との共同行為が可能(主務官庁の許可が必要)

- 2 子会社 :** 保険会社は、あらかじめ主務官庁の認可を受けることにより、保険会社、銀行、証券会社、従属業務会社、金融関連業務会社等を子会社とすることができます。

- 3 経理 :** 保険会社は、事業年度ごとに、業務および財産の状況を記載した業務報告書を主務官庁に提出し、また、同状況を記載したディスクロージャー資料を公衆に開示しなければならない。

- 4 監督 :** 保険会社は、事業方法書や普通保険約款等を変更する場合には、主務官庁の認可を受け、または届出をしなければならない。また、主務官庁は、保険会社の経営の健全性を判断するための基準を定め、監督上必要な措置を命じることができる。

●**事業方法書、普通保険約款等の認可制・届出制** ●**立入検査** ●**業務改善命令等**

●**ソルベンシー・マージン** (保険金等の支払能力の充実の状況) **比率による早期是正措置命令の発出**

- 5 株主 :** 保険会社または保険持株会社の総株主の一定割合を超える議決権を保有する者は、主務官庁に届出を行わなければならない。

#### 3

##### 保険募集

- 1 保険募集の制限 :** 保険募集を行うことができる者については以下のとおり規定されている。

- 『保険募集』=保険契約締結の代理または媒介
- 保険会社(役員・使用人)、損保代理店、生保募集人、保険仲立人以外による保険募集の禁止

- 2 損保代理店、生保募集人の登録 :** 損保代理店および生保募集人は、主務官庁の登録を受けなければ保険募集を行うことができない。

- 3 保険募集に関する基本的ルール :** 不適切な行為の禁止と積極的な顧客対応について以下のとおり規定されている。

<禁止行為>

- 保険契約者等に対する虚偽の告知、保険契約の重要事項の不告知
- 保険契約者等に対する特別利益(保険料の割引等)の提供
- 他の保険契約との比較で誤解を招く表示等

<積極的な顧客対応>

- 意向把握義務 ●情報提供義務

- 4 保険募集人に対する体制整備義務 :** 損保代理店等は、業務の規模・特性に応じた体制整備をしなければならない。

- 5 監督 :** 損保代理店等は、その役員または使用人に保険募集を行わせようとするときは、主務官庁に届出を行わなければならない。

- 損保代理店・保険仲立人の役員・使用人→届出が必要
- 業務改善命令、登録の抹消等

#### 4

##### その他

- 1 クーリング・オフ制度 :** 保険契約の申込者は、契約から一定期間、書面により契約の申込みの撤回または解除ができる。

- 2 金融分野における裁判外紛争解決制度(金融ADR)**

- 3 保険契約者保護制度**

- 4 罰則**



## 損害保険料率算出団体に関する法律(1948年)

保険会社が公正な損害保険料率を算出するための基礎資料となる参考純率等を算出・提供する損害保険料率算出団体について、その業務の適切な運営を確保し、損害保険業の健全な発達と保険契約者などの利益保護を目的として制定された。この法律に基づいて損害保険料率算出機構が設けられている。

## 自動車損害賠償保障法(1955年)

自動車による人身事故の場合の損害賠償を保障する制度を確立することによって、被害者保護を図ることを目的として制定された。自動車人身事故の加害者の賠償資力を確保するために、特殊な例外を除き、全ての自動車保有者に対して自動車損害賠償責任保険(自賠責保険)または自動車損害賠償責任共済(自賠責共済)の契約締結を強制している。

## 地震保険に関する法律(1966年)

住宅および家財について保険会社が引受けた地震保険の支払責任を政府が一定の条件により再保険として引受けることによって地震保険の普及を図り、地震等による被災者の生活の安定に寄与することを目的として制定された。

## 消費者契約法(2000年)

消費者と事業者との間で情報、交渉力の格差があることから、契約締結時における事業者の不実告知等不適切な説明によって消費者に「誤認」が生じた場合や、事業者の不退去等によって消費者が「困惑」した場合には、この契約を取り消すことができることとしている。

また、事業者の損害賠償責任等を制限する条項など、消費者の利益を著しく害する条項を無効とするほか、一定の消費者団体に事業者の不当な行為に対する差止請求権を認める消費者団体訴訟制度などにより、消費者保護を図っている。

## 金融商品の販売等に関する法律(2000年)

金融商品販売業者が金融商品の販売に際して、顧客に対し重要事項(「価格変動リスク」「信用リスク」等)を説明することを義務付け、この重要事項を説明しなかつたことによって顧客に損害が生じた場合、金融商品販売業者が損害賠償責任を負うことを定めている。

また、当該金融商品の販売に係る事項について、不確実な事項について断定的判断を提供し、または確実であると誤認させるおそれのあることを告げる行為を行ってはならないと定めている。その他、金融商品販売業者に対し、商品の販売に関する方針(「勧誘方針」)を策定し公表する義務を課すことなどにより、消費者保護を図っている。

## 個人情報の保護に関する法律(2003年)

個人情報の適正な取り扱いに関し、個人情報取扱事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人の権利利益を保護することを目的としている。

個人情報取扱事業者には、利用目的の特定、適正な取得、利用目的の通知・公表・明示、安全管理措置、従業者・委託先の監督、第三者提供の制限、開示・訂正・利用停止請求への対応等の義務が課せられている。

## 金融商品取引法(2006年)

投資者保護のための、幅広い金融商品についての包括的・横断的な法制度の整備を図ることを目的としている。金融商品取引業者が遵守すべき行為規制(販売・勧誘ルール)として、次の事項を定めている。保険会社の一部の商品にも、これらの規制が適用される。

- ①広告の規制
- ②契約締結前および締結時の書面交付義務(説明義務)
- ③各種禁止行為(虚偽のことを告げる行為等)
- ④損失補てんの禁止 等

## 金融経済教育の取組み

### ▶ 金融経済教育とは

金融や経済に関する知識や判断力のことを「金融リテラシー」といい、国民一人ひとりがより自立的で、安心かつ豊かな生活を実現するためには、欠かせない生活スキルとなります。この金融リテラシーを育むための教育を「金融経済教育」といいます。

損保協会では、消費者のリスク認識の一層の高揚を図り、損害保険のしくみや効用を理解したうえで、適切かつ有効に活用いただけるよう、損害保険に関する金融リテラシーのことを「損害保険リテラシー」として、この金融経済教育の取組みを推進しています。

### ▶ 金融経済教育の検討経緯

#### (1) 金融経済教育研究会(事務局:金融庁)における検討

2012年11月に設置された金融経済教育研究会では、今後の金融経済教育のあり方について検討を行い、金融経済教育の意義・目的や今後の進め方、「生活スキルとして最低限身に付けるべき金融リテラシー」等について、2013年4月に報告書に取りまとめました。

#### ■保険商品に関する金融リテラシー

- ①自分にとって保険でカバーすべき事象(死亡・疾病・火災等)が何かの理解
- ②カバーすべき事象発現時の経済的保障の必要額の理解

#### (2) 金融経済教育推進会議(事務局:金融広報中央委員会)における検討

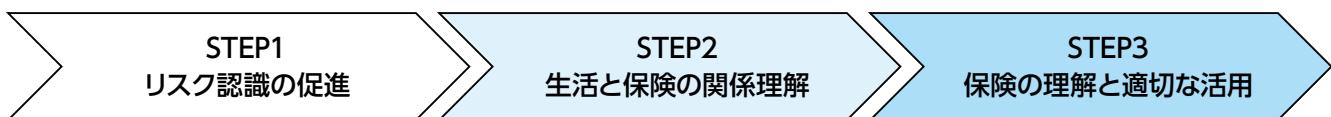
2013年6月に設置された金融経済教育推進会議では、金融経済教育研究会報告書で整理された金融リテラシーの内容を項目別・年齢層別に体系化した「金融リテラシー・マップ」を作成するとともに、金融経済教育を行うにあたり、営業活動との峻別を図り、中立性・公正性を確保するための基準を整理しました。また、金融経済教育推進会議構成団体の連携により、大学講義で、金融リテラシー・マップの内容に沿った金融経済教育を実施しました。



## ▶ 損保協会における世代別の損害保険・防災教育の取組み

損保協会では発達段階に応じた身の回りのリスクや保険に関して身に付けて欲しい知識・能力を3段階に分け、年齢層別に以下のとおり、講演の実施や資料・ツールを用意しています。

	幼児	小学生	中学生	高校生	大学生	一般消費者		
損害保険					講演会	講義	講演会	
	安全教育副教材 (指導案)	リスク教育副教材		損害保険啓発動画 (公開に向けて調整中)			高齢者向け 講演会資料	
防災	ぼうさい ダック	ぼうさい 探検隊	動画で学ぼうハザードマップ			高齢者向け 講演会資料		
			防災教育副教材	地域における防災イベント等			中学	高校



### 参考：金融リテラシー・マップの主な内容（保険商品分野の抜粋）

小学生	中学生	高校生	大学生	若年社会人	一般社会人	高齢者
<ul style="list-style-type: none"> <li>事故や疾病等が生活に大きな影響を与えることを理解し、自らも安全に行動する。</li> <li>不測の事態に備える方法として貯蓄以外に保険があることを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクを予測して行動するとともに、人を負傷させたり、人の物を壊した場合には弁償しなければならないことを理解する。</li> <li>事故や病気のリスクや負担を軽減させる手段のひとつに保険があることを理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>リスクを予測・制御して行動するとともに、加害事故を起こした場合には責任や補償問題が生じることを理解する。</li> <li>社会保険と民間保険の補完関係を理解する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自分自身が備えるべきリスクの種類や内容を理解し、それに応じた対応（リスク削減、保険加入等）を行うことができる。</li> <li>自動車事故を起こした場合、自賠責保険では賄えないことがあることを理解している。</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>備えるべきリスクと必要な金額をカバーするために適切な保険商品を検討・選択し、家族構成や収入等の変化に応じた見直しを行うことができる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢期における保険加入の必要性・有効性や保険の種類を理解している。</li> </ul>

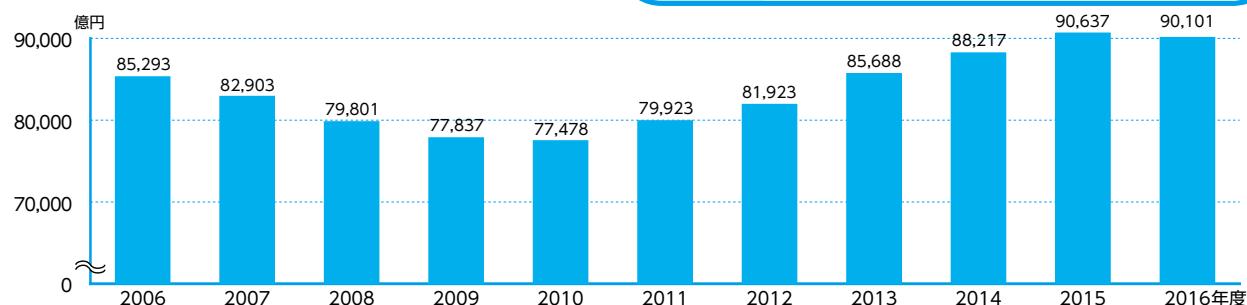
#### 【参考資料】

- 政府広報オンライン  
<http://www.gov-online.go.jp/useful/article/201404/1.html#anc05>
- 金融庁金融研究センター研究会報告書「金融経済教育研究会」(2013年4月)  
<http://www.fsa.go.jp/frtc/kenkyu/20130430/01.pdf>

## 元受正味保険料（含む収入積立保険料）

2016年度

9兆101億円



(注1)元受正味保険料とは、お客さま（保険契約者）との直接の保険契約に係る収入を示すもの。

「元受正味保険料」＝「元受保険料」－「諸返戻金（満期返戻金を除く）」

(注2)元受正味保険料（含む収入積立保険料）の最高額は、1996年度の10兆6,220億円。

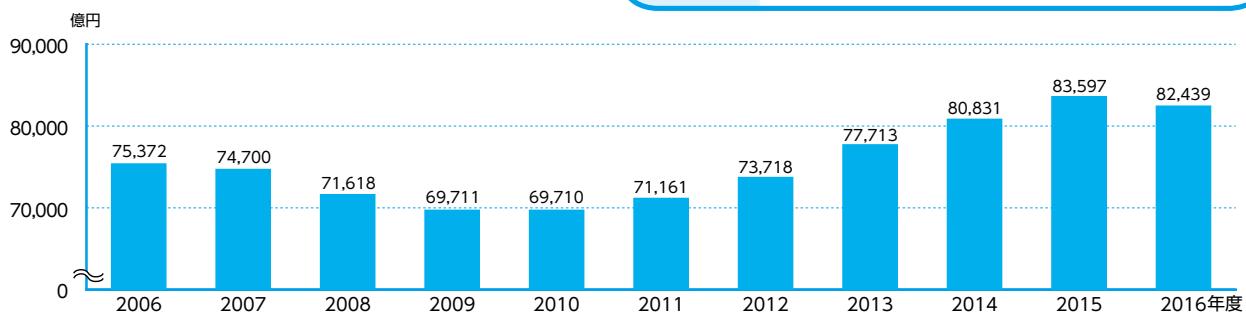
(金額：百万円、増減率：%)

項目	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火災	1,413,374	2.6	1,452,324	2.8	1,514,817	4.3	1,591,257	5.0	1,412,214	△11.3
(うち積立)	(179,301)	(△ 11.2)	(151,889)	(△ 15.3)	(141,785)	(△ 6.7)	(123,989)	(△ 12.6)	(116,857)	(△ 5.8)
自動車	3,592,707	3.4	3,750,511	4.4	3,863,948	3.0	3,991,169	3.3	4,052,823	1.5
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
傷害	1,029,505	△ 3.6	1,013,391	△ 1.6	1,037,300	2.4	999,493	△ 3.6	986,530	△1.3
(うち積立)	(362,265)	(△ 11.6)	(337,238)	(△ 6.9)	(345,646)	(2.5)	(313,871)	(△ 9.2)	(302,329)	(△3.7)
新種	964,808	4.6	1,048,629	8.7	1,089,836	3.9	1,176,970	8.0	1,261,454	7.2
(うち積立)	(250)	(△ 67.3)	(317)	(26.8)	(109)	(△ 65.6)	(417)	(282.6)	(309)	(△25.9)
盜難	9,283	△ 5.8	9,200	△ 0.9	9,359	1.7	9,650	3.1	9,254	△4.1
硝子	758	△ 4.2	717	△ 5.4	682	△ 4.9	476	△ 30.2	365	△23.3
航空	14,506	△ 13.9	16,152	11.3	13,764	△ 14.8	19,240	39.8	15,405	△19.9
風水害	58	0.0	61	5.2	39	△ 36.1	36	△ 7.7	35	△2.8
保証	11,622	9.6	12,513	7.7	11,628	△ 7.1	10,521	△ 9.5	11,285	7.3
信用	33,165	△ 5.2	31,318	△ 5.6	30,865	△ 1.4	29,213	△ 5.4	30,529	4.5
労働者災害補償責任	57,296	18.1	61,912	8.1	56,324	△ 9.0	67,513	19.9	87,129	29.1
(うち積立)	(8)	(△ 46.7)	(2)	(△ 75.0)	(△6)	(△ 400.0)	(0)	(-)	(-)	(-)
ボイラ・ターボセット	2,381	3.7	2,197	△ 7.7	2,185	△ 0.5	2,016	△ 7.7	2,110	4.7
動物	3,089	△ 0.4	3,488	12.9	3,792	8.7	4,048	6.8	4,522	11.7
賠償責任	489,241	2.7	517,299	5.7	523,217	1.1	534,095	2.1	537,592	0.7
機械	30,976	1.0	30,489	△ 1.6	33,440	9.7	32,149	△ 3.9	36,209	12.6
船舶傷害賠償責任	609	△ 4.7	602	△ 1.1	622	3.3	591	△ 5.0	643	8.8
建設工事	39,923	9.8	42,857	7.3	48,722	13.7	49,483	1.6	51,120	3.3
原子力	5,761	△ 33.0	4,557	△ 20.9	4,243	△ 6.9	3,997	△ 5.8	4,215	5.5
動産総合	81,276	△ 1.5	83,972	3.3	91,156	8.6	101,983	11.9	107,487	5.4
(うち積立)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
費用・利益	164,719	15.0	207,374	25.9	230,618	11.2	276,854	20.0	323,269	16.8
(うち積立)	(240)	(△ 67.9)	(314)	(30.8)	(115)	(△ 63.4)	(417)	(262.6)	(309)	(△25.9)
nett	20,065	18.9	23,844	18.8	29,107	22.1	35,048	20.4	40,223	14.8
海上・運送	261,031	1.5	281,048	7.7	286,850	2.1	283,812	△ 1.1	254,787	△10.2
船舶	75,795	6.0	84,475	11.5	88,086	4.3	89,862	2.0	75,113	△16.4
貨物海上運送	122,073	△ 1.0	132,187	8.3	134,582	1.8	128,540	△ 4.5	115,597	△10.1
小計	7,261,468	2.3	7,545,947	3.9	7,792,799	3.3	8,042,736	3.2	7,967,847	△0.9
自賠責	930,807	4.4	1,022,883	9.9	1,028,895	0.6	1,020,958	△ 0.8	1,042,290	2.1
合計	8,192,275	2.5	8,568,830	4.6	8,821,694	3.0	9,063,694	2.7	9,010,137	△0.6
(うち積立)	(541,816)	(△ 11.5)	(489,444)	(△ 9.7)	(487,540)	(△ 0.4)	(438,277)	(△ 10.1)	(419,495)	(△4.3)

## 正味収入保険料

2016年度

# 8兆2,439億円



(注1)正味収入保険料とは、元受正味保険料に再保険に係る収支を加味し、収入積立保険料を控除したもの。

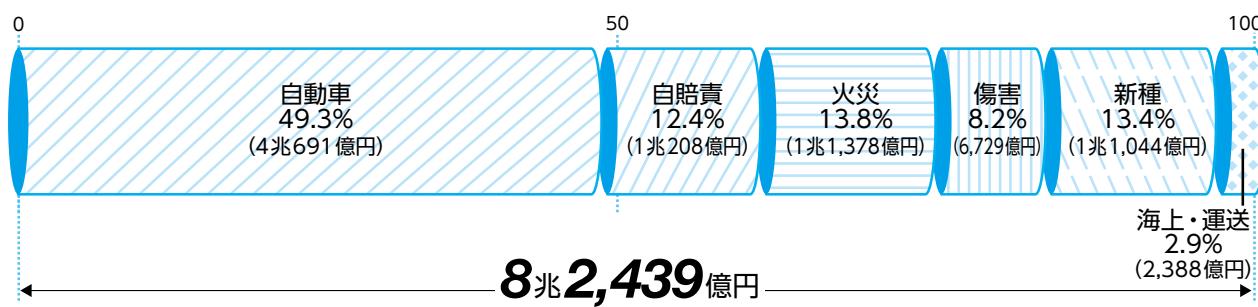
「正味収入保険料」=「元受正味保険料」+「受再正味保険料」-「出再正味保険料」-「収入積立保険料」

(注2)正味収入保険料の最高額は、2015年度の8兆3,597億円。

(金額:百万円、増減率:%)

項目	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	金額	増減率								
火 災	1,071,890	3.8	1,146,888	7.0	1,239,719	8.1	1,337,493	7.9	1,137,765	△14.9
自 動 車	3,614,716	3.2	3,764,820	4.2	3,876,848	3.0	3,998,691	3.1	4,069,134	1.8
傷 害	678,049	2.4	687,210	1.4	701,420	2.1	689,345	△1.7	672,852	△2.4
新 種	854,719	3.4	921,776	7.8	978,976	6.2	1,033,003	5.5	1,104,440	6.9
海 上 ・ 運 送	233,739	0.8	253,876	8.6	265,736	4.7	264,469	△0.5	238,819	△9.7
(船 舶)	(58,411)	(4.1)	(64,549)	(10.5)	(71,806)	(11.2)	(74,611)	(3.9)	(63,954)	(△14.3)
(貨物海上)	(116,728)	(△0.7)	(129,649)	(11.1)	(134,551)	(3.8)	(129,299)	(△3.9)	(115,553)	(△10.6)
(運 送)	(58,592)	(0.8)	(59,671)	(1.8)	(59,376)	(△0.5)	(60,555)	(2.0)	(59,308)	(△2.1)
小 計	6,453,161	3.2	6,774,620	5.0	7,062,755	4.3	7,323,042	3.7	7,223,064	△1.4
自 賠 責	918,644	6.6	996,660	8.5	1,020,307	2.4	1,036,667	1.6	1,020,815	△1.5
合 計	7,371,805	3.6	7,771,280	5.4	8,083,062	4.0	8,359,709	3.4	8,243,879	△1.4

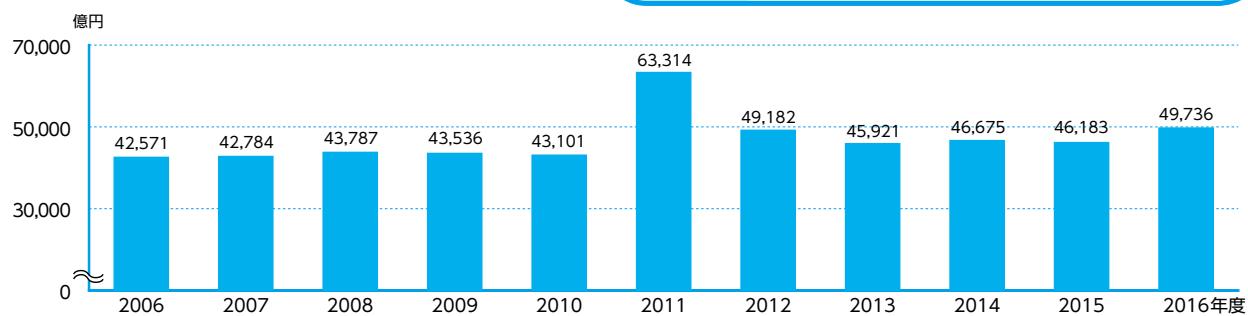
## 正味収入保険料の保険種目別構成比 (2016年度)



# 主要指標関係

## 元受正味保険金

2016 年度

**4兆 9,736 億円**


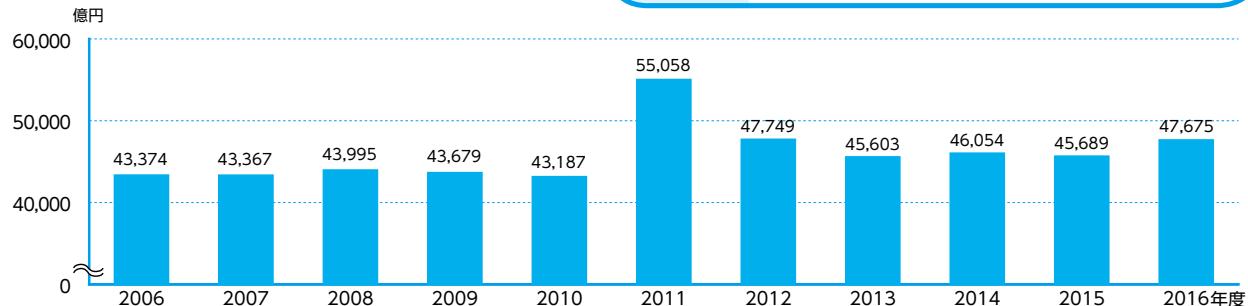
(注1)元受正味保険金とは、お客さまとの直接の保険契約に係る保険金支払いを示すもの。

なお、積立保険に係る満期返戻金は含まれない。「元受正味保険金」＝「元受保険金」－「保険金戻入」

(注2)元受正味保険金は2011年度の6兆3,314億円が最大。

## 正味支払保険金

2016 年度

**4兆 7,675 億円**


(注1)正味支払保険金とは、支払った保険金から再保険により回収した再保険金を控除したもの。

「正味支払保険金」＝「元受正味保険金」＋「受再正味保険金」－「回収再保険金」

(注2)正味支払保険金は2011年度の5兆5,058億円が最大。

(金額：百万円、増減率：%)

項目	2012年度		2013年度		2014年度		2015年度		2016年度	
	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率	金額	増減率
火 災	818,865	△ 46.7	671,305	△ 18.0	728,242	8.5	684,291	△ 6.0	845,394	23.5
自 動 車	2,233,775	△ 0.9	2,154,111	△ 3.6	2,130,773	△ 1.1	2,110,931	△ 0.9	2,108,191	△ 0.1
傷 害	343,056	0.4	354,664	3.4	353,461	△ 0.3	346,272	△ 2.0	321,433	△ 7.2
新 種	459,052	2.1	462,058	0.7	484,921	4.9	515,306	6.3	591,856	14.9
海 上 ・ 運 送	130,550	△ 7.0	136,779	4.8	137,170	0.3	142,430	3.8	138,677	△ 2.6
(船 舶)	(48,074)	(△ 2.6)	(46,518)	(△ 3.2)	(48,150)	(3.5)	(49,489)	(2.8)	(48,480)	(△ 2.0)
(貨物海上)	(56,370)	(△ 4.1)	(66,477)	(17.9)	(60,980)	(△ 8.3)	(66,017)	(8.3)	(61,384)	(△ 7.0)
(運 送)	(26,101)	(△ 18.9)	(23,779)	(△ 8.9)	(28,030)	(17.9)	(26,917)	(△ 4.0)	(28,806)	(7.0)
小 計	3,985,347	△ 15.6	3,778,974	△ 5.2	3,834,621	1.5	3,799,273	△ 0.9	4,005,602	5.4
自 賠 責	789,544	0.8	781,279	△ 1.0	770,819	△ 1.3	769,615	△ 0.2	761,943	△ 1.0
合 計	4,774,891	△ 13.3	4,560,253	△ 4.5	4,605,440	1.0	4,568,888	△ 0.8	4,767,545	4.3

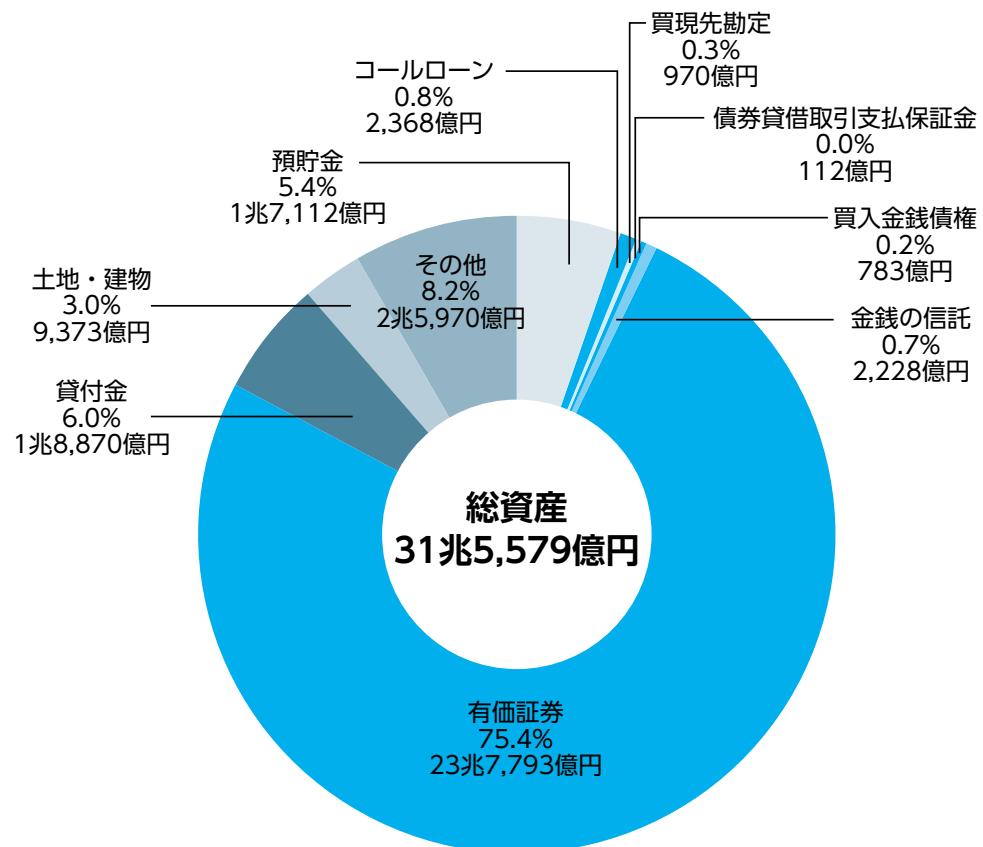
## 総資産・運用資産

2016年度末

総資産 **31兆5,579億円**運用資産 **28兆9,609億円**

(注)総資産・運用資産は2006年度末の総資産37兆2,747億円、運用資産35兆1,706億円が最大。

## 総資産の内訳 (2016年度末)

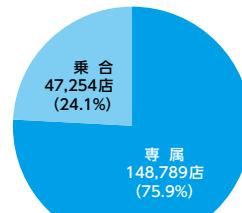
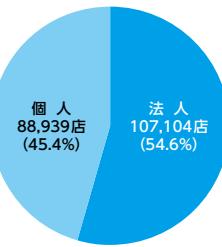
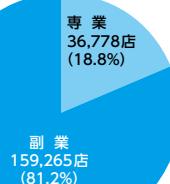


(注) 代理店実在数および募集従事者数は、国内会社および外国会社の合計。

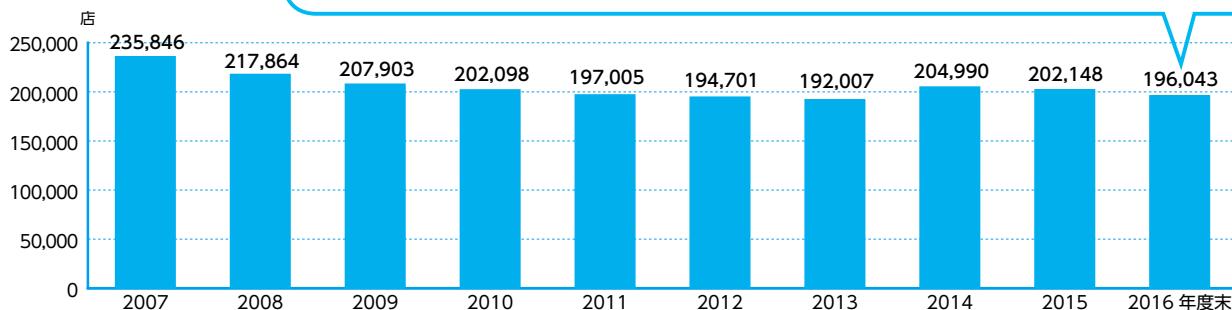
## 代理店実在数の推移

2016年度末

19万6,043店



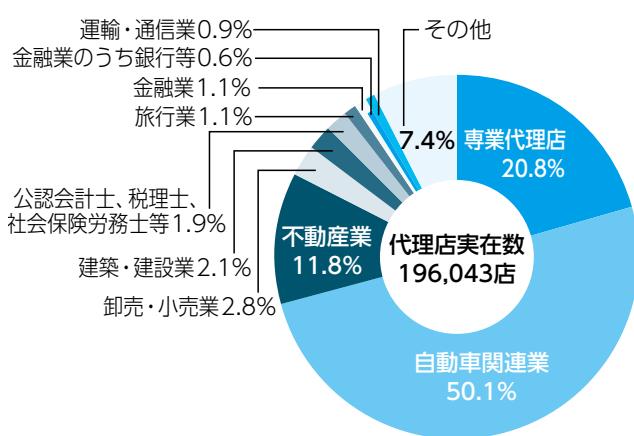
2016年度末 代理店数の内訳



(注1) 都道府県別データについては、損保協会ホームページを参照。

(注2) 代理店実在数は1996年度末の62万3,741店が最大。

## チャネル別の構成比



## 参考 損害保険が契約できるお店・場所について (2017年3月末現在)

損害保険が契約できるお店・場所の種類	店数	構成比
保険商品の販売を専門に行う代理店（専業代理店）	40,796	20.8%
専業代理店以外の代理店（副業代理店）	155,247	79.2%
自動車関連業（自動車販売店、自動車整備工場）	98,289	50.1%
不動産業（賃貸住宅取扱会社、住宅販売会社）	23,044	11.8%
卸売・小売業（自動車関連業を除く）	5,400	2.8%
建築・建設業	4,043	2.1%
公認会計士、税理士、社会保険労務士等	3,774	1.9%
旅行業（旅行会社、旅行代理店）	2,241	1.1%
金融業（銀行等、銀行等の子会社、生命保険会社、消費者金融会社）	2,217	1.1%
うち銀行等（銀行、信用金庫、信用組合、農協）	(1,115)	(0.6%)
運輸・通信業	1,789	0.9%
その他（製造業、サービス業等）	14,450	7.4%
合計	196,043	100.0%

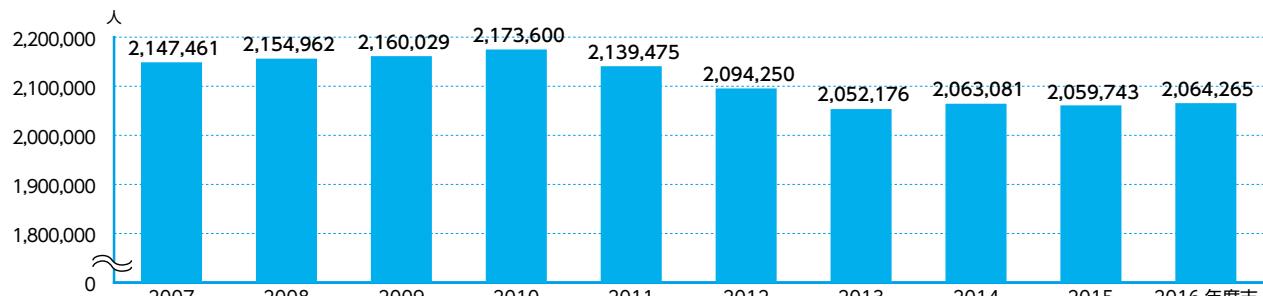
(注1) 「2016年度末 代理店数の内訳」図中の専業代理店数(36,778店)と、上記表中の専業代理店数(40,796店)が異なっている。これは、「代理店数の内訳」と「チャネル別の構成比」の統計において、損害保険と生命保険の両方を販売している代理店を専業とするのか副業とするのかが保険会社によって異なっていることが理由。

(注2) 専業代理店以外の代理店の場合、その代理店の業務に関連する保険商品のみを取り扱っている場合がある。

## 損害保険の募集従事者数の推移

2016 年度末

206万4,265人



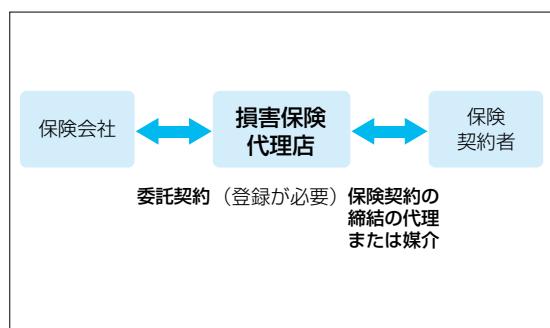
(注) 募集従事者数は2010年度末の217万3,600人が最大。

### 代理店扱

代理店扱は損害保険代理店を通じて行われる募集形態です。損害保険代理店は、損害保険会社との損害保険代理店委託契約に基づいて、損害保険会社に代わって、保険を募集します。

#### ●損害保険代理店の主な業務

- ・損害保険会社に代わり、保険契約者と保険契約を締結
- ・保険料の領収、保険料領収証の発行・交付
- ・保険契約者等からの事故通知の受付、損害保険会社への報告 など



### 直扱

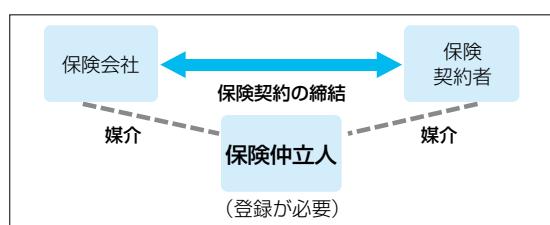
直扱は損害保険会社の役職員が直接保険を募集する形態です。新聞、テレビ等の広告やインターネットを活用して損害保険会社が直接保険募集を行う通信販売なども直扱に含まれます。



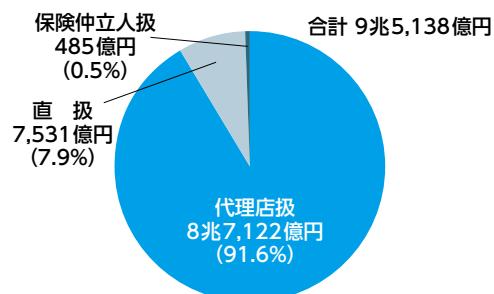
### 保険仲立人扱

保険仲立人扱は保険仲立人（保険ブローカー）を通じて行われる募集形態です。

保険仲立人は、損害保険会社からの委託を受けることなく、保険契約者と損害保険会社の間に立って、保険契約の締結の媒介を行います。



### 募集形態別元受正味保険料割合(2016年度)

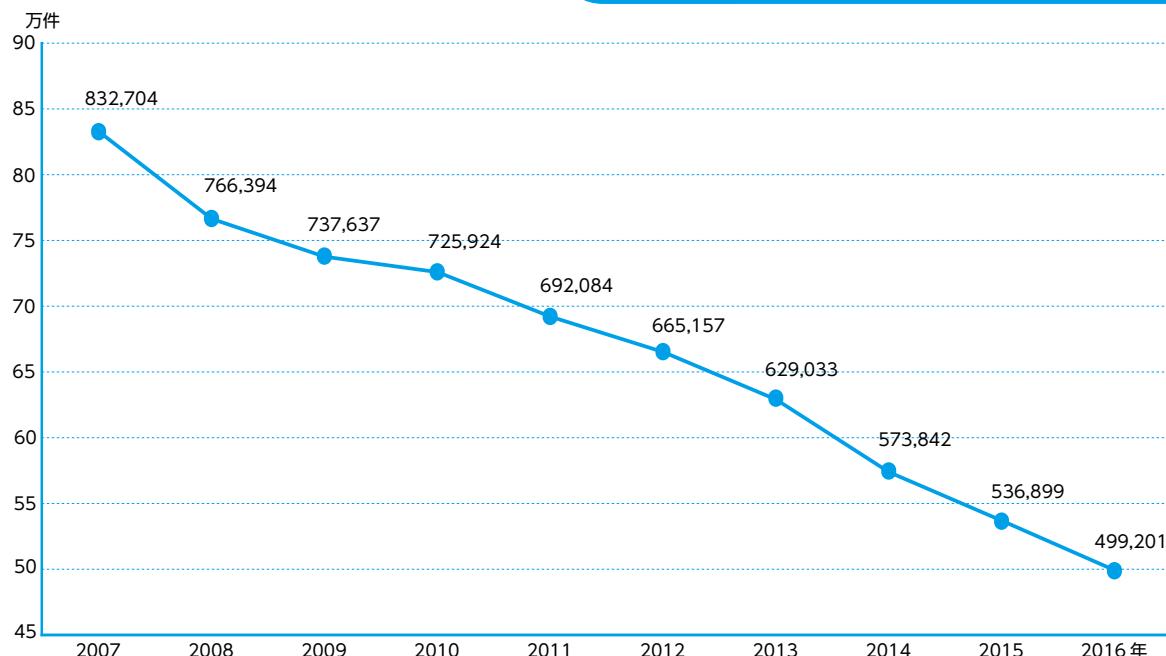


# 自動車保険関係等

## 交通事故の発生件数

2016年

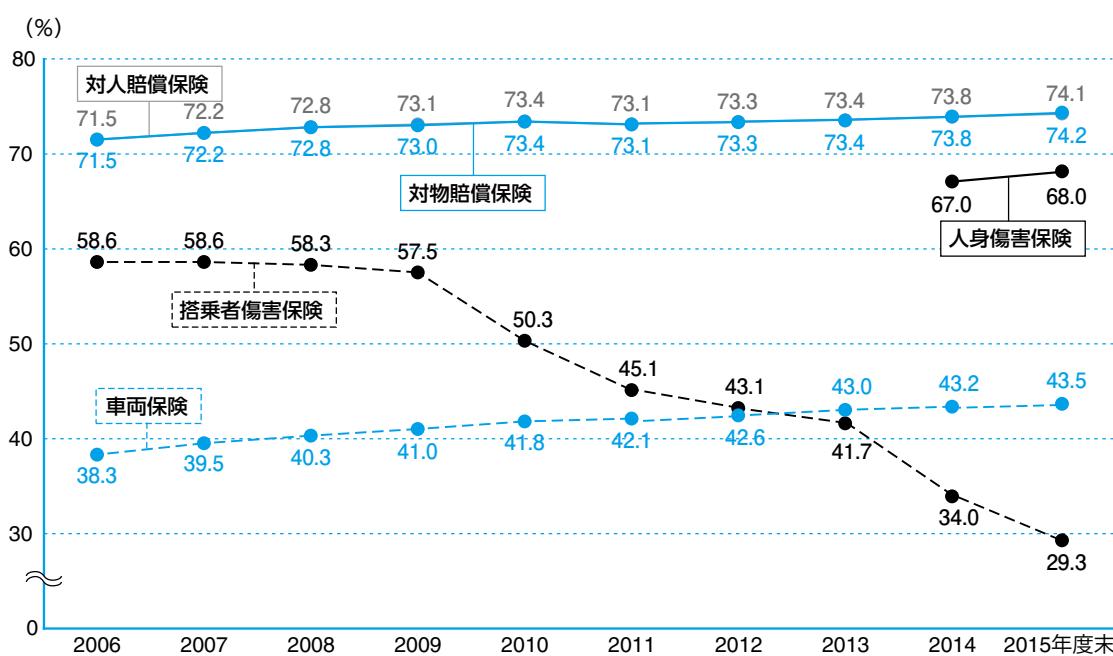
49万9,201件



(注)交通事故の発生件数は2004年の95万2,720件が最大。

警察庁統計より

## 自動車保険加入率



(注)2013年度以前の人身傷害保険の加入率データはない。

損害保険料率算出機構資料より

# 自動車保険 都道府県別加入率 (2016年3月末)

「2016年度 自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構発行)より

都道府県名	対人賠償保険	対物賠償保険	搭乗者傷害保険	車両保険	人身傷害保険
北海道	70.9	71.2	28.1	46.6	66.1
青森県	69.9	70.1	26.1	40.2	64.7
岩手県	63.7	63.7	21.6	35.7	59.2
宮城县	73.8	73.9	32.9	41.8	68.1
秋田県	60.1	60.3	19.4	36.3	55.9
山形県	65.3	65.4	22.3	41.2	60.9
福島県	67.3	67.3	25.9	38.6	62.9
茨城県	74.3	74.3	29.4	39.3	69.2
栃木県	72.4	72.4	27.9	37.9	67.4
群馬県	71.7	71.7	30.6	40.4	66.7
埼玉県	78.3	78.3	30.8	42.7	71.9
千葉県	79.0	79.0	34.1	47.2	73.1
東京都	77.9	78.2	33.1	44.3	68.8
神奈川県	79.9	80.0	33.7	45.3	72.2
新潟県	69.6	69.8	23.9	36.6	63.9
富山县	72.7	72.7	25.2	44.5	67.0
石川県	72.9	72.8	27.7	39.5	67.0
福井県	72.7	72.6	23.7	42.6	67.3
山梨県	63.2	63.3	26.1	29.1	58.3
長野県	65.5	65.6	22.8	36.0	61.0
岐阜県	77.7	77.6	27.6	56.2	73.3
静岡県	76.1	76.1	31.4	44.5	70.0
愛知県	81.5	81.5	31.9	57.3	75.9
三重県	76.7	76.7	25.9	48.1	71.7
滋賀県	74.7	74.7	26.3	43.9	69.4
京都府	79.4	79.5	31.9	45.5	71.6
大阪府	82.4	82.6	35.2	49.4	74.5
兵庫県	78.5	78.6	34.1	45.0	71.7
奈良県	79.5	79.5	30.9	45.1	74.0
和歌山县	74.6	74.5	28.2	35.1	67.7
鳥取県	66.2	66.1	22.2	45.0	61.8
島根県	57.4	57.4	18.4	34.6	52.9
岡山県	74.3	74.2	29.2	42.5	68.2
広島県	76.4	76.4	28.2	42.2	69.1
山口県	72.0	72.1	27.6	45.8	66.4
徳島県	72.6	72.5	27.7	39.8	66.8
香川県	75.6	75.6	26.4	41.6	69.2
愛媛県	71.1	71.0	24.2	37.5	64.9
高知県	59.1	58.9	20.9	29.7	53.5
福岡県	76.6	76.6	30.4	47.3	70.0
佐賀県	66.5	66.5	28.6	37.5	61.3
長崎県	66.9	66.8	26.2	36.9	60.8
熊本県	66.5	66.5	26.2	41.6	61.6
大分県	66.1	66.1	23.8	37.8	60.2
宮崎県	59.3	59.2	24.5	34.4	54.3
鹿児島県	60.5	60.3	23.8	32.2	54.9
沖縄県	53.5	53.5	32.5	26.7	48.7
全国	74.1	74.2	29.3	43.5	68.0

(注)自動車共済は含まれていない。

# 自動車保険関係等

## 高額判決例

「2016年度 自動車保険の概況」(損害保険料率算出機構発行)より

### 人身事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害者性年齢	被害者職業	被害態様
52,853	横 浜 地 裁	2011年11月 1日	2009年12月27日	男41歳	眼科開業医	死 亡
39,725	横 浜 地 裁	2011年12月27日	2003年 9月14日	男21歳	大 学 生	後遺障害
39,510	名 古 屋 地 裁	2011年 2月18日	2007年 4月13日	男20歳	大 学 生	//
38,281	名 古 屋 地 裁	2005年 5月17日	1998年 5月18日	男29歳	会 社 員	//
37,886	大 阪 地 裁	2007年 4月10日	2002年12月11日	男23歳	会 社 員	//

※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額あるいは自賠責保険等で支払われた金額を控除する前の金額である。

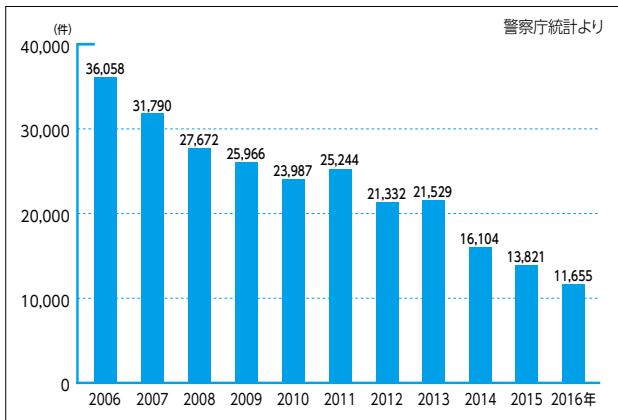
### 物損事故

認定総損害額 (万円)※	裁判所	判決年月日	事故年月日	被害物件
26,135	神 戸 地 裁	1994年 7月19日	1985年 5月29日	積荷 (呉服・洋服・毛皮)
13,580	東 京 地 裁	1996年 7月17日	1991年 2月23日	店舗 (パチンコ店)
12,036	福 岡 地 裁	1980年 7月18日	1975年 3月 1日	電車・線路・家屋
11,798	大 阪 地 裁	2011年12月 7日	2007年 4月19日	トレーラー
11,347	千 葉 地 裁	1998年10月26日	1992年 9月14日	電車

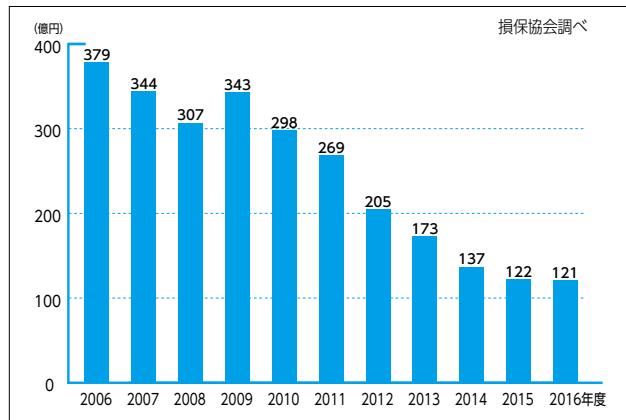
※認定総損害額とは、被害者の損害額(弁護士費用を含む)をいい、被害者の過失相殺相当額を控除する前の金額である。

## 自動車盗難の認知件数と支払保険金

自動車盗難認知件数の推移



自動車盗難にかかる支払保険金の推移(車上ねらい被害を含む)



(注1) 自動車盗難認知件数は2003年の64,223件が最大。

(注2) 自動車盗難にかかる支払保険金は2000年度の596億円が最大。

## 自動車盗難 都道府県別認知件数 (2016年)

都道府県名	件数
北海道	190
青森	38
岩手	16
宮城	55
秋田	11
山形	18
福島	235
茨城	1,590
栃木	415
群馬	255
埼玉	914
千葉	1,538
東京	309
神奈川	639
新潟	82
山梨	82

都道府県名	件数
長野	103
静岡	244
富山	19
石川	46
福井	32
岐阜	153
愛知	1,349
三重	370
滋賀	92
京都	159
大阪	1,577
兵庫	351
奈良	72
和歌山	69
鳥取	8
島根	4

都道府県名	件数
岡山	67
広島	46
山口	19
徳島	10
香川	21
愛媛	41
高知	13
福岡	188
佐賀	23
長崎	26
熊本	41
大分	17
宮崎	22
鹿児島	26
沖縄	60
全国合計	11,655

警察庁統計より

## 自転車の事故件数

2016年の自転車乗用中の交通事故件数は9万8,836件で交通事故件数に占める割合は18.2%と、2010年以降減少傾向にあるものの、未だに2割程度で推移しています（図1）。また、自転車乗用中の死傷者数のうち、未成年者が30.3%、65歳以上の高齢者が20.2%と、この2つの年齢層で過半数を占めています（図2）。

図1 自転車乗用中の交通事故件数およびその構成率の推移

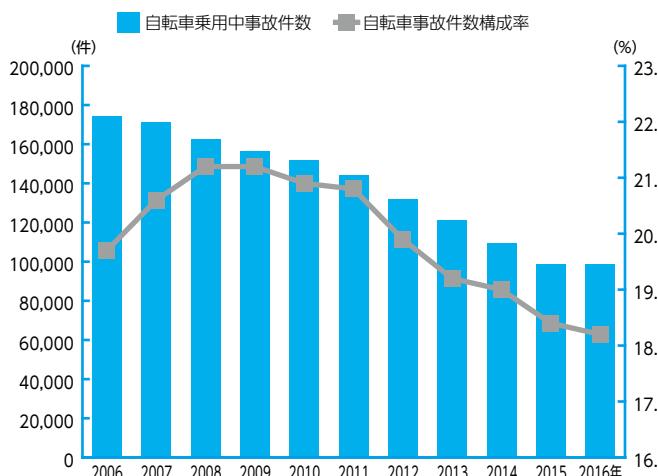
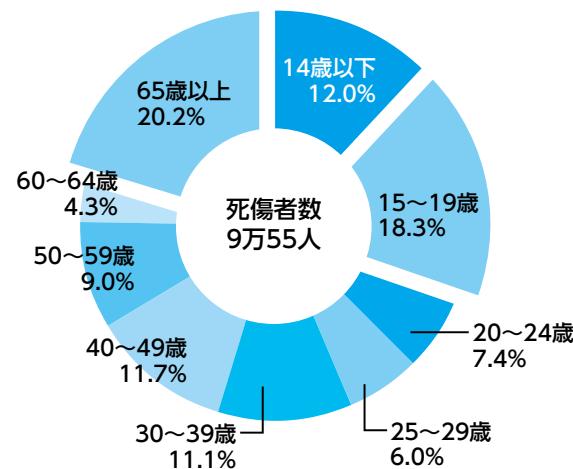


図2 自転車乗用中の年齢層別交通事故死傷者数の割合(2016年)



自転車が加害事故を起こす主な要因は、安全不確認、一時不停止、信号無視、通行区分違反などです。最近は歩道を無秩序に通行する自転車による事故も多発しており、高額の賠償責任を負う場合もあります。

## 自転車での加害事故例

自転車事故でも被害の大きさにより数千万円の賠償金を支払わなくてはならない場合もあります。

損保協会調べ

判決認容額*	事故の概要
<b>9,521万円</b>	男子小学生（11歳）が夜間、帰宅途中に自転車で走行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性（62歳）と正面衝突。女性は頭蓋骨骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。 (神戸地方裁判所、2013年7月4日判決)
<b>9,266万円</b>	男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員（24歳）と衝突。男性会社員に重大な障害（言語機能の喪失等）が残った。 (東京地方裁判所、2008年6月5日判決)
<b>6,779万円</b>	男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性（38歳）と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2003年9月30日判決)
<b>5,438万円</b>	男性が昼間、信号表示を無視して高速度で交差点に進入、青信号で横断歩道を横断中の女性（55歳）と衝突。女性は頭蓋内損傷等で11日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2007年4月11日判決)
<b>4,746万円</b>	男性が昼間、赤信号を無視して交差点を直進し、青信号で横断歩道を歩行中の女性（75歳）に衝突。女性は脳挫傷等で5日後に死亡した。 (東京地方裁判所、2014年1月28日判決)

\*判決認容額とは、裁判における判決文で加害者が支払いを命じられた金額（金額は概算額）。裁判後の上訴等により、加害者が実際に支払う金額とは異なる可能性があります。

## 主な風水害(1959年以降)

発生年月日	災害名	被害地域	被 味				
			死者・行方不明(人)	全壊(棟)	半壊(棟)	床上浸水(棟)	床下浸水(棟)
1959 8.12~14	台風第7号	近畿、中部、関東、特に山梨、長野	235	4,089	10,139	32,298	116,309
1959 9.26~27	台風第15号(伊勢湾台風)	全国(九州を除く。)、特に愛知	5,098	40,838	113,052	157,858	205,753
1961 6.24~7.5	水害	山陰、四国、近畿、中部、関東	357	1,758	1,908	73,126	341,236
1961 9.15~16	台風第18号(第二室戸台風)	全国、特に近畿	202	15,238	46,663	123,103	261,017
1965 9.10~18	台風第23・24・25号	全国、特に徳島、兵庫、福井	181	1,879	3,529	46,183	258,239
1966 9.23~25	台風第24・26号	中部、関東、東北、特に静岡、山梨	317	2,422	8,431	8,834	42,792
1972 7.3~15	台風第6・7・9号	全国、特に北九州、島根、広島	447	2,977	10,204	55,537	276,291
1976 9.8~14	台風第17号	全国、特に香川、岡山	171	1,669	3,674	101,103	433,392
1982 7.8	集中豪雨・台風第10号	全国、特に長崎、熊本、三重	439	1,120	1,919	45,367	166,473
2004 6.10	集中豪雨・台風等	全国	236	1,471	16,669	42,537	135,130

「平成28年版 消防白書」(総務省消防庁発行)より

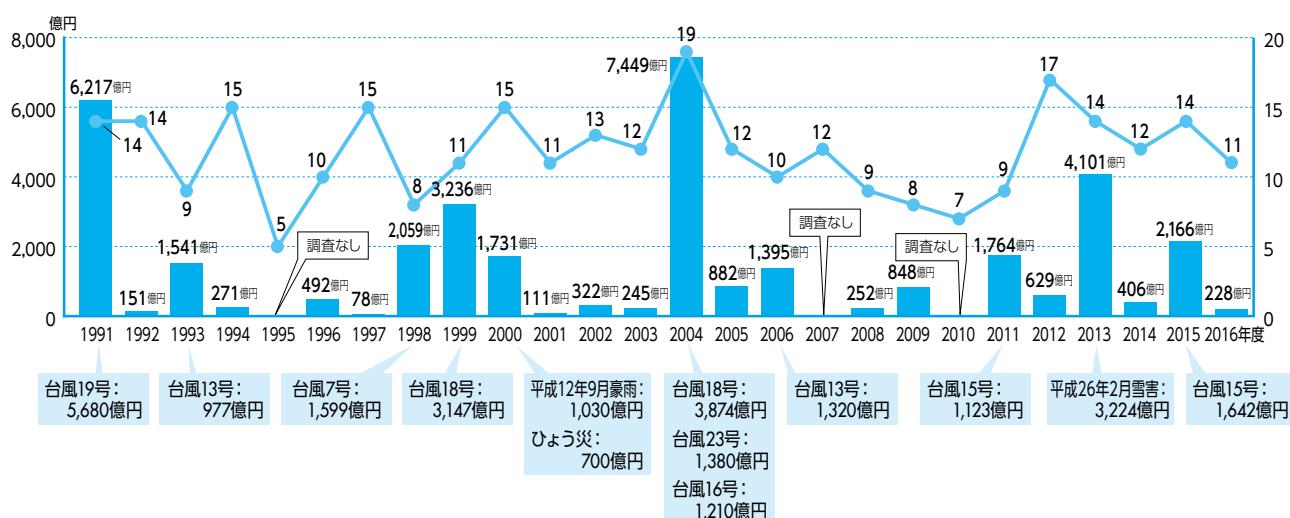
## 主な風水害等による保険金支払例

発生年月日	災害名	支払保険金(見込みを含む)(億円)			
		火災・新種保険	自動車保険	海上・運送保険	合計
1991 9.26~28	台風19号(全国)	5,225	269	185	5,680
2004 9.4~8	台風18号(全国)	3,564	259	51	3,874
2014 2	平成26年2月雪害(関東中心)	2,984	241	–	3,224
1999 9.21~25	台風18号(熊本、山口、福岡等)	2,847	212	88	3,147
2015 8.24~26	台風15号(熊本、福岡、鹿児島、山口等)※	1,561	81	–	1,642
1998 9.22	台風7号(近畿中心)	1,514	61	24	1,599
2004 10.20	台風23号(西日本)	1,112	179	89	1,380
2006 9.15~20	台風13号(福岡、佐賀、長崎、宮崎等)	1,161	147	12	1,320
2004 8.30~31	台風16号(全国)	1,038	138	35	1,210
2011 9.15~22	台風15号(静岡、神奈川等)	1,004	100	19	1,123

※2015年8月の台風15号では、過去の台風被害で4番目となる支払保険金を記録した。

損保協会調べ

## 主な風水害等による年度別保険金支払額



(注)棒グラフは、主な風水害等による支払保険金の年度別合計額(損保協会調べ)。

折れ線グラフは、日本に接近した台風の数(気象庁の発表より)。

## 主な地震災害(1964年以降)

[平成28年版 消防白書] (総務省消防庁発行)より

発生年月日		地震名等	マグニチュード (M)	被 味			
				死者・行方不明(人)	全壊(棟)	全焼(棟)	住宅被害計(棟)
1964	6.16	新潟地震	7.5	26	1,960	290	2,250
1968	2.21	えびの地震	6.1	3	368	—	368
1968	5.16	1968年十勝沖地震	7.9	52	673	18	691
1974	5.9	1974年伊豆半島沖地震	6.9	30	134	5	139
1978	1.14	1978年伊豆大島近海の地震	7.0	25	94	—	94
1978	6.12	1978年宮城県沖地震	7.4	28	1,383	—	1,383
1982	3.21	昭和57年浦河沖地震	7.1	0	13	—	13
1983	5.26	昭和58年日本海中部地震	7.7	104	1,584	—	1,584
1984	9.14	昭和59年長野県西部地震	6.8	29	14	—	14
1987	3.18	日向灘を震源とする地震	6.6	1	—	—	—
1987	12.17	千葉県東方沖を震源とする地震	6.7	2	16	—	16
1993	1.15	平成5年釧路沖地震	7.5	2	53	—	53
1993	7.12	平成5年北海道南西沖地震	7.8	230	601	—	601
1993	10.12	東海道はるか沖を震源とする地震	6.9	1	—	—	—
1994	10.4	平成6年北海道東方沖地震	8.2	0	61	—	61
1994	12.28	平成6年三陸はるか沖地震	7.6	3	72	—	72
1995	1.17	平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	6,437	104,906	7,036	111,942
2000	7.1	新島・神津島近海を震源とする地震	6.5	1	15	—	15
2000	10.6	平成12年鳥取県西部地震	7.3	0	435	—	435
2001	3.24	平成13年芸予地震	6.7	2	70	—	70
2003	7.26	宮城県北部を震源とする地震	6.4	0	1,276	—	1,276
2003	9.26	平成15年十勝沖地震	8.0	2	116	—	116
2004	10.23	平成16年新潟県中越地震	6.8	68	3,175	—	3,175
2005	3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	1	144	—	144
2007	3.25	平成19年能登半島地震	6.9	1	686	—	686
2007	7.16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	15	1,331	—	1,331
2008	6.14	平成20年岩手・宮城内陸地震	7.2	23	30	—	30
2008	7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	1	1	—	1
2009	8.11	駿河湾を震源とする地震	6.5	1	—	—	—
2011	3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)※1	9.0	22,062	121,744	—	121,744
2011	3.12	長野県北部を震源とする地震	6.7	3	73	—	73
2012	12.7	三陸沖を震源とする地震	7.3	1	—	—	—
2014	11.22	長野県北部を震源とする地震	6.7	—	81	—	81
2016	4.14	平成28年熊本地震 ※2	7.3 ※3	139	8,298	—	8,298

※1 東北地方太平洋沖地震については、2016年9月1日現在の数値であり、住宅全壊棟数に全焼および流出を含む。

※2 平成28年熊本地震については、2016年10月27日現在の数値である。

※3 平成28年熊本地震のマグニチュードは、一連の地震におけるこれまでの最大値を記載している。

## 地震保険による保険金支払例

発生年月日		地震名	マグニチュード(M)	支払保険金(億円)※1	[参考]主な被害があった県の発生当時の地震保険世帯加入率※2
2011	3.11	平成23年東北地方太平洋沖地震 ※3	9.0	12,749	岩手県:12.3%(2010.3月末) 宮城県:32.5%(2010.3月末) 福島県:14.1%(2010.3月末)
2016	4.14	平成28年熊本地震	7.3	3,753	熊本県:29.8%(2015.12月末) 大分県:23.1%(2015.12月末)
1995	1.17	平成7年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)	7.3	783	兵庫県: 2.9%(1994.3月末)
2011	4.7	宮城県沖を震源とする地震 ※3	7.2	324	宮城県:33.6%(2011.3月末)
2005	3.20	福岡県西方沖を震源とする地震	7.0	170	福岡県:15.5%(2004.3月末)
2001	3.24	平成13年芸予地震	6.7	169	広島県:14.2%(2000.3月末)
2004	10.23	平成16年新潟県中越地震	6.8	149	新潟県:11.2%(2004.3月末)
2007	7.16	平成19年新潟県中越沖地震	6.8	82	新潟県:13.7%(2007.3月末)
2005	4.20	福岡県西方沖を震源とする地震	5.8	64	福岡県:16.6%(2005.3月末)
2003	9.26	平成15年十勝沖地震	8.0	60	北海道:15.5%(2003.3月末)
2008	6.14	平成20年岩手・宮城内陸地震	7.2	55	岩手県:10.5%(2008.3月末) 宮城県:29.2%(2008.3月末)
2009	8.11	駿河湾を震源とする地震	6.5	52	静岡県:23.8%(2009.3月末)
2011	3.15	静岡県東部を震源とする地震 ※3	6.4	46	静岡県:24.4%(2010.3月末)
2016	10.21	鳥取県中部を震源とする地震	6.6	46	鳥取県:23.0%(2015.12月末)
2008	7.24	岩手県沿岸北部を震源とする地震	6.8	40	岩手県:10.5%(2008.3月末)
2011	4.11	福島県浜通りを震源とする地震 ※3	7.0	37	福島県:14.6%(2011.3月末)
2011	6.30	長野県中部を震源とする地震	5.4	33	長野県:12.9%(2011.3月末)
2000	10.6	平成12年鳥取県西部地震	7.3	29	鳥取県:11.4%(2000.3月末)
2007	3.25	平成19年能登半島地震	6.9	27	石川県:12.5%(2006.3月末)
2013	4.13	淡路島付近を震源とする地震	6.3	23	兵庫県:22.2%(2013.3月末)

※1 日本地震再保険株式会社資料(2017年3月31日現在)より

(注)支払保険金は、千万単位で四捨五入を行い算出。

※2 損害保険料率算出機構資料より

※3 東日本大震災に係る支払保険金は、3.11東北地方太平洋沖地震、3.15静岡県東部を震源とする地震、4.7宮城県沖を震源とする地震および4.11福島県浜通りを震源とする地震などを合計した約1兆3,113億円。



東日本大震災、熊本地震に対する損害保険業界の対応は損保協会ホームページに掲載されています。

\*東日本大震災 <http://www.sonpo.or.jp/news/2011quake/>\*熊本地震 <http://www.sonpo.or.jp/news/2016quake/>

# 地震保険関係

## 地震保険制度の変遷

年月日		1966年 6月1日(創設)	1972年 5月1日	1975年 4月1日	1978年 4月1日	1980年 7月1日	1982年 4月1日	1991年 4月1日	1994年 6月24日
火災保険の保険金額に対する割合	30%					30%～50%			
限度額	建物	90万円	150万円	240万円		1,000万円			
	家財	60万円	120万円	150万円		500万円			
補償内容		全損のみ				全損 半損		全損 半損 一部損	
総支払限度額	政府負担 限度額	3,000 億円	2,700 億円	3,400 億円	6,775 億円	1兆 162.5 億円			1兆 5,258 億円
	損害保険会社 負担限度額	300 億円	4,000 億円	8,000 億円	1,255 億円	1兆 2,000 億円	1兆 5,000 億円	1兆 8,000 億円	2,742 億円

(3)

年月日		1995年 10月19日	1996年 1月1日	1997年 4月1日	1999年 4月1日	2002年 4月1日	2005年 4月1日	2008年 4月1日	2009年 4月1日
火災保険の保険金額に対する割合									
限度額	建物		→ 5,000万円						
	家財		→ 1,000万円						
補償内容									
総支払限度額	政府負担 限度額	3兆 1,000 億円	2兆 6,884 億円		3兆 1,974.5 億円	3兆 4,891.3 億円	3兆 7,526.7 億円	4兆 1,221.9 億円	4兆 3,915 億円
	損害保険会社 負担限度額	4,116 億円	7,000 億円	5,025.5 億円	4兆 1,000 億円	4兆 5,000 億円	4兆 7,473.3 億円	5兆 8,778.1 億円	5兆 1兆 5,000 億円

(4)

年月日		2011年 5月2日	2012年 4月6日	2013年 5月16日	2014年 4月1日	2016年 4月1日	2017年 1月1日
火災保険の保険金額に対する割合							→
限度額	建物						→
	家財						→
補償内容							全損 大半損 小半損 一部損
総支払限度額	政府負担 限度額	5兆 5,000 億円	4兆 7,755.5 億円	6兆 2,000 億円	5兆 7,120 億円	6兆 2,000 億円	7兆円
	損害保険会社 負担限度額	7,244.5 億円	4,880 億円	2,405 億円	5兆 9,595 億円	6兆 7,386 億円	11.3 兆円

(注)創設時の契約方法は自動付帯であったが、1980年7月1日より原則自動付帯(希望により付帯しない選択も可能)となった。

# ▶ 地震災害の経験を踏まえた主な制度改定

## ①1980年7月改定(1978年宮城県沖地震)

1978年6月12日に発生した**宮城県沖地震**(M7.4)は、住家の全壊1,383棟、半壊、一部破損も多数となるなど、宮城県を中心に大きな被害をもたらしました。

この地震で多数発生した半壊および一部破損の被害が地震保険の補償の対象とならなかったため、保険契約者から補償内容について改善の要望が寄せられ、国会でも論議されるなど、地震保険制度の充実と早期改善が強く要請されました。

これらを受けて、補償内容について、従来の全損に加え、

新たに半損が損害区分に導入されました。また、付帯割合は火災保険金額に対し一律30%であったものを30%~50%の範囲に拡大し、加入限度額についても、建物は240万円から1,000万円に、家財は150万円から500万円に引き上げられました。さらに、保険契約者の利便性を考慮し、地震保険の付帯対象となるすべての火災保険種目と必ずセットで加入し、保険契約者に特別の事情のある場合には付帯しないことができる方法(原則自動付帯)となりました。

## ②1991年4月改定(1987年千葉県東方沖地震・1989年伊豆半島沖群発地震)

1987年12月17日に発生した**千葉県東方沖地震**(M6.7)は、千葉県を中心に、住宅建物の全壊16棟、一部破損の被害も多数となりました。また、1989年7月から8月にかけて発生した**伊豆半島沖群発地震**においても一部破損が多数発生しました。しかし、当時の地震保険では一部損が補償されな

かったため、契約者から一部損も補償の対象にしてほしいという声があがりました。

このような背景から、従来の全損および半損に加え、新たに一部損が導入されました。

## ③1996年1月改定(1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災))

1995年1月17日、淡路島付近を震源とする**1995年兵庫県南部地震(阪神・淡路大震災)**(M7.3)が発生し、神戸市・淡路島を中心に非常に大きな被害をもたらしました。

震災当時の地震保険制度には、家財の損害認定結果(半損・一部損)は建物の損害認定結果に準拠するという規定がありました。そのため、この地震によって家財に深刻な被害を受けたにもかかわらず、建物の損傷が無い、あるいは軽微であるために、十分な地震保険金が支払われないという事例が生じました。

また、建物1,000万円、家財500万円という当時の加入限度額や、家財の半損に対する支払が保険金額の10%という設定に対し、被災者の生活再建支援としては十分ではないとして、これらを引き上げてほしいとの要望が寄せられました。

このような背景から、家財単独の損害認定が導入され、家財建物の加入限度額は1,000万円から5,000万円に、家財は500万円から1,000万円に引き上げられ、家財の半損の支払割合が10%から50%に引き上げられました。

## ④2017年1月改定(2011年東北地方太平洋沖地震(東日本大震災))

2011年3月11日、三陸沖を震源として**東北地方太平洋沖地震(東日本大震災)**(M9.0)が発生し、東北地方太平洋沿岸は津波による壊滅的な被害を受けるとともに、関東地方でも大規模な液状化現象が生じるなど、東日本の広い地域に被害をもたらしました。

この地震への対応を踏まえ、地震保険制度の見直すべき点(強靭性・商品性)について検討するため、有識者による「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」が財務省に設置されました。

東日本大震災発生当時の損害区分は、全損(支払割合100%)、半損(同50%)、一部損(同5%)の3区分でした。この点について、有識者から「一部損と半損の支払金額に10倍の格差があり、被災者から僅かな損害の差で支払い保険金

に大きな格差が生じることに対し、不満の声が寄せられている」との指摘があり、2012年11月取りまとめられた報告書において、「損害査定の迅速性を確保しつつ、より損害の実態に照らした損害区分とすることが望ましい」と整理されました。

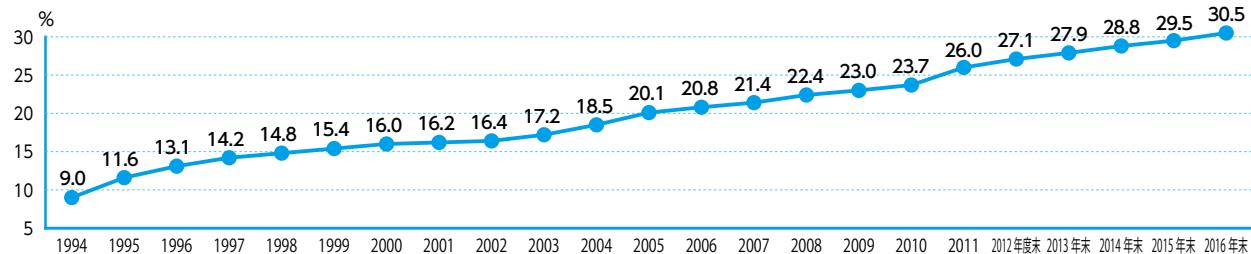
そして、「地震保険制度に関するプロジェクトチーム」フォローアップ会合においてさらに検討が進められ、損害査定の迅速性への影響を抑制したうえで、損害の実態に照らした保険金支払割合に近づけるため、従来の半損を大半損(支払割合60%)と小半損(支払割合30%)に分割し、損害区分を3区分から4区分に細分化する方向性が示されました。

このような背景から、損害区分は全損・大半損・小半損・一部損の4区分となりました。

## 地震保険世帯加入率

2016年末

30.5%



## 地震保険 都道府県別世帯加入率の推移

(単位: %)

都道府県名	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末
北海道	21.6	22.1	22.5	22.8	23.4
青森県	18.1	18.6	19.2	19.7	20.3
岩手県	18.4	19.2	20.5	21.7	22.7
宮城县	48.5	50.4	50.8	51.5	51.8
秋田県	16.9	18.0	19.2	20.2	21.0
山形県	17.3	18.2	19.3	20.1	21.0
福島県	24.3	26.0	26.8	28.0	29.1
茨城県	24.9	26.1	27.0	27.9	28.6
栃木県	22.5	23.7	25.2	26.5	27.7
群馬県	16.7	17.6	19.0	20.3	21.6
埼玉県	28.1	29.0	30.0	30.6	31.4
千葉県	30.9	31.6	32.4	32.9	33.4
東京都	34.1	34.9	35.6	36.1	36.7
神奈川県	32.3	33.1	33.8	34.4	35.1
新潟県	19.1	19.5	20.1	20.6	21.2
富山県	17.9	18.6	19.5	20.3	21.4
石川県	22.5	22.8	23.5	24.0	24.9
福井県	21.8	22.9	24.2	25.4	26.7
山梨県	27.0	27.7	29.0	30.2	31.6
長野県	16.1	16.8	17.9	19.3	20.7
岐阜県	30.5	31.3	32.5	33.6	34.6
静岡県	27.6	28.4	29.0	29.7	30.4
愛知県	37.3	37.9	38.7	39.4	40.3
三重県	25.6	26.0	26.6	27.2	27.9
滋賀県	23.3	24.2	25.3	26.4	27.5
京都府	24.7	25.8	27.1	28.2	29.3
大阪府	28.0	29.0	30.0	30.7	31.5
兵庫県	22.2	23.3	24.5	25.6	26.7
奈良県	25.1	26.1	27.1	27.8	28.7
和歌山县	22.5	23.2	23.9	24.5	25.3
鳥取県	20.1	20.9	21.9	23.0	24.5
島根県	13.4	13.9	14.6	15.3	16.2
岡山県	18.8	19.5	20.5	21.5	22.7
広島県	26.5	27.1	28.0	28.7	29.4
山口県	20.5	21.2	22.4	23.3	24.6
徳島県	25.2	25.9	26.9	27.8	28.7
香川県	27.1	28.0	29.0	30.0	31.3
愛媛県	21.0	21.7	22.7	23.4	24.4
高知県	23.2	23.8	24.6	25.2	26.0
福岡県	30.2	31.0	32.0	32.8	34.2
佐賀県	16.6	17.3	18.2	19.2	21.3
長崎県	12.9	13.2	13.6	13.9	15.4
熊本県	26.5	27.3	28.5	29.8	35.6
大分県	20.1	20.9	22.1	23.1	24.6
宮崎県	21.8	22.5	23.5	24.5	25.8
鹿児島県	23.0	23.6	24.1	24.7	25.9
沖縄県	13.0	13.4	14.0	14.3	14.8
全国	27.1	27.9	28.8	29.5	30.5

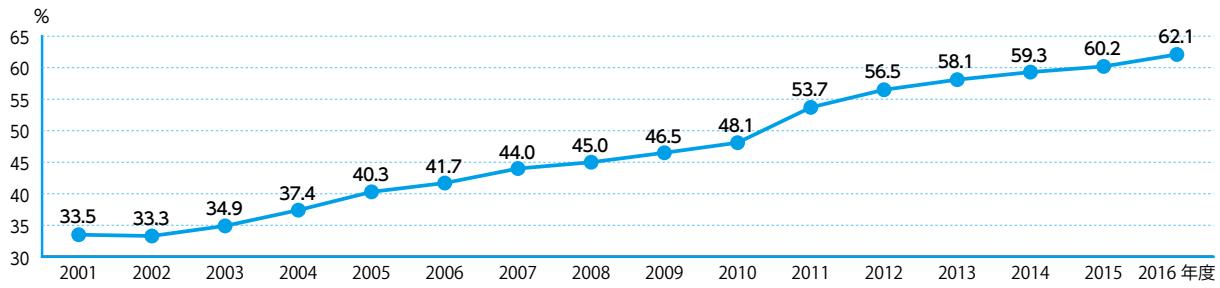
(注1) 当該年度末の地震保険の契約件数(証券単位。共済は含まれていない。)を当該年度末の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。  
ただし、2013年以降は、当該年末の地震保険契約件数を翌年1月1日時点の住民基本台帳に基づく世帯数で除した数値。

(注2) 2012年度以後の世帯数には、2012年7月9日より住民基本台帳法の適用対象となった外国人を含む。 損害保険料率算出機構資料より

## 地震保険付帯率

2016 年度

62.1%



## 地震保険 都道府県別付帯率の推移

(単位: %)

都道府県名	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度
北海道	49.7	50.5	50.8	51.0	52.4
青森県	57.7	59.4	60.8	61.8	62.9
岩手県	61.4	64.0	65.3	66.8	67.9
宮城县	83.5	85.2	85.3	86.2	86.4
秋田県	63.2	65.7	67.3	68.5	69.5
山形県	56.1	57.3	59.1	60.9	62.5
福島県	64.8	67.0	68.7	70.5	72.2
茨城県	57.4	59.9	60.3	60.5	61.9
栃木県	55.4	58.0	60.5	62.2	64.2
群馬県	47.8	50.1	52.6	54.7	56.6
埼玉県	55.2	57.2	58.3	58.9	60.4
千葉県	53.7	55.1	55.8	56.9	58.7
東京都	53.9	55.1	56.0	56.8	58.1
神奈川県	55.6	56.5	57.4	58.2	59.3
新潟県	57.6	59.6	61.3	62.4	64.0
富山県	47.5	48.9	50.3	51.2	54.1
石川県	50.8	51.5	52.1	53.4	56.2
福井県	52.1	54.5	56.4	58.0	59.7
山梨県	61.6	63.3	65.8	67.7	69.8
長野県	47.0	49.3	51.7	54.4	56.7
岐阜県	68.8	70.7	72.3	73.1	74.6
静岡県	59.5	60.8	61.8	62.7	64.4
愛知県	69.5	70.5	71.2	71.1	72.9
三重県	62.4	64.0	64.0	64.8	66.2
滋賀県	50.3	52.7	54.3	55.6	57.5
京都府	47.7	50.3	51.9	53.2	55.7
大阪府	53.9	56.0	56.9	57.5	59.0
兵庫県	48.4	51.6	53.1	54.3	56.2
奈良県	58.0	60.0	61.1	61.7	63.8
和歌山县	55.5	56.8	58.1	59.3	61.0
鳥取県	57.8	60.4	62.3	64.2	66.8
島根県	52.3	53.7	54.9	55.5	57.8
岡山県	47.7	49.7	52.1	53.6	56.8
広島県	61.6	62.9	64.7	65.7	67.0
山口県	51.9	53.8	55.8	57.6	60.1
徳島県	69.5	71.0	71.7	72.4	73.8
香川県	60.4	63.0	64.4	66.3	68.8
愛媛県	58.6	61.2	62.5	63.9	66.0
高知県	81.7	83.3	83.3	84.2	84.8
福井県	59.8	61.3	62.8	64.0	67.2
佐賀県	41.5	42.5	43.3	44.7	50.1
長崎県	37.7	38.3	38.5	39.2	45.0
熊本県	58.9	60.7	62.0	63.8	74.3
大分県	57.2	59.9	61.4	62.9	65.9
宮崎県	71.0	72.8	74.6	76.3	79.0
鹿児島県	69.3	70.8	71.5	73.0	76.3
沖縄県	50.9	51.5	51.5	51.5	54.2
全国	56.5	58.1	59.3	60.2	62.1

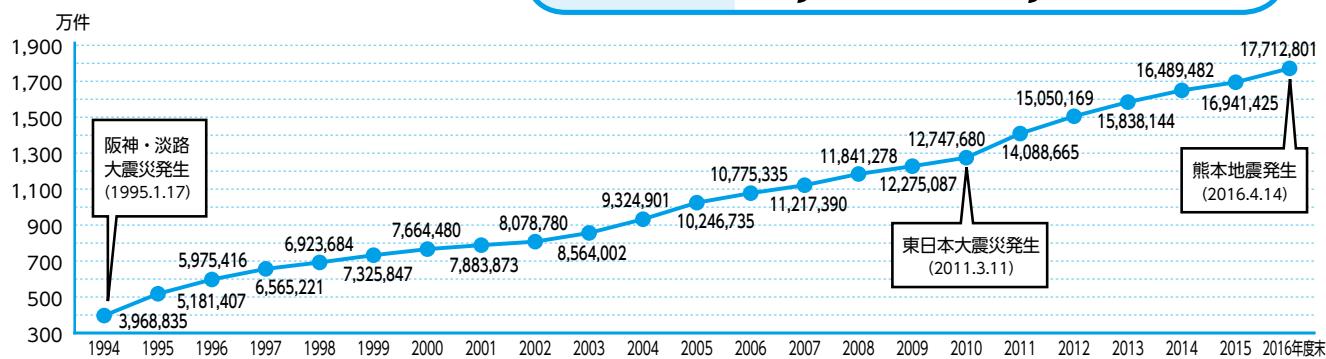
(注) 当該年度中に契約された火災保険契約(住宅物件)に地震保険契約が付帯されている割合。 損害保険料率算出機構資料より

# 地震保険関係

## 地震保険保有契約件数

2016年度末

1,771万2,801件



## 地震保険 都道府県別保有契約件数の推移

(単位:件)

都道府県名	2012年度末	2013年度末	2014年度末	2015年度末	2016年度末
北海道	585,992	607,750	619,379	630,531	651,108
青森	105,196	110,584	114,040	116,815	121,048
岩手	94,027	101,216	108,525	114,689	120,542
宮城	454,736	488,383	493,792	503,917	509,528
秋田	71,463	78,092	82,978	86,571	90,249
山形	70,193	75,615	79,982	83,421	87,675
福島	183,393	199,598	209,512	219,980	229,572
茨城	292,873	314,624	328,277	340,224	354,137
栃木	177,298	192,521	206,716	217,795	229,710
群馬	134,521	145,707	159,073	169,762	182,251
埼玉	858,646	910,209	948,359	977,407	1,016,561
千葉	829,890	868,527	897,572	917,218	946,862
東京	2,270,244	2,371,127	2,446,929	2,503,026	2,587,064
神奈川	1,322,355	1,376,797	1,418,179	1,450,566	1,497,454
新潟	166,085	173,179	179,133	184,491	191,563
富山	72,358	76,963	81,045	84,636	89,870
石川	103,812	107,769	111,528	114,472	120,368
福井	61,799	66,338	70,273	74,133	78,645
山梨	94,170	98,213	103,628	108,092	113,856
長野	136,005	144,748	156,369	167,885	181,083
岐阜	240,176	252,154	266,430	272,202	284,142
静岡	417,264	436,744	453,589	460,310	477,862
愛知	1,147,238	1,188,283	1,261,264	1,254,979	1,309,075
三重	195,867	202,364	213,059	211,885	220,629
滋賀	126,465	135,115	142,665	149,368	157,633
京都	288,289	309,489	325,968	339,903	358,408
大阪	1,145,713	1,211,995	1,258,153	1,295,856	1,346,761
兵庫	542,640	584,522	616,813	646,303	682,433
奈良	144,301	153,154	158,969	163,580	170,684
和歌山	98,195	102,559	105,945	108,531	112,855
鳥取	46,650	49,382	51,985	54,584	58,911
島根	37,809	40,161	42,390	44,375	47,638
岡山	152,432	162,399	172,053	180,353	193,675
広島	335,668	349,360	364,164	373,675	386,468
山口	134,509	142,077	149,242	155,040	164,444
徳島	82,783	86,863	89,669	92,228	96,714
香川	115,090	121,058	126,272	131,188	138,553
愛媛	134,840	142,649	148,880	153,255	160,268
高知	81,510	85,105	87,663	89,098	92,012
福井	688,474	722,737	751,153	775,313	823,854
佐賀	52,954	56,402	59,709	63,247	71,399
長崎	80,249	83,860	86,273	88,573	100,049
熊本	199,175	209,947	219,806	230,505	283,160
大分	105,111	112,080	118,257	123,632	132,875
宮崎	111,504	117,664	123,602	128,432	136,069
鹿児島	183,441	190,213	194,169	199,612	211,645
沖縄	76,766	81,848	86,051	89,767	95,439
全国	15,050,169	15,838,144	16,489,482	16,941,425	17,712,801

(注) 当該年度末の地震保険の保有契約件数(共済は含まれていない。)に基づく(証券単位)。

損害保険料率算出機構資料より

## 主要国の損害保険料比較 (2015年)

国名 (地域名)	元受収入保険料			対GDP割合		国民1人当たり保険料	
	(百万円)	順位	占有率(%)	(%)	順位	(円)	順位
アメリカ	91,735,934	1	37.81	4.22	5	285,453	4
中国	21,107,771	2	8.70	1.63	53	15,326	56
ドイツ	13,997,379	3	5.77	3.36	10	165,920	10
日本	12,718,568	4	5.24	2.55	20	100,508	22
イギリス	12,693,825	5	5.23	2.44	22	128,121	16
フランス	9,657,084	6	3.98	3.09	13	135,604	13
カナダ	7,883,660	7	3.25	4.23	4	220,054	6
オランダ	7,544,109	8	3.11	8.35	2	445,860	2
韓国	6,654,334	9	2.74	4.12	6	131,436	15
イタリア	4,827,101	10	1.99	2.06	32	73,531	29
スペイン	3,957,264	11	1.63	2.75	15	85,302	26
ブラジル	3,841,838	12	1.58	1.80	43	18,461	54
イスラエル	3,287,651	13	1.36	4.12	7	395,366	3
オーストラリア	3,233,842	14	1.33	2.16	30	135,508	14
台湾	1,964,039	15	0.81	3.23	11	83,777	27
アルゼンチン	1,907,587	16	0.79	2.66	18	43,888	35
ベルギー	1,900,621	17	0.78	2.65	19	128,037	17
インド	1,813,781	18	0.75	0.72	78	1,381	84
ロシア	1,762,254	19	0.73	1.19	67	12,287	64
メキシコ	1,653,074	20	0.68	1.20	66	12,996	62
その他の国(地域)	28,476,520	—	11.74	—	—	—	—
合計(平均)	242,618,236	—	100.00	2.77	—	33,102	—

(注1) Swiss Re社発行のsigma No.3/2016を元に作成。

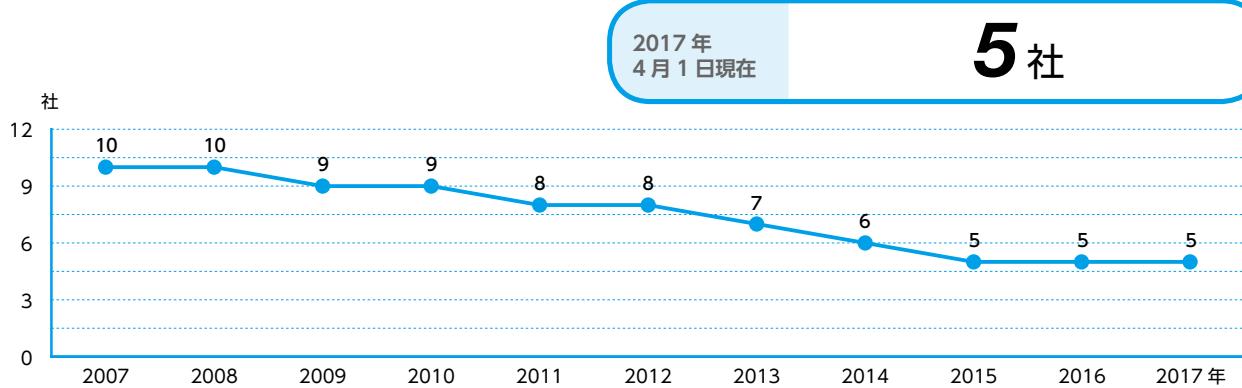
(注2) 合計(平均)欄の数字は、2015年の調査対象147か国の合計値。

(注3) 保険料は、国内会社、外国会社を合わせた当該国における元受保険料(クロス・ボーダー取引保険料を含む)であり、海外支店等による元受保険料は含まれない。

(注4) 保険料の日本円換算および国民1人当たり保険料は、2015年の平均為替レート(1ドル=120.11円)により算出。

## 会員会社の海外進出状況 (各年4月1日現在)

## ▶ 海外に進出して保険事業を行っている会員会社数



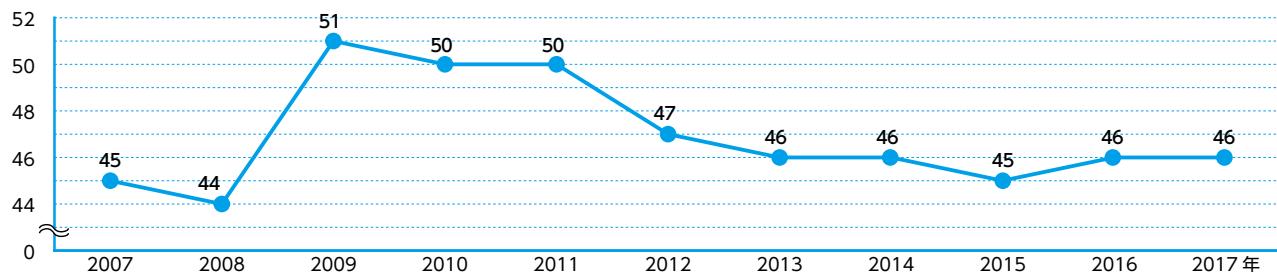
(注1) 保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2) 海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合がある。

## ▶ 会員会社が保険事業を行っている海外の国・地域数

2017年  
4月1日現在**46**か国・地域

国・地域数



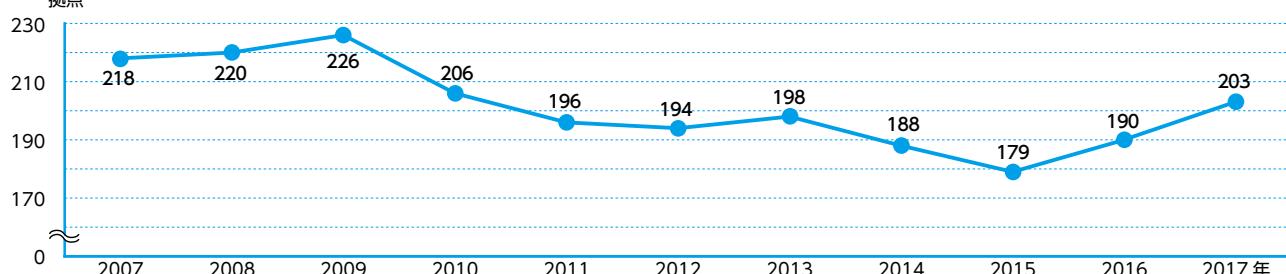
(注1)保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2)海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

## ▶ 会員会社が保険事業を行っている海外の営業拠点数

2017年  
4月1日現在**203**拠点

拠点



(注1)保険事業とは、元受事業および再保険事業を指す(資産運用・損害調査等の関連事業は除く)。

(注2)海外進出の形態は、現地法人である場合と本社の支店・代理店である場合とがある。

## ▶ 会員会社の海外駐在員事務所数

年	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017
駐在員事務所を設置している会社数	10	10	10	10	7	7	7	6	5	5	5
国・地域数	43	43	44	41	42	41	40	43	43	39	38
都市数	77	79	81	78	79	79	79	82	83	83	81
駐在員事務所数	172	174	179	175	172	175	183	184	161	166	162

## 会員会社の海外との再保険取引

### 会員会社の海外出再保険料

2016 年度

**5,782 億円**

### 会員会社の海外受取再保険金(再保険手数料含む)

2016 年度

**3,909 億円**

(注)海外現地法人分を含まない。

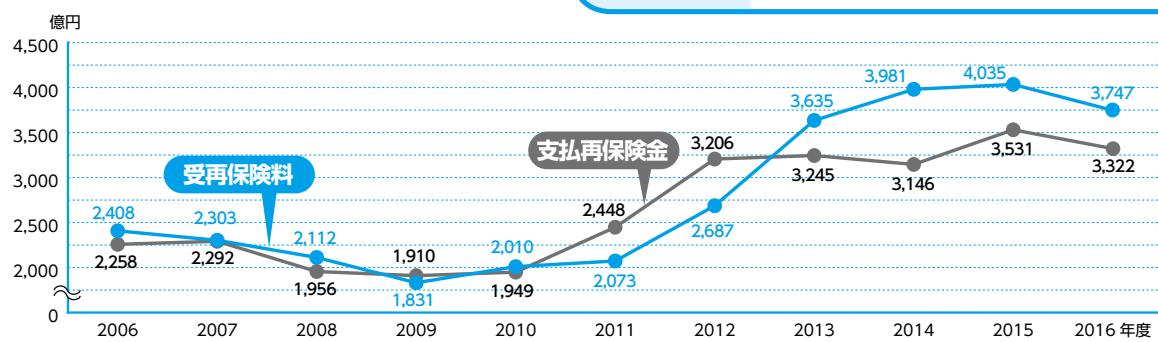
### 会員会社の海外受再保険料

2016 年度

**3,747 億円**

### 会員会社の海外支払再保険金(再保険手数料含む)

2016 年度

**3,322 億円**

## 海外連結損害保険子会社の地域別正味収入保険料(2016年度)

(単位:億円)

元受保険会社			再保険専門会社	合計
北米・中南米	欧州・中東・アフリカ	アジア・大洋州		
10,271	7,375	2,381	2,761	22,788

# 自由化以降20年間の損害保険業界の動向

1996

1997

1998 1999

2000

金融ビッグバンのはじまり

各社工夫による新商品の開発

保険料の自由化

保険商品の多様化

## 96.4 保険業法の改正

- 損保・生保相互参入
- 保険プローラー制度の導入
- 算定会制度の見直し
- 商品・料率の届出制の導入 等

## 96.11 金融ビッグバン構想の提唱

## 97.6 保険審議会報告

- 算定会制度の見直し
- 金融業態間の参入促進
- 銀行等による保険販売 等

## 96.12 日米保険協議決着

- 主要分野の規制緩和
- ・算定会料率使用義務の廃止
- ・リスク細分型自動車保険の認可 など全5項目
- 子会社による第三分野への参入条件
- ・生損保子会社に激変緩和措置として一定の販売制限を実施
- ※激変緩和措置の解除基準  
→主要分野の規制緩和終了後、2年半後に解除

## 98.12 金融システム改革法施行

- 算定会制度の見直し
- 支払保証制度の創設
- 業態間の相互参入
- 業務範囲の拡大
- 早期是正措置の導入 等

## 98.7 算定会制度の改革

- 損害保険料率算出団体に関する法律の改正
- 算定会料率使用義務の廃止  
(経過措置:2年間)

## 00.6 保険業法の改正

- 銀行等による保険販売解禁
- 保険会社の倒産法制の整備 等

## 00.6 算定会料率の経過措置終了

主要分野の規制緩和終了

法 律  
制 度

募集制度

参入規制  
緩 和

保険商品

契約者  
保 護主 な  
合 併 等

## 96.4 保険仲立人(保険プローラー)制度導入

## 98.12 業態間の相互参入

- 保険会社⇒証券会社
- 保険会社⇒破たん銀行
- 銀行⇒破たん保険会社

## 99.10 業態間の相互参入

- 保険会社⇒銀行

## 00.10 業態間の相互参入

- 銀行⇒保険会社

97.1  
98.4 制度の対象拡大

## 98.12 保険会社の投資信託販売解禁

97.1  
99.8 届出制の対象種目拡大

## 97.9 リスク細分型自動車保険の認可

## 99.4 早期是正措置制度の導入

## 00.5 第一火災、業務一部停止命令

## 00.6 保険契約者保護機構の業務の拡大・強化

- 経過措置(保険金全額補償)

大東京火災

千代田火災

同和火災

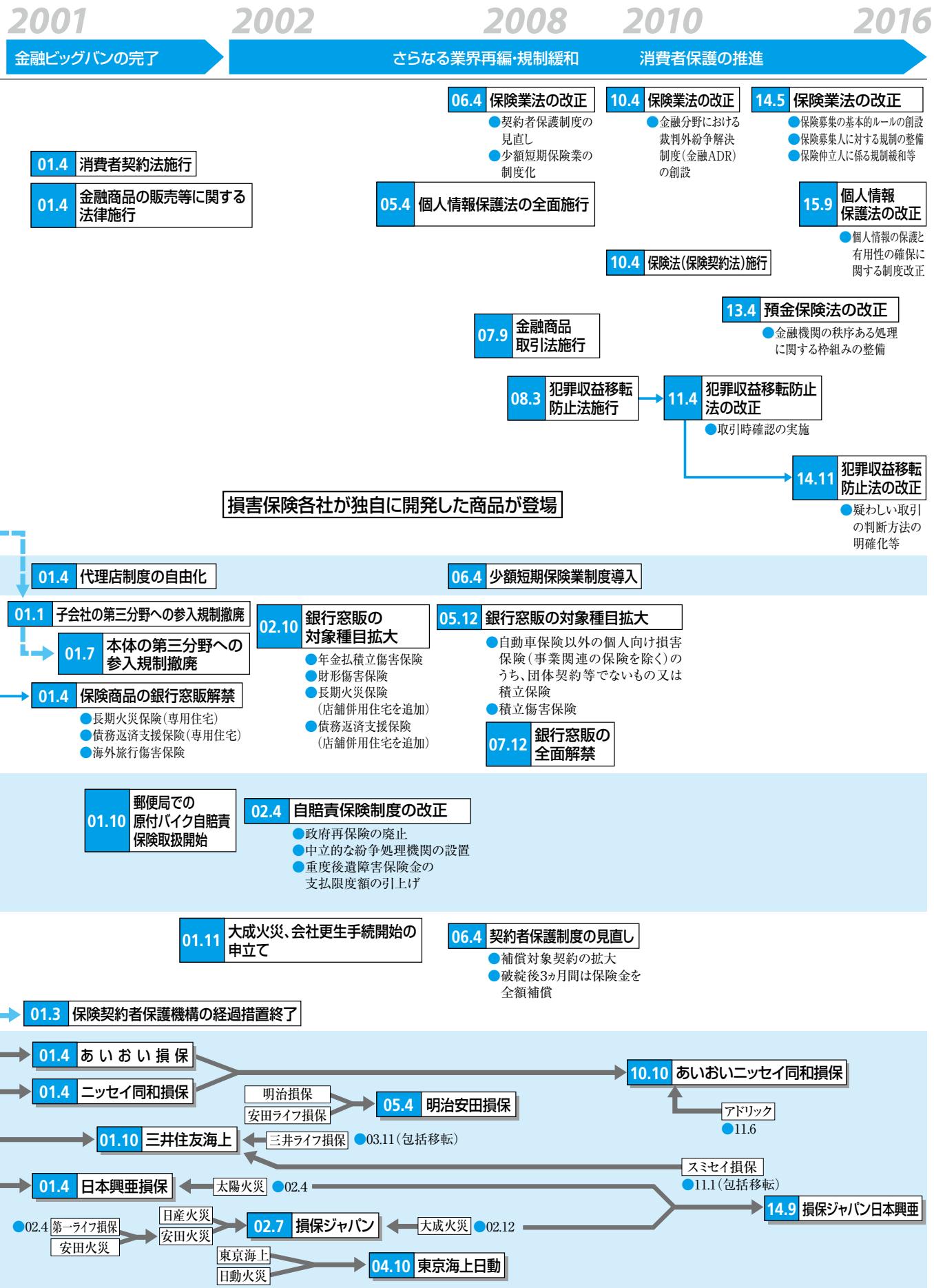
ニッセイ損保

住友海上

三井海上

興亜火災

日本火災



はじめに・損害保険の概況

損保協会の活動

I 損害保険の普及  
啓発・理解促進II 損害保険契約者等  
からの相談対応、苦情・紛争の解決III 損害保険業の向上  
業務品質の向上IV 基盤整備  
基盤整備V 事故・災害および  
犯罪の防止・軽減VI 試験・認定、研修等  
試験・認定、研修等

資料・データ

## 損害保険のあゆみ

沿革	
1859年 (安政6年)	●横浜で損害保険業が外国保険会社により始まる
1867年 (慶応3年)	●福沢諭吉、「西洋旅案内」で「災難請合の事(イ [ン] シュアランス)」と題して「火災請合」、「海上請合」を紹介
1869年 (明治2年)	●神奈川の税関が保税倉庫内貨物に關し火災損傷の請負を行う
1873年 (明治6年)	●北海道開発の目的で設立された保任社が、函館、東京、大阪間の海上運送貨物について、危難請負開始
1877年 (明治10年)	●第一国立銀行、「海上受合」を開始
1878年 (明治11年)	●わが国最初の海上保険会社設立認可を取得
1879年 (明治12年)	●わが国最初の海上保険会社営業開始 ◆貨物海上保険発売
1883年 (明治16年)	◆船舶保険発売
1887年 (明治20年)	●わが国最初の火災保険会社設立認可を取得 ◆火災保険発売
1888年 (明治21年)	●わが国最初の火災保険会社営業開始
1893年 (明治26年)	◆運送保険発売
1895年 (明治28年)	●保険学会設立
1898年 (明治31年)	●旧商法全面施行(保険事業は免許制となり、保険監督行政の基礎確立)
1899年 (明治32年)	●保険契約法を含む新商法および保険監督法を含む商法施行法公布・施行
1900年 (明治33年)	●保険業法公布・施行 ●農商務省商工局に保険課新設
1904年 (明治37年)	◆信用保険発売
1907年 (明治40年)	●火災保険協会(5社参加)設立、全国料率協定実現(1912年崩壊)

沿革	
1910年 (明治43年)	●わが国最初の傷害保険専門会社発起認可を取得
1911年 (明治44年)	◆傷害保険発売
1914年 (大正3年)	●戦時海上保険補償法公布(1917年9月廃止) ●火災保険協会改組(16社参加) ◆自動車保険発売
1916年 (大正5年)	●火災保険協会を大日本火災保険協会(第1次)と改称 ◆盜難保険発売
1917年 (大正6年)	●大日本聯合火災保険協会(大日本火災保険協会と外国保険協会とが統合)設立、全国協定料率を実施
1920年 (大正9年)	●日本海上保険協会設立
1923年 (大正12年)	●関東大震災発生
1925年 (大正14年)	●農商務省の商工省と農林省への分離により保険監督行政は商工省商務局保険課所管となる
1926年 (大正15年) (昭和元年)	◆硝子保険(ガラス保険)発売
1927年 (昭和2年)	●船舶保険協同会設立
1933年 (昭和8年)	●財団法人損害保険事業研究所設立
1936年 (昭和11年)	◆航空保険発売
1938年 (昭和13年)	◆風水害保険発売
1939年 (昭和14年)	●改正保険業法公布 ●大日本聯合火災保険協会を大日本火災保険協会(第2次)に改組
1940年 (昭和15年)	●改正保険業法施行 ●損害保険国営再保険法施行(1945年2月廃止)
1941年 (昭和16年)	●日本損害保険協会(旧)設立(大日本火災保険協会、船舶保険協同会等の諸機関を統合) ●保険監督行政の所管、商工省から大蔵省へ移管 ●戦争保険臨時措置法公布(1944年2月廃止)

沿革	
1942年 (昭和17年)	●損害保険統制会設立(日本損害保険協会(旧)解散)
1943年 (昭和18年)	●戦争死亡傷害保険法公布(1945年12月廃止)
1944年 (昭和19年)	●戦争保険臨時措置法を廃止し、戦時特殊損害保険法公布(1945年12月廃止)
1945年 (昭和20年)	●損害保険中央会法公布 ●損害保険中央会設立(1947年9月解散) ●損害保険統制会解散、業務は中央会へ移管
1946年 (昭和21年)	●日本損害保険協会設立
1948年 (昭和23年)	●日本損害保険協会、社団法人に改組 ●保険募集の取締に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算出団体に関する法律公布・施行 ●損害保険料率算定会設立
1949年 (昭和24年)	●外国保険事業者に関する法律公布・施行
1950年 (昭和25年)	●全国損害保険代理業協会連合会設立 ●日本損害保険協会、国際海上保険連合に加盟
1951年 (昭和26年)	◆入札保証保険・履行保証保険発売
1952年 (昭和27年)	●火災保険代理店格付制度創設・実施
1953年 (昭和28年)	◆賠償責任保険発売
1955年 (昭和30年)	●自動車損害賠償保障法公布・施行 同法により自賠責保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足 ◆自動車損害賠償責任保険発売
1956年 (昭和31年)	●自動車損害賠償責任保険の強制付保実施 ●日本機械保険連盟設立 ◆機械保険・組立保険発売
1957年 (昭和32年)	◆個人賠償責任保険発売
1958年 (昭和33年)	◆ゴルファー保険発売 ◆船客傷害賠償責任保険発売
1959年 (昭和34年)	●保険審議会(大蔵大臣の諮問機関)発足

沿革	
1960年 (昭和35年)	●日本原子力保険プール設立 ◆原子力施設賠償責任保険発売 ◆原子力輸送賠償責任保険発売 ◆建設工事保険発売
1961年 (昭和36年)	◆住宅総合保険発売 ◆動産総合保険発売
1962年 (昭和37年)	●第1回東アジア保険会議、東京で開催 ◆店舗総合保険発売 ◆国内旅行傷害保険発売
1963年 (昭和38年)	●日本船舶保険連盟設立
1964年 (昭和39年)	●自動車保険料率算定会設立 ●所得税法上に損害保険料控除制度を創設・実施 ●全国損害保険代理業協会連合会、社団法人に改組 ◆原子力財産保険発売
1965年 (昭和40年)	●日本損害保険協会、相談・苦情処理機関を拡充(損害保険調停委員会・損害保険相談室を設置)
1966年 (昭和41年)	●地震保険に関する法律公布・施行 ◆地震保険発売 ●原動機付自転車の自賠責保険強制付保実施
1967年 (昭和42年)	◆交通事故傷害保険発売
1968年 (昭和43年)	●長期総合保険発売 ◆団地保険発売 ◆つり保険発売
1972年 (昭和47年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)開校
1973年 (昭和48年)	●ノンマリン代理店制度実施 ◆ファミリー交通傷害保険発売 ◆土木工事保険発売 ◆住宅火災保険発売
1974年 (昭和49年)	◆所得補償保険発売 ◆保証証券(シェアティ・ボンド)発売 ◆海外旅行傷害保険(独立約款)発売 ◆積立ファミリー交通傷害保険発売
1975年 (昭和50年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆ヨット・モーターボート総合保険発売 ◆コンピュータ総合保険発売
1976年 (昭和51年)	●国際アクチュアリー会議、東京で開催

## 損害保険のあゆみ

沿革	
1977年 (昭和52年)	◆満期戻総合保険発売
1979年 (昭和54年)	◆労働災害総合保険発売
1980年 (昭和55年)	●全国損害保険代理業協会連合会、日本損害保険代理業協会に改組 ●新ノンマリン代理店制度実施 ◆自転車総合保険発売
1981年 (昭和56年)	●船舶戦争保険再保険プール設立
1982年 (昭和57年)	●第11回東アジア保険会議、東京で開催 ◆学生総合保険発売 ◆費用・利益保険発売 ◆テニス保険発売 ◆家族傷害保険発売
1983年 (昭和58年)	●全都道府県に警察との防犯対策連絡協議会設置 ◆スキーライフ・スケート総合保険発売
1984年 (昭和59年)	◆積立動産総合保険発売
1985年 (昭和60年)	●国際海上保険連合総会、東京で開催 ◆医療費用保険発売
1986年 (昭和61年)	●損害保険ネットワーク稼働 ◆積立普通傷害保険発売 ●積立家族傷害保険発売
1987年 (昭和62年)	◆こども総合保険発売
1988年 (昭和63年)	●財形貯蓄の取扱金融機関に参入 ◆財形貯蓄傷害保険発売
1989年 (昭和64年) (平成元年)	●国債の窓口販売業務の開始 ●自賠責保険の診療報酬基準案につき日本医師会と合意 ◆介護費用保険発売 ◆積立女性保険発売 ◆積立生活総合保険発売
1990年 (平成2年)	●財団法人損害保険事業研究所を財団法人損害保険事業総合研究所に改組 ◆積立介護費用保険発売
1991年 (平成3年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)上級コース開校 ●損害保険業界としての「行動規範」策定 ◆建物更新総合保険発売 ◆企業費用・利益総合保険発売

沿革	
1992年 (平成4年)	◆年金払積立傷害保険発売
1993年 (平成5年)	●第1回日本国際保険学校(ISJ)海外セミナーを開催 ●国際保険学会(IIS)セミナー、東京で開催
1994年 (平成6年)	●損害保険各社が日本証券業協会に加入
1995年 (平成7年)	●阪神・淡路大震災発生 ●新保険業法の成立・公布 ●国際海上保険連合総会、東京で開催
1996年 (平成8年)	●新保険業法の施行 ●損害保険代理店制度実施 ●損害保険契約者保護基金制度の創設 ●損害保険仲立人(ブローカー)研修・試験の開始 ●子会社方式による生損保相互参入 ●日米保険協議決着
1997年 (平成9年)	●日本船舶保険連盟解散 ●日本機械保険連盟解散
1998年 (平成10年)	●金融監督庁の発足 ●保険業法の改正・公布 ●損害保険料率算出団体に関する法律の改正・施行 ●損害保険契約者保護機構の創設
1999年 (平成11年)	●早期は正措置制度の導入 ●子会社方式による銀行・信託・証券業務への参入 ◆積立自動車保険発売
2000年 (平成12年)	●介護保険法の施行 ●第一火災海上保険相互会社に業務一部停止命令 ●金融庁発足 ●銀行、保険会社間の子会社方式による相互参入解禁
2001年 (平成13年)	●第三分野参入規制の撤廃 ●改正自動車損害賠償保障法の成立・公布 ●消費者契約法・金融商品の販売等に関する法律施行 ●第一火災海上保険相互会社契約の損害保険契約者保護機構への移転 ●銀行等による保険販売の開始 ●損害保険代理店制度の自由化 ●確定拠出年金法(日本版401K)の公布・施行 ◆確定拠出年金積立傷害保険発売 ◆ガン保険、医療保険発売 ●郵便局でバイク自賠責保険取扱開始 ●大成火災海上保険株式会社が会社更生手続きの開始申立て

沿革	
2002年 (平成14年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●改正自動車損害賠償保障法の施行</li> <li>●自賠責保険・共済紛争処理機構が改正自動車損害賠償保障法の指定を受け業務開始</li> <li>●本人確認法の成立</li> <li>●損害保険料率算出機構設立</li> <li>●第21回東アジア保険会議、東京で開催</li> </ul>
2003年 (平成15年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本人確認法の施行</li> <li>●個人情報保護法の成立</li> </ul>
2004年 (平成16年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険業法施行規則等の一部改正 (責任準備金制度の改正)</li> </ul>
2005年 (平成17年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●付隨的な保険金支払い漏れが判明した損害会社に対し業務改善命令</li> <li>●個人情報保護法の全面施行</li> </ul>
2006年 (平成18年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本損害保険協会に「消費者の声」諮問会議を設置</li> <li>●保険業法等の一部改正 (セーフティネットの見直し、少額短期保険業の導入)</li> <li>●国際海上保険連合総会、東京で開催</li> <li>●金融商品取引法の成立</li> </ul>
2007年 (平成19年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●第三分野商品の不適切な不払いが判明した損害会社に対し、業務停止命令を含む行政処分</li> <li>●地震保険料控除制度の実施</li> <li>●金融商品取引法の全面施行</li> <li>●銀行等による保険販売の全面解禁</li> <li>●住宅瑕疵担保履行法公布</li> </ul>
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●犯罪収益移転防止法の施行 (本人確認法の廃止)</li> <li>●金融庁が「金融サービス業におけるプリンシップ」を公表</li> <li>●保険法の成立</li> </ul>
2009年 (平成21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金融商品取引法等の一部を改正する法律公布(金融ADR等)</li> <li>●保険業法等の一部改正 (ファイアーアウォール規制の見直し、利益相反管理体制の構築)</li> <li>●住宅瑕疵担保履行法全面施行</li> </ul>
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険法の施行</li> <li>●日本損害保険協会にそんぽADRセンター(損害保険紛争解決サポートセンター)を設置</li> </ul>
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東日本大震災発生</li> <li>●犯罪収益移転防止法の改正(取引時確認の実施)</li> <li>●損害保険募集人一般試験の開始</li> </ul>
沿革	
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●日本損害保険協会、一般社団法人に移行</li> <li>●損害保険大学課程の開始</li> <li>●日本損害保険協会の「消費者の声」諮問会議を「お客さまの声・有識者諮問会議」に改組</li> </ul>
2013年 (平成25年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●預金保険法の一部改正(金融機関の秩序ある処理に関する枠組みの整備)</li> </ul>
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険業法等の一部改正(保険募集の基本的ルールの創設、保険募集人に対する規制の整備、保険仲立人に係る規制緩和等)</li> <li>●米国の「外国口座税務コンプライアンス法(FATCA)」の施行</li> <li>●犯罪収益移転防止法の一部改正 (疑わしい取引の判断方法の明確化等)</li> </ul>
2015年 (平成27年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」の一部改正(非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度の整備)</li> <li>●個人情報保護法の一部改正(個人情報の保護と有用性の確保に関する制度改正)</li> </ul>
2016年 (平成28年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●熊本地震発生</li> <li>●特定商取引法の一部改正(特定の取引類型について不公平な勧誘行為等の取り締まり)</li> <li>●消費者契約法の一部改正(契約の取消しと契約条項の無効等を規定)</li> <li>●保険業法の一部を改正する法律の施行</li> </ul>
2017年 (平成29年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震保険制度の改定(損害区分の細分化、割引制度の拡充、保険料率の見直し)</li> <li>●金融庁が「顧客本位の業務運営に関する原則」を公表</li> <li>●民法の一部改正(法定利率の見直し、定期約款に関する規定の新設等)</li> <li>●個人情報保護法の一部改正(勧告・命令等の個人情報保護法に基づく監督権限が主務大臣(各省庁)から個人情報保護委員会に移行)</li> <li>●国際海上保険連合総会、東京で開催</li> </ul>

## 2016年4月以降の主な出来事

時期	法制・行政関係	損保協会関係	自然災害関係
2016年 4月			○平成28年熊本地震 (熊本、大分等)
5月		○外国人居住者向けの情報提供WEBサイトの中 國語版・韓国語版を作成 ○自転車事故防止啓発冊子「小学生のための自転 車安全教室」が「平成27年度消費者教育教材資 料表彰」の優秀賞を受賞	
6月	○「特定商取引法」の一部改正(特定の取引類型に ついて不公正な勧誘行為等の取り締まり) ○「消費者契約法」の一部改正(契約の取消しと契 約条項の無効等の規定)	○自動運転の法的責任について報告書を作成	○九州地方で記録的大 雨
7月	○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正 (改正犯罪収益移転防止法を踏まえた態勢整備等)		
8月	○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正 (外国法準拠の契約の管理態勢整備等) ○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正 (不祥事件等に関する監督上の対応の整理、団体 保険における団体要件の弾力化) ○「個人情報保護法施行令」の一部改正および「個 人情報保護法施行規則」の制定	○内閣府等主催の「第1回防災推進国民大会」に参 画し首都直下地震をテーマとしたシンポジウム 等を開催 ○中学校・高等学校向けの防災教育副教材を作成	○台風10号 (北海道、岩手等)
9月	○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改正 (障害者差別解消法等に則った態勢整備)	○地震保険制度創設50周年記念フォーラムを開 催 ○「交通事故多発交差点ワースト5」最新版を公開	○台風16号 (鹿児島、宮崎、兵庫、愛 知等)
10月		○盗難防止の日	○阿蘇山噴火 ○鳥取県中部地震
11月	○「個人情報の保護に関する法律についてのガイ ドライン(通則編、外国にある第三者への提供 編、第三者提供時の確認・記録義務編及び匿名加 工情報編)」の制定		
12月	○「保険業法施行令」の一部改正(金融機能安定 確保法の施行に伴う規定の整理)	○損害保険トータルプランナー認定授与式開催	
2017年 1月	○地震保険制度の改定(損害区分の細分化、割引 制度の拡充、保険料率の見直し)		
2月	○「金融分野における個人情報保護に関するガイ ドライン」および「金融分野における個人情報 保護に関するガイドラインの安全管理措置等 についての実務指針」の一部改正		○大雪 (広島、岡山、鳥取等)
3月	○「保険会社向けの総合的な監督指針」の一部改 正(金融庁提出書類における役員等の氏名につ いて旧姓のみの使用を容認) ○「顧客本位の業務運営に関する原則」の公表	○「防災教育副教材」、「全国統一防火標語・防火ボ スター」、「軽消防自動車・高規格救急自動車寄 贈」が「ジャパン・レジリエンス・アワード」の「優 秀賞(企業・産業部門)」を受賞	
4月		○高齢者交通事故の防止のための動画を作成	
5月	○改正個人情報保護法の全面施行に伴い、勧告・命 令等の個人情報保護法に基づく監督権限が主務 大臣(各省庁)から個人情報保護委員会に移行	○損保協会創立100周年 ○「損害保険会社に係る個人情報保護指針」の改定	
6月	○民法の一部改正(法定利率の見直し、定型約款に 関する規定の新設等)		

# 平成28年熊本地震への対応

損害保険業界では、2016年4月14日および16日に、相次いで最大震度7を観測した「平成28年熊本地震」の発生を受け、損保協会本部に「地震保険中央対策本部」（以下、中央対策本部という）、損保協会九州支部に「地震保険現地対策本部」、熊本県熊本市に「現地対策機関」を設置し、業界一丸となって保険金支払および被災契約者への対応に取り組みました。

## 1. 中央対策本部の運営

2016年4月20日に中央対策本部の基本方針を策定し、同方針に基づき、迅速かつ的確な対応に向けて取組みを進めました。

保険金の支払に一定の目処がついたことから、2016年6月30日をもって同本部は解散し、震災対応で明らかになった各種課題については、損保協会の関係委員会において継続検討することとしました。

## 2. 相談対応、契約照会対応

そんぽADRセンターでは、地震保険等に関するご相談等に対応しました。また、自然災害損害保険契約照会センターでは、災害救助法適用地域において損害保険会社との保険契約に関する手掛かりを失った方からの照会を受け付けました。

### 【相談関連】

- 相談・苦情件数：1,684件
  - 契約照会件数：375件
- （2017年3月31日現在）

## 3. 保険金支払

迅速な保険金支払のため、損害状況申告方式（一定の条件下でお客様の申告に基づく書面調査）を実施しました。

また、保険金請求書の作成・提出等が困難で、迅速な保険金支払に支障が生じる等の一定の条件に合致する場合に、一部の地震保険金請求書類の提出を省略するなどの取扱いを実施しました。

さらに、大きな被害が発生した地域において、保険金の請求を行っていないお客様に対して個別に連絡したり、お客様に各種書類を送付する機会に合わせて地震保険金の請求勧奨を行ったりする等の対応

を実施しました。

### 【支払保険金関連】

- 支払契約件数：200,029件
  - 支払保険金：約3,753億円
- （2017年3月31日現在、日本地震再保険株式会社資料より）

## 4. 特別措置等

被災されたお客様に配慮した対応として、次の特別措置を実施しました。

- 災害救助法適用地域における自動車保険や火災保険料等の継続契約の締結手続き猶予、保険料の払込み猶予
- 自動車検査証の有効期間が伸長された地域に使用の本拠を有する自動車等に対する自賠責保険の継続契約の締結手続き猶予、保険料の払込み猶予

## 5. 情報提供

新聞広告やマスコミへの情報提供等を通じて、相談窓口や各種特別措置、地震保険金の請求勧奨等に関する告知活動を行いました。

また、損保協会のホームページに熊本地震専用ページを開設して、関連情報を随時掲載しました。

さらに、被災地の主要な市町村を訪問し、①指定避難所および役所内でのポスター（損害保険会社各社の相談窓口等を掲載）の掲示、②指定避難所および罹災証明受付窓口等におけるリーフレット（地震保険で支払われる保険金や各種の特別措置等を記載）の配布を実施しました。

## 損保協会の所在地 (2017年9月現在)

本部・支部 ( ) は当該支部の所管地域

中国支部 (広島県・岡山県・  
山口県・鳥取県・島根県)

〒730-0036  
広島県広島市中区袋町3-17  
シンヨービル12階  
082 (247) 4529

四国支部 (香川県・愛媛県・  
徳島県・高知県)

〒760-0025  
香川県高松市古新町8-1  
高松スクエアビル3階  
087 (851) 3344

九州支部 (福岡県・佐賀県・  
長崎県・熊本県・大分県・  
宮崎県・鹿児島県)

〒810-0041  
福岡県福岡市中央区大名2-4-30  
西鉄赤坂ビル9階  
092 (771) 9766

沖縄支部 (沖縄県)

〒900-0033  
沖縄県那覇市久米2-2-20  
大同火災久米ビル9階  
098 (862) 8363

北陸支部 (石川県・富山県・  
福井県)

〒920-0919  
石川県金沢市南町5-16  
金沢共栄火災ビル4階  
076 (221) 1149

近畿支部 (大阪府・京都府・  
兵庫県・奈良県・和歌山県・  
滋賀県)

〒541-0041  
大阪府大阪市中央区北浜2-6-26  
大阪グリーンビル9階  
06 (6202) 8761

北海道支部 (北海道)

〒060-0001  
北海道札幌市中央区北一条西7-1  
CARP札幌ビル7階  
011 (231) 3815

東北支部 (宮城県・青森県・  
岩手県・秋田県・山形県・  
福島県)

〒980-0811  
宮城県仙台市青葉区一番町2-8-15  
太陽生命仙台ビル9階  
022 (221) 6466

北関東支部 (埼玉県・群馬県・  
栃木県・長野県・新潟県)

〒330-0854  
埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-10-16  
シーノ大宮ノースウイング10階  
048 (611) 6542

本部

〒101-8335  
東京都千代田区神田淡路町2-9  
損保会館  
03 (3255) 1844 (代表)

南関東支部 (東京都・神奈川県・  
千葉県・茨城県・山梨県)

〒101-8335  
東京都千代田区神田淡路町2-9  
損保会館  
03 (3255) 1450

中部支部 (愛知県・岐阜県・  
三重県・静岡県)

〒460-0008  
愛知県名古屋市中区栄4-5-3  
KDX名古屋ビル4階  
052 (249) 9760

### そんぽADRセンター (損害保険相談・紛争解決サポートセンター)

損害保険に関する一般的なご相談に対応するほか、保険業法に基づく指定紛争解決機関として、損害保険会社とのトラブルが解決しない場合の苦情の受付や損害保険会社との間の紛争解決のための業務を行っています。  
※当協会と手続実施基本契約を締結している保険会社に限ります。

**【受付時間】**月～金曜日(祝日・休日および12月30日～1月4日を除く)の午前9時15分～午後5時

**【電話番号】**ナビダイヤル **0570-022808** (通話料有料)

IP電話からは、以下の直通電話へおかけください

名 称	直通電話	郵便番号	所 在 地
そんぽADRセンター北海道	011-351-1031	〒060-0001	札幌市中央区北一条西7-1 CARP札幌ビル7階
そんぽADRセンター東北	022-745-1171	〒980-0811	仙台市青葉区一番町2-8-15 太陽生命仙台ビル9階
そんぽADRセンター東京	03-4332-5241	〒101-0063	千代田区神田淡路町2-105 ワテラスアネックス7階
そんぽADRセンター北陸	076-203-8581	〒920-0919	金沢市南町5-16 金沢共栄火災ビル4階
そんぽADRセンター中部	052-308-3081	〒460-0008	名古屋市中区栄4-5-3 KDX名古屋ビル4階
そんぽADRセンター近畿	06-7634-2321	〒541-0041	大阪市中央区北浜2-6-26 大阪グリーンビル9階
そんぽADRセンター中国	082-553-5201	〒730-0036	広島市中区袋町3-17 シシンヨービル12階
そんぽADRセンター四国	087-883-1031	〒760-0025	高松市古新町8-1 高松スクエアビル3階
そんぽADRセンター九州	092-235-1761	〒810-0041	福岡市中央区大名2-4-30 西鉄赤坂ビル9階
そんぽADRセンター沖縄	098-993-5951	〒900-0033	那覇市久米2-2-20 大同火災久米ビル9階

(注) 損害保険の加入、契約内容の変更や事故の連絡は、直接、損害保険会社または代理店へお願いします。

